

島根県建築物耐震改修促進計画

平成29年3月

島 根 県

目 次

概 要 編	i
計 画 本 編	
第1章 耐震改修促進計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 促進計画の位置づけ及び内容等	5
第2章 建築物の耐震化の現状等及び問題点、課題	9
1. 地震の災害履歴	9
2. 想定される地震の規模及び被害の状況	11
3. 建築物の耐震化の現状等	26
4. 建築物の耐震化における問題点及び今後の課題	56
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	62
1. 目標設定における基本的な考え方	62
2. 住宅の耐震化の目標	63
3. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標	65
4. 公共建築物の耐震化の目標	67
第4章 建築物の耐震化目標を達成するための施策	68
1. 施策の基本的な取り組み方針	68
2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策（基本施策1）	71
3. 建築物の地震防災に関する啓発及び知識普及のための施策（基本施策2）	79
4. 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する法的措置等の実施方針（基本施策3）	82
5. 今後の推進体制整備等に関する方策	104

概 要 編

島根県建築物耐震改修促進計画概要

計画改定の背景と目的

建築物の地震に対する安全性の向上等を図ることを目的に、都道府県計画としての「島根県建築物耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）」を平成 19 年 2 月に策定した。

その後、平成 25 年には耐震改修促進法の改正により、一定規模を超える特定用途の建築物に対する耐震診断の結果の報告を義務付けられた。また、平成 28 年 3 月には国の基本方針が改正され、「住宅の耐震化率を平成 32 年までに 95%、平成 37 年までにほぼ解消する。」との目標が示され、都道府県計画を速やかに改定すべきとされた。

本県の促進計画は「島根県地域防災計画（震災編）」等との整合を図りつつ、平成 27 年までの 10 ヶ年を計画期間として実施してきたところだが、平成 27 年度末での耐震化率は、住宅で 70%、特定建築物で 86%と目標値に達していないことから、引き続き建築物の耐震化の目標及びそれを達成するための施策等を定める新しい促進計画を策定する。

建築物の耐震化の現状等及び問題点、課題

1. 想定される地震の規模及び被害の状況（島根県地域防災計画による被害想定抜粋）

陸域の想定地震 (マグニチュード7を設定)	人的被害		建築物被害	
	死者数(人)	負傷者数(人)	全壊数(棟)	半壊数(棟)
A. 宍道断層の地震	102	1,322	3,260	10,708
B. 宍道湖南方の地震	5	123	705	2,632
C. 大田市西南方の地震	12	296	591	3,448
D. 浜田市沿岸の地震	68	966	1,358	4,855
E. 弥栄断層帯の地震	14	310	363	1,616

2. 建築物の耐震化の現状等

区分	年度			H27 年度時点 (H25 年度)	目標との差
	H17 年度時点	H27 年度目標			
住宅	64% (75%)	90% <90%>	...	70% (82%)	▲20% (▲8%)
多数の者が利用する 建築物	62% (75%)	90% <90%>		86% (85%)	▲4% (▲5%)

※上段は県、下段()内は全国の耐震化率、< > 内は国の目標を示す。

3. これまでの取組状況

- ・耐震化の必要性及び対策に関する知識の普及啓発 ⇒ 地域学習会や講習会、自治会単位の出前講座の開催
- ・自助努力を称える顕彰制度の実施 ⇒ 「しまね建築・住宅コンクール」の開催
- ・木造住宅への補助 ⇒ 補助実績（耐震診断：598 件、耐震改修又は除却 220 件）
- ・建築技術者及び事業者の養成 ⇒ 技術者講習会の開催
- ・不特定多数の者が利用する大規模な民間建築物への補助
⇒補助実績（耐震診断：4 件、耐震改修：3 件）

4. 建築物の耐震化における問題点及び今後の課題

◆ 問題点の整理

①住宅

- ・耐震性の低い老朽木造戸建住宅が多数存在、大規模な被害を受ける危険性が高い。
- ・老朽住宅には迅速な避難が困難な高齢者が多く居住、人的被害拡大の恐れがある。
- ・耐震改修の取り組みが少ない、老朽住宅に居住する高齢者の多くは所得が低く、改修が進みにくい。

②特定建築物

ア. 多数の者が利用する建築物

- ・改修の前提となる耐震診断の実施状況が悪い。
- ・災害時に重要な役割を果たす建築物の耐震化率が低く、地域防災計画の実効性に問題がある。
- ・民間を先導すべき公共建築物の取り組みが悪い。

イ. 危険物を貯蔵する施設等

- ・耐震化の取り組み状況が悪く、ほとんど進んでいない。
- ・市街地立地の場合は特に周辺への影響が懸念される。

ロ. 道路閉塞の恐れのある建築物

- ・幅員の狭い既存市街地の道路が緊急輸送道路に指定されている。
- ・特定建築物に該当しない小規模店舗が多く、法的指導には限界がある。

③市街地

- ・道路が狭隘な老朽住宅密集地域では、多数の建物倒壊により避難救助活動が困難になる恐れ。
- ・火災の拡大により、多数の死傷者が出る大規模な市街地災害に発展する可能性が高い。

④所有者の意識・要望等

- ・耐震化の必要性についての認識が低い。
- ・自主的な取り組み、積極的な情報収集はしない。

◆ 課題の整理

①県民一丸となった促進体制づくり
所有者・自治会・建設事業者等が自主的に取り組むことが不可欠

②公共による誘導・支援施策の実施
県と市町村が連携した適切な支援・誘導施策等の実施が必要

③地震防災意識の啓発
所有者等の自主的な耐震化を促すためには徹底した意識啓発が必要

④多量な老朽住宅ストック対策の実施
自治会活動への支援、リフォームに併せた改修等の取り組みが必要

⑤特定建築物の耐震化の強化
災害拠点施設の耐震化、公共施設の率先実施が必要

⑥耐震化促進のための環境整備
技術者の養成、技術開発、相談体制の整備等が必要

⑦建築物以外の安全対策への配慮
人命を守るためには家具転倒防止対策、土砂災害対策等も必要

⑧密集市街地の防災対策の強化
建築物の耐震化、街の防火対策、道路整備等の総合対策が必要

⑨震災後の応急対策の準備
二次災害を防止する判定活動、仮住居の確保等の応急対策も必要

⑩法令に基づく指導等の強化
所有者等の自覚を高め、耐震化の動機付けを与えるため、法令に基づく厳格な指導・是正措置が必要



建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 目標設定における基本的考え方

本県の耐震化の現状は全国平均と比べて低い状況にあるが、今後、耐震改修に積極的に取り組むこととし、国の目標に可能な限り近づくよう設定する。

2. 耐震化の目標

区分 \ 年度	H27 年度末	H37 年度末目標
住 宅	70% (82%)	90% 〈おおむね解消〉
多数の者が利用する 建築物	86% (85%)	95% 〈おおむね解消〉
危険物の貯蔵場又は 処理場	68%	95%
道路閉塞の恐れのある 建築物	86%	95%

※上段は県、下段()内は全国の耐震化率、〈 〉内は国の目標を示す。

建築物の耐震化目標を達成するための施策

1. 施策の基本的な取り組み方針

◆耐震化促進における役割分担

建築物の耐震化は、その所有者が自らの命は自らが守り（自助）、地域社会が自らの地域は自らで守る（共助）という認識の下で取り組まれることを基本原則と考える。

民間建築物に対する県及び市町村による支援（公助）は、そのような民間の取り組みが上手く機能するよう、必要な情報提供と適切な誘導に努め、また民間では十分対応されにくい分野等を補完する役割に限定する。

◆重点的に耐震化すべき地域

- ①避難・救助活動が困難で延焼拡大の危険性がある老朽木造住宅密集地域
- ②地域防災計画に定める緊急輸送道路及び避難路の沿道地域

◆重点的に耐震化すべき建築物

- ①地震による倒壊等で人的被害の発生する可能性が高い住宅（耐震性が不明又は不足するもの）
- ②要緊急安全確認大規模建築物
- ③要安全確認計画記載建築物（防災拠点、避難所及び避難路等沿道建築物）
- ④災害時に救護施設となる病院
- ⑤災害時に要援護者施設となる社会福祉施設等
- ⑥災害時に一時居住施設となる公営住宅等

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策（基本施策1）

◆診断及び改修の誘導・支援策		①顕彰制度の実施	耐震化に関する先進的な事例・アイデアを顕彰
		②自治会による耐震化の取り組み	自治会単位での耐震化の仕組みづくり
		③リフォームに併せた耐震改修の促進	リフォームに併せた耐震化の仕組みづくり
		④業界による耐震化の取り組み	耐震化工事の需要拡大に向けた積極的営業活動
		⑤県・市町村が実施する支援策	補助事業等を活用した必要な助成制度の創設等
		⑥耐震改修促進税制の活用	各種特例措置の適用が可能な制度の啓発
		⑦県住宅供給公社による支援策	分譲住宅の耐震化、市町村の技術支援
	新促進計画 新設内容	⑧標準的な耐震診断費の情報提供	市町村ごとの標準費用のガイドライン作成
		⑨新耐震基準の住宅への支援	耐震性の確認に必要な助成等
		⑩部分的な耐震改修への支援	生命を守る手法として段階的改修への助成
		⑪中古住宅の耐震改修の促進	新たに入居する際に耐震診断・改修の実施支援
		⑫県建築住宅センターによる支援策	限界耐力計算法を用いた伝統構法住宅の耐震化
◆安心して診断及び改修できる環境整備		①優良な技術者の養成	専門講習会の開催による優良な技術者の養成
		②技術者等の登録制度の普及	優良な技術者等の登録・公表制度の促進
		③相談窓口の設置	関係機関による相談窓口の設置、体制の充実
		④技術開発の促進	関係機関による建築技術研究発表会の開催
		⑤特定優良賃貸住宅の空家の活用	耐震改修によって必要となる仮住宅の確保
	新促進計画 新設内容	⑥耐震診断士の派遣	市町村により診断士の選定、第三者の確認
◆地震時の総合的な安全対策		①建築物以外の地震予防対策	ブロック塀倒壊、家具転倒防止対策等の実施
		②土砂災害防止対策	危険住宅の移転、土砂災害防止事業の推進
		③密集市街地の地震防災対策	総合的な市街地整備事業等の導入等
		④地震発生後の応急対策	応急危険度判定の実施、賃貸住宅の紹介等
		⑤地震保険等への加入促進	地震保険等の加入促進に向けた情報提供

3. 建築物の地震防災に関する啓発及び知識普及のための施策（基本施策2）

◆地震防災マップの作成・公表		①市町村ごとの防災マップの作成	住民の意識啓発に資する防災マップの作成
		②身近な防災マップの作成	身近な危険が実感できる街区防災マップの作成
◆効果的な啓発メディアの整備		①啓発用パンフレット等の作成	地震防災・耐震改修に関するパンフレット等の作成
		②耐震改修事例集の作成	改修工事事例集を作成し相談業務等に活用
		③広報用ビデオ等の活用	ビデオ等を購入し研修・学習教材として活用
◆多様な学習機会の提供		①設計を通じた地域学習会の開催	住宅の改修設計を通じたワークショップの開催
		②セミナー・講習会等の開催	一般県民・特定建築物所有者向け講習会の実施
		③自治会による防災学習会の開催	自治会単位のきめ細かい防災学習会の開催
		④各種行事を活用した広報の実施	防災週間等の行事を活用した啓発活動の実施
	新促進計画 新設内容	⑤戸別訪問の実施	住宅所有者と対面説明、質疑応答の実施
		⑥基準適合マークの普及	耐震性が確保された建築物の認定表示

4. 特定建築物の所有者に対する法的措置等の実施（基本施策3）

◆耐震改修促進法による措置		①指導・助言の実施	耐震診断・改修についての指導、助言の実施
		②指示の実施	指導、助言に従わない所有者に対する指示
		③公表の実施	指示に従わない所有者の公表
	新促進計画 新設内容	④診断義務付け及び診断費の助成	要安全確認計画記載建築物の指定
		⑤診断結果の公表の実施	報告された診断結果の公表
◆建築基準法による措置		①是正勧告の実施	放置すれば保安上危険となる恐れのある建築物の所有者に対する勧告
		②是正命令の実施	保安上危険な建築物の所有者に対する命令

編 本 画 計

第1章 耐震改修促進計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

1 - 1 計画策定の背景

平成7年1月17日未明に発生した「兵庫県南部地震」を契機に、建築物の地震に対する安全性の向上等を図ることにより、大規模地震から国民の生命と財産を守ることを目的として、同年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が施行された。

その後も、平成12年10月の「鳥取県西部地震」、平成16年10月の「新潟県中越地震」、平成17年3月の「福岡県西方沖地震」等、近年、各地で大規模な地震が発生しており、いつどこで大規模地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっていた。

このような状況の中、平成17年9月の中央防災会議において、被害軽減対策の中でも死者数の軽減（半減）に最も効果的である“建築物の耐震化”を社会全体の国家的な緊急課題として位置づけ、大規模地震発生の切迫性が特に高い東海地震及び東南海・南海地震の被害想定地域のみならず、全国的な規模で緊急かつ強力に実施することとする「建築物の耐震化緊急対策方針」が決定された。

これを受け、平成17年10月の特別国会で改正耐震改修促進法が成立し、平成18年1月25日に関係省令及び国土交通大臣が定める基本方針が公布され、翌26日に施行された。

その後、平成23年3月に「東北地方太平洋沖地震」（東日本大震災）が発生し、マグニチュードはMw9.0と日本の観測史上最大規模の地震となり、この地震とそれによって引き起こされた津波、およびその後の余震は、東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害をもたらし、日本における戦後最悪の自然災害となるとともに、福島第一原子力発電所事故も引き起こした。

このような状況を踏まえ、平成25年11月には、以下の内容の改正が行われた。（詳細はP3の25年改正の概要 参照）

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする者が利用する建築物のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）や、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や防災拠点建築物（要安全確認計画記載建築物）について、耐震診断を行い報告することを義務付けし、その結果を公表することとした。
- 耐震改修を円滑に促進するために、耐震改修計画¹の認定基準が緩和され、対象工事が拡大され新たな改修工法も認定可能となり、容積率や建ぺい率の特例措置が講じられた。
- 区分所有建築物については、耐震改修の必要性の認定を受けた建築物について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和した。（区分所有法における決議要件が3／4以上から1／2超に）さらに、耐震性に係る表示制度を創設し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できることになった。

¹建築物の耐震改修を行おうとする建築物の所有者は、耐震改修の計画について認定を申請することができる。この計画が建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第3項各号に掲げる基準に該当するときは、認定を行うこととされている。

1 - 2 計画の目的

平成 17 年の改正耐震改修促進法では、第 4 条で国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定め、第 5 条第 1 項で都道府県はこの基本方針に基づき都道府県計画を策定することが義務付けられた。

本県においては、これまで平成 7 年の耐震改修促進法の施行を受けて平成 10 年 3 月に「島根県耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化推進に取り組んできたところであるが、法改正により、住宅及び特定建築物の耐震化率を 10 年後までに少なくとも 9 割にするという目標及び耐震化を図るべき対象建築物の範囲拡大など、より強力に建築物の耐震化を推進する必要が生じたことから、平成 19 年 2 月に大幅な見直しを行った。

その後も、平成 25 年には耐震改修促進法の改正により、新たに大規模地震発生時にその利用を確保することが必要な施設（防災拠点）や道路（緊急輸送道路）を計画に位置付けることによって、耐震診断の結果の報告を義務づけることが可能となった。また、平成 28 年 3 月には基本方針の改正では、住宅の耐震化率を平成 32 年までに 95%とし、平成 37 年までに「耐震性のない住宅をほぼ解消する」との目標が示された。

これらを踏まえた平成 29 年度からの新しい「島根県建築物耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）」では、平成 25 年住宅・土地統計調査の結果も踏まえて改めて耐震化の現状を把握し、耐震診断・耐震改修の実施による建築物の耐震性の向上について目標値を設定した上で、今後本県が建築物の所有者や市町村、建築関係団体等と連携して計画的かつ総合的に推進するための施策の基本的な枠組みを定めることを目的としている。

なお、耐震改修促進法第 6 条により、市町村の耐震改修促進計画策定の努力義務を課し、その内容は県の耐震改修促進計画に基づき策定するよう規定されていることから、広域計画としての性格を持つ県の促進計画は、今後策定・改訂される各市町村計画のガイドラインとしての重要な役割を担うものである。

【主な変更内容】

○法改正による用語の修正

- ・「特定建築物」から「特定既存耐震不適格建築物」へと修正
- ・要緊急安全確認大規模建築物に関する記載の追加
- ・新たな認定・表示制度に関する記載の追加
- ・その他条項ずれ等の所要の修正

○沿道建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要な道路

- ・現行計画に記載されている避難路（県地域防災計画上の緊急輸送路）について、引き続き耐震化の促進を図る道路として改めて位置付ける。
- ・市町村の申出により、県計画に位置付けていた道路は、市町村耐震改修促進計画に位置付けるものとして県計画からは削除する。

○その他時点修正

- ・補助制度及び補助実績／評価工法／耐震診断士／税制措置

参考：25年改正の概要

- ・次のイからハまでの建築物のうち、昭和56年5月以前のいわゆる旧耐震基準により建築等が行われたものの所有者には、耐震診断を行い報告することを義務付けし、報告された結果については、所管行政庁が公表することとされた。
 - イ 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする者が利用する建築物のうち大規模なもの。
 - ロ 促進計画に位置付けられた都道府県が指定する官公署、病院、避難所等の防災拠点建築物。
 - ハ 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物。
- (イを要緊急安全確認大規模建築物、ロ及びハを要安全確認計画記載建築物という。)
- ・耐震改修を円滑に促進するため、耐震改修計画の認定基準が緩和され、対象工事が拡大され新たな改修工法も認定可能となり、容積率や建ぺい率の特例措置が講じられた。
 - ・区分所有建築物については、耐震改修の必要性の認定を受けた建築物について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和。(区分所有法における決議要件が3/4以上から1/2超に)
 - ・耐震性に係る表示制度を創設し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要

平成7年12月25日施行
平成18年1月26日改正施行
平成25年11月25日改正施行



国による基本方針の作成

- 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標（75%（H15）→少なくとも9割（H27））
- 相談体制の整備等の啓発、知識の普及方針

- 耐震化の促進を図るための施策の方針
- 耐震診断、耐震改修の方法（指針）

都道府県・市町村による耐震改修促進計画の作成

- 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震改修等の目標
- 公共建築物の耐震化の目標

- 目標達成のための具体的な施策
- 緊急輸送道路等の指定（都道府県、市町村）、防災拠点建築物の指定（都道府県）

(1)建築物の耐震化の促進のための規制措置

指導・助言対象（全ての既存耐震不適格建築物）

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場
- 住宅や小規模建築物等

指示・公表対象

- 不特定多数の者が利用する建築物及び避難者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの
- 都道府県又は市町村が指定する避難路沿道建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

耐震診断の義務付け・結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進計画に位置付け）

- 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

(2)建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定

- ・地震に対する安全性が確保される場合は既存不適格のままで可とする特例
- ・耐火建築物、延べい平、容積率の特例

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- ・大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和。(区分所有法の特例:3/4→1/2)

耐震性に係る表示制度(任意)

- ・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示。

耐震改修支援センター

- ・耐震診断・耐震改修を円滑に進めるための情報提供等の総合的な支援を実施

補助等の実施

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・耐震対策緊急促進事業
- ・耐震改修促進税制 等

：今回の主な改正点

(1)耐震診断の義務付け・結果の公表

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等について、耐震診断の実施とその結果の報告を義務付け、所管行政庁において当該結果の公表を行う。

① 要緊急安全確認大規模建築物

イ 不特定多数の者が利用する大規模建築物

- ＜対象建築物＞ ※ 所管行政庁が1棟ごとに判断
- ・病院、店舗、旅館等 : 階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
 - ・体育館 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上

ロ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

- ＜対象建築物＞
- ・老人ホーム等 : 階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
 - ・小学校、中学校等 : 階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上
 - ・幼稚園、保育所 : 階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上

ハ 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

- ＜対象建築物＞
- ・危険物貯蔵場等 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)

耐震診断結果の報告期限

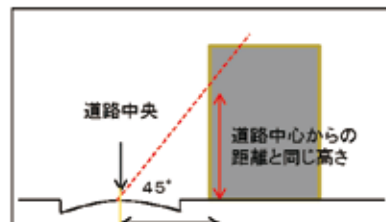
平成27年12月31日まで

② 要安全確認計画記載建築物

イ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

都道府県又は市町村が避難路を指定

- ＜対象建築物＞
- ・倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物(高さ6m以上)(右図参照)
 - ・ただし、地方公共団体が状況に応じて規則で別の定めをすることが可能。



ロ 防災拠点建築物

都道府県が指定

- ＜対象建築物＞
- 庁舎、病院、避難所となる体育館など

避難所として利用する旅館・ホテルについても位置づけが可能

耐震診断結果の報告期限

地方公共団体が定める日まで

2. 促進計画の位置づけ及び内容等

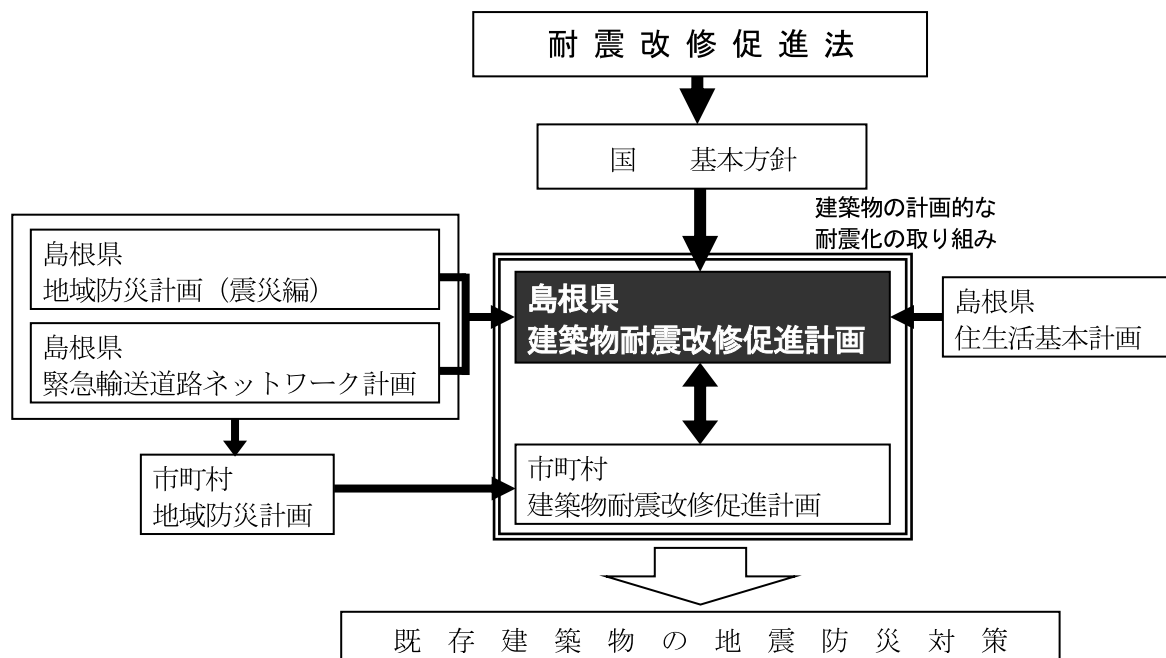
2 - 1 促進計画の位置づけ

促進計画は、「島根県地域防災計画（震災編）（平成26年3月）」の関連計画として、建築物の災害予防、避難地及び避難路の整備・周知等へ反映・連携させていくものとする。

また、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月）」に定められた第1次、第2次及び第3次の緊急輸送道路並びに「島根県住生活基本計画（平成29年3月策定予定）」における住宅の耐震化の施策との整合を図っていくものとする。

なお、これらの関連計画の改訂等が行われたときは、必要に応じて実施計画の見直しを行う。

図1-1 計画の位置づけのイメージ



2 - 2 促進計画の内容

促進計画は、平成25年の改正耐震改修促進法第5条第2項及び平成28年3月に改正された国の基本方針に基づき、次に掲げる事項について定める。なお、耐震化の目標を設定する建築物は、昭和56年5月以前に建築された新耐震基準に適合しない建築物で、居住世帯のある住宅及び多数の者が利用する等の建築物（耐震改修促進法第14条各号に掲げる規模、用途）とする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携

に関する事項

五 その他の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

2 - 3 促進計画の計画期間

平成 18 年度に策定した促進計画の計画期間は、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年であった。

平成 27 年度末の住宅の耐震化率及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の目標は 90%であるが、平成 27 年 10 月末の時点で住宅の耐震化率は 70%、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化率は 86%であり、目標に達していないことから、引き続き耐震化を促進する必要があるため、平成 28 年度に施策の見直しを行い、次期計画を策定するまでの間、現計画を平成 28 年度まで延長することとした。今回改正する促進計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 37 年度までとする。

なお、本計画は概ね 3 年ごとに耐震化の進捗状況及び施策の取り組み状況について点検を行い、必要があれば見直しを行う。

2 - 4 用語の定義

本計画において使用する主な用語について、以下に説明する。

- ① 耐震診断 地震に対する安全性を評価することをいう。
- ② 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替えまたは、敷地を整備することをいう。
- ③ 新耐震基準 昭和 56 年 6 月 1 日に改正された建築基準法に規定されている耐震基準をいう。
- ④ 特定既存耐震不適格建築物（特定建築物）
耐震改修促進法で定められた昭和 56 年 5 月以前に建築され、新耐震基準に適合しない建築物で、多数の者が利用するなど一定の用途と一定の規模に該当するものをいい、平成 25 年の改正前の耐震改修促進法第 6 条各号、改正後の同法第 14 条各号に該当する建築物をいう。（表 1-1、表 1-2、図 1-2 参照）
- ⑤ 所管行政庁 建築主事を置く市（建築基準法第 97 条の 2 第 1 項の規定により建築主事を置く市を除く）の区域においては当該市長（平成 28 年 4 月 1 日現在、県内では松江市、出雲市）をいい、その他の市町村の区域においては知事をいう。
- ⑥ 耐震化率 「全ての建築物」に対する「耐震性ありの建築物」の割合をいう。以下に算出方法を示す。

$$\text{耐震化率} = \frac{\text{耐震性ありの建築物}}{\text{全ての建築物}}$$

耐震性あり：・ S 56.6 以降の建築物
・ S 56.5 以前の建築物で耐震性が確認されたもの
・ 耐震改修済みの建築物

表 1-1 特定既存耐震不適格建築物一覧

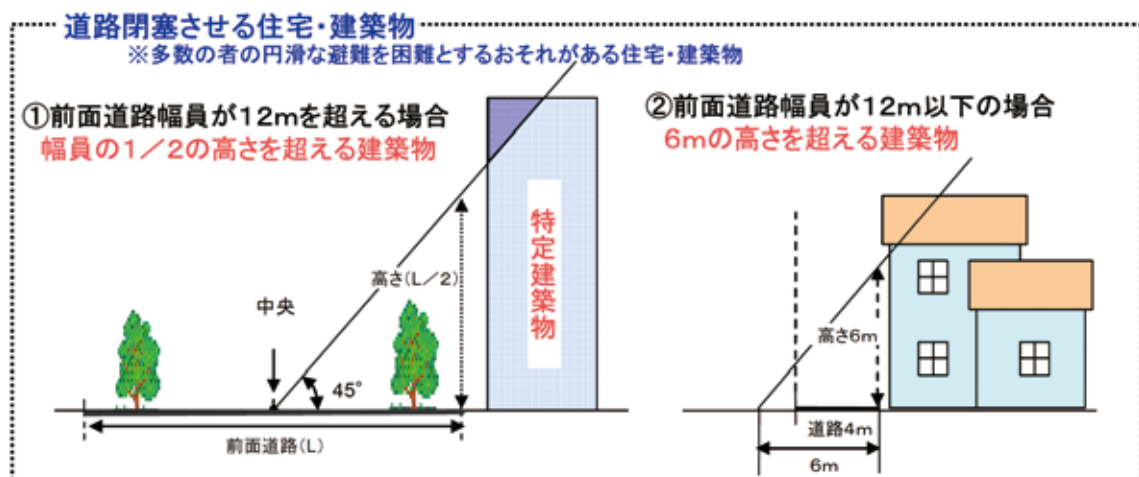
耐震改修促進法における規制対象一覧				
※義務付け対象は旧耐震建築物				
用 途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの				
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物 (道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

表 1-2 政令で定める危険物の種類と数量

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類(法律で規定) イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管及び電気雷管 ニ 銃用雷管 ホ 信号雷管 ヘ 実包 ト 空包 チ 信管及び火管 リ 導爆線 ヌ 導火線 ル 電気導火線 ヲ 信号炎管及び信号火箭 ワ 煙火 カ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10t 5t 50 万個 500 万個 50 万個 5 万個 5 万個 5 万個 500km 500km 5 万個 2t 2t 10t 5t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10 倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30t 可燃性液体類20m ³
④マッチ	300 マッチトン(※)
⑤可燃性のガス(⑥及び⑦を除く)	20,000m ³
⑥圧縮ガス	20万m ³
⑦液化ガス	2,000t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同法同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	毒物20t 劇物200t

(※) マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg

図 1-2 通行を確保すべき道路沿いの建築物の対象となる道路を閉塞させるおそれのある住宅・建築物



第2章 建築物の耐震化の現状等及び問題点、課題

1. 地震の災害履歴

1 - 1 全国で発生した近年の大規模地震

近年、全国で発生した大規模地震は、表 2-1 のとおりである。

発生の切迫性が高いとされる東海地震及び東南海・南海地震の被害想定地域以外の地域においても、全国各地で大規模地震が頻発しており、大規模地震は、いつどこで発生してもおかしくない状況であるとの認識が広がっている。

表 2-1 近年の大規模地震

発 生 年 月 日	名 称	地震の規模 (マグニチュード)	死者/不明 [負傷者] (人)
平成 7 (1995) 年 1 月 17 日	兵庫県南部地震	7.3	6,434 [43,792]
平成 12 (2000) 年 10 月 06 日	鳥取県西部地震	7.3	0 [182]
平成 13 (2001) 年 3 月 24 日	広島県芸予地震	6.7	2 [288]
平成 15 (2003) 年 9 月 26 日	十勝沖地震	8.0	1 [849]
平成 16 (2004) 年 10 月 23 日	新潟県中越地震	6.8	67 [4,805]
平成 17 (2005) 年 3 月 20 日	福岡県西方沖地震	7.0	1 [1,087]
平成 19 (2007) 年 3 月 25 日	能登半島地震	6.9	1 [356]
平成 19 (2007) 年 7 月 16 日	新潟県中越沖地震	6.8	15 [2,346]
平成 20 (2008) 年 6 月 14 日	岩手・宮城内陸地震	7.2	17/6 [426]
平成 23 (2011) 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震	9.0 ^{*1}	19,225/2,614 [6,219] ^{*2}
平成 23 (2011) 年 4 月 7 日	宮城県沖	7.2	4 [296]
平成 26 (2014) 年 11 月 22 日	長野県北部	6.7	0 [46]
平成 28 (2016) 年 4 月 14 日	熊本地震	7.3	88 [2,173]
平成 28 (2016) 年 10 月 21 日	鳥取県中部地震	6.6	0 [23] ^{*3}

^{*1} 地震の規模 (マグニチュード)、ただし、平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震はモーメントマグニチュード

^{*2} 人的被害及び物的被害については、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震」の余震による被害 および 3 月 11 日以降に発生した余震域外の地震で被害の区別が不可能なものも含む。

^{*3} 平成 28 年 (2016 年) 鳥取県中部地震は平成 29 年 1 月 4 日時点。

出典：気象庁HP被害地震資料

兵庫県南部地震の負傷者は、総務省消防庁による

1 - 2 県内に被害をもたらした主な地震

島根県で発生又は影響を及ぼした主な地震は、表 2-2 のとおりである。

歴史的には県内全域で大規模地震が発生しており、全国と同様に、島根県内においても、大規模地震が、いつどこで発生してもおかしくない状況であると認識する必要がある。

表 2-2 島根県被害地震

発生年月日	名 称 (震央地名)	地震の規模 (マグニチュード)	被 害 状 況
880 年 11 月 23 日	出雲	7.4	神社仏閣家屋転倒
1026 年 6 月 16 日	石見	不明	万寿の大津波、石見地方沿岸に大被害
1872 年 3 月 14 日	石見浜田地震	7.1	死者 804 人、負傷者 702 人
1914 年 5 月 23 日	島根県東部	6.3	外壁の亀裂、土地の崩壊・亀裂等
1943 年 9 月 10 日	鳥取地震	7.2	外壁の亀裂、屋根瓦の落下、煙突が折れる
2000 年 10 月 6 日	鳥取県西部地震	7.3	全半壊 610 棟、一部損壊 3,456 棟
2001 年 3 月 24 日	芸予地震	6.7	文教施設 9 棟、社会福祉施設 3 棟等で被害

出典：島根県地域防災計画（震災編）（平成 26 年 3 月）

2. 想定される地震の規模及び被害の状況

島根県では地震・津波に対する防災対策を計画するため、大きな被害が予想される地震に対して科学的・客観的手法により被害を想定する「地震被害想定調査」を平成22年11月から平成24年6月にかけて実施している。

その結果を「島根県地域防災計画（震災編） 平成26年3月」に記載しており、その内容を一部抜粋する。

2 - 1 地域防災計画（震災編）による被害想定

（1）想定される地震の規模と震度

■ 想定条件

地震の想定は、島根県への影響や地域性を考慮して、下表の9つの地震を選定している。

表 2-3 想定地震一覧

	想定地震名	マグニチュード（M）	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	太田市西南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	佐渡島北方沖の地震 【参考】佐渡島北方沖の地震（M8.01）	7.85 及び 8.01	—	○	プレート境界の地震を想定	国の調査
	出雲市沖合の地震 （断層北傾斜及び南傾斜）	7.5	○	○	海域の浅い地震を想定	断層
	浜田市沖合の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震
	隠岐北西沖の地震	7.4	—	○		

※ ○：想定対象、—：想定対象外

なお、「【参考】佐渡島北方沖の地震（M8.01）及び「隠岐北西沖」の地震については、津波浸水想定区域の調査のみ行っている。

県内で揺れを発生させる7つの想定地震（陸域5地震、海域2地震）に対する地震動の予測結果を以下に示す。

図 2-1 地震動の想定を対象とした地震の断層位置

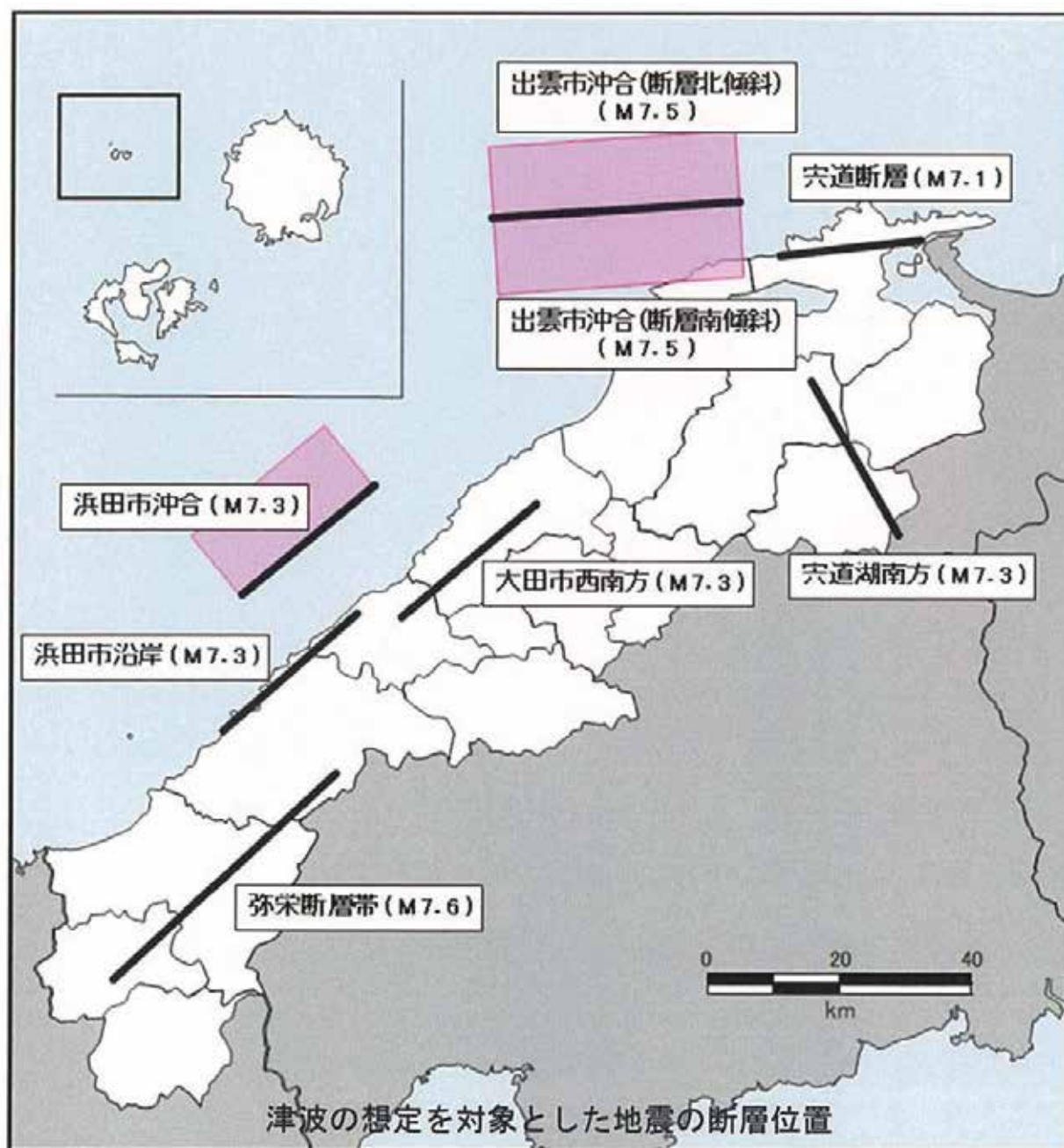


図 2-2 各地震における震度分布

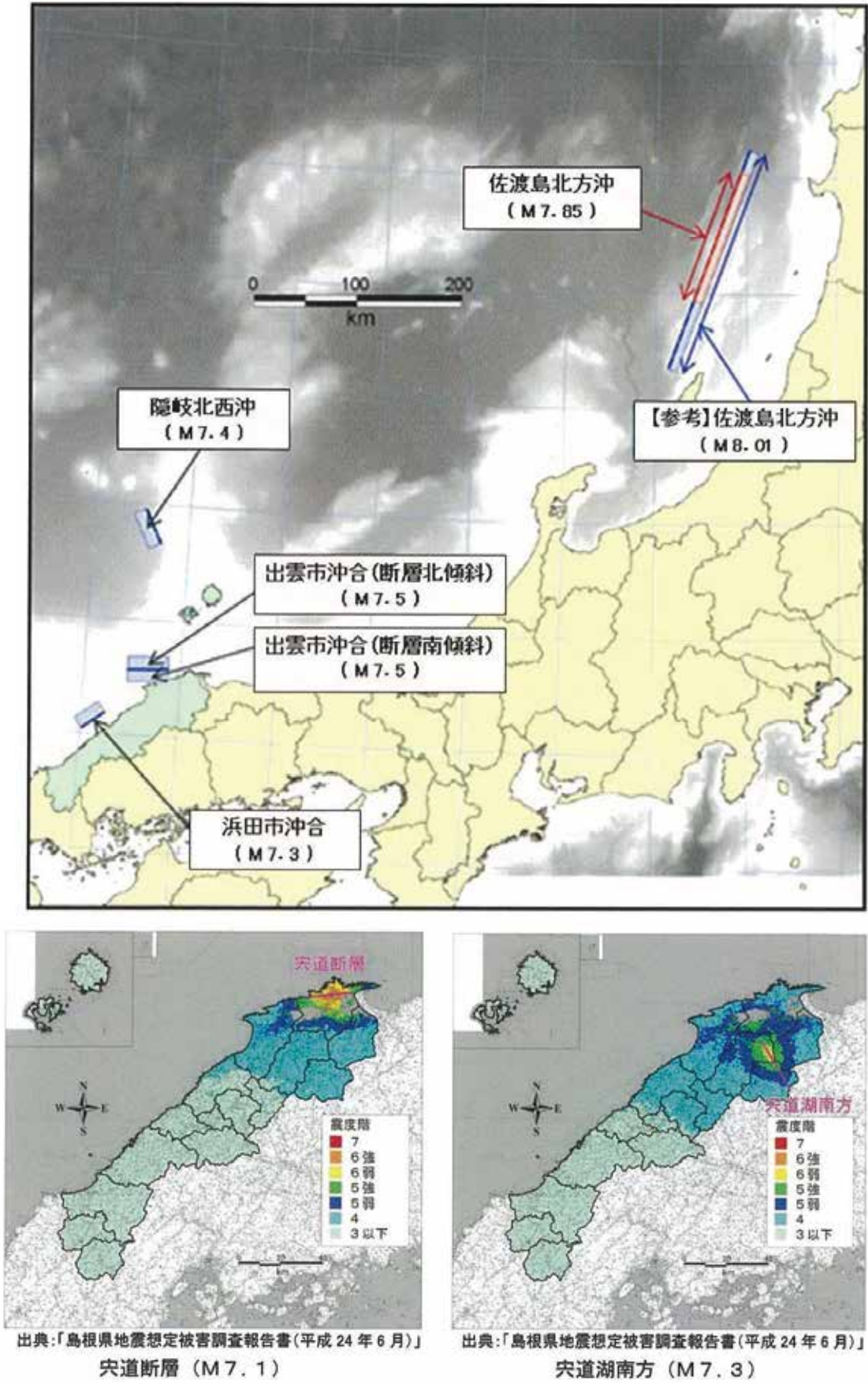
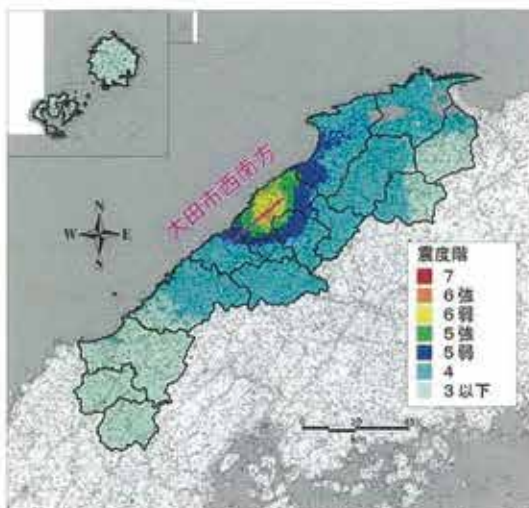
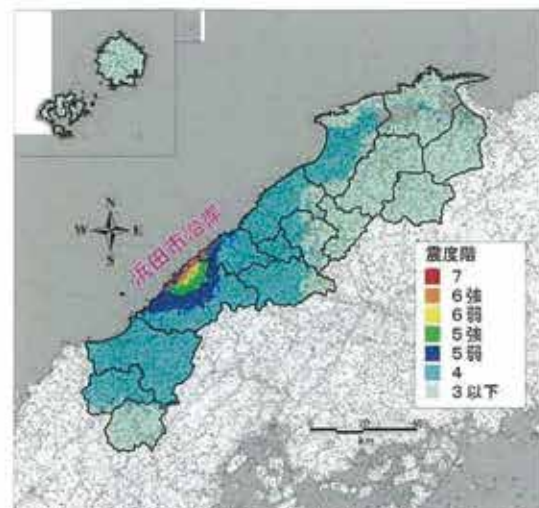


図 2-3 各地震における震度分布



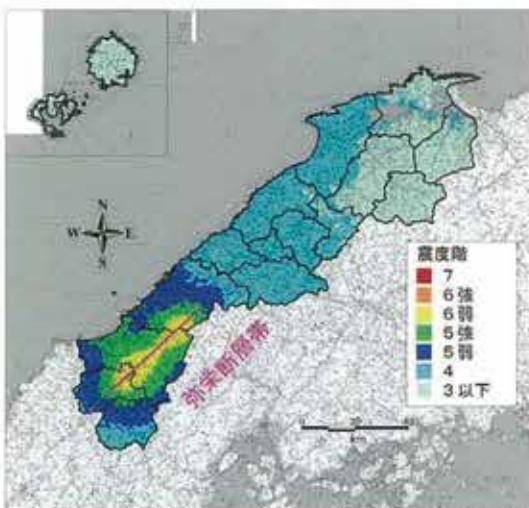
出典:「島根県地震想定被害調査報告書(平成 24 年 6 月)」

大田市西南方 (M7.3)



出典:「島根県地震想定被害調査報告書(平成 24 年 6 月)」

浜田市沿岸 (M7.3)



出典:「島根県地震想定被害調査報告書(平成 24 年 6 月)」

弥栄断層帯 (M7.6)



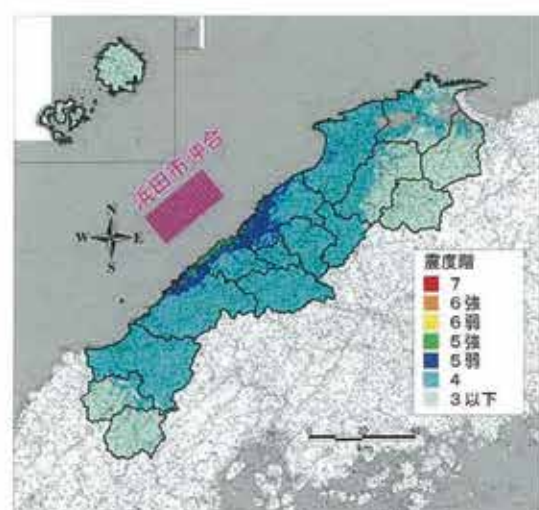
出典:「島根県地震想定被害調査報告書(平成 24 年 6 月)」

出雲市沖合(断層北傾斜) (M7.5)



出典:「島根県地震想定被害調査報告書(平成 24 年 6 月)」

出雲市沖合(断層南傾斜) (M7.5)



出典:「島根県地震想定被害調査報告書(平成 24 年 6 月)」

浜田市沖合 (M7.3)

(2) 被害の想定

表 2-4 被害想定結果一覧表(陸域の地震(冬5時))

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			央道断層	央道湖南方	大田市西南方	浜田市沿岸	弥栄断層帯
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地(箇所)	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地(箇所)	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池(箇所)	8	-	-	-	-
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	2,537	31	251	856	75
		半壊数(棟)	8,954	873	2,579	3,689	952
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	463	623	212	55	92
		半壊数(棟)	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)	260	51	128	447	196
		半壊数(棟)	607	120	299	1,044	457
	津波による建物被害	全壊数(棟)	想定なし				
		半壊数(棟)					
	被害合計	全壊数(棟)	3,260	705	591	1,358	363
		半壊数(棟)	10,708	2,632	3,448	4,855	1,616
地震火災	出火	出火件数(件)	3	-	0	1	0
	延焼	焼失棟数(棟)	554	-	1	1,090	0
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	71	1	3	21	1
		負傷者数(人)	913	47	125	326	53
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	18	3	9	30	13
		負傷者数(人)	335	66	165	575	253
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	3	1	0	1	0
		負傷者数(人)	39	10	6	10	4
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	0	0	0	0	0
		負傷者数(人)	1	0	0	0	0
	津波による死者	死者数(人)	想定なし				
	火災による死傷者	死者数(人)	10	-	0	16	0
		負傷者数(人)	34	-	0	55	0
	被害合計	死者数(人)	102	5	12	68	14
		負傷者数(人)	1,322	123	296	966	310
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯)(1日後)	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口(人)	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通回線数(件)	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数(件)	7,046	196	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数(件)	16,011	-	-	6,654	-
	LPガス	供給支障件数(件)	391	25	103	111	41
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	5	-	1	6	2
	鉄道	不通区間(駅間数)	-	-	-	-	1
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場(箇所)	100	2	24	61	18
生活支障等	避難者	避難者数(人)(1~3日後)	30,752	4,661	4,817	8,018	2,656
	疎開者	疎開者数(人)(1~3日後)	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	(人)	41,182				
	食料不足	食料(食/日)	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量(千トン)	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数(基)	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数(基)	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数(人)	187	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設(件)	2	-	-	3	-
	孤立集落の発生	(地区)	3	-	-	-	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	3,780	909	804	1,789	442
	間接経済被害	(億円)	3,049	1,792	1,212	1,908	1,846

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

(出典:島根県地域防災計画(震災編) 平成26年3月)

表 2-5 被害想定結果一覧表(海域の地震(冬5時))

種別	被害項目	被害単位	想定地震			
			佐渡島北方沖 (M7.85)	出雲市沖合 (断層北傾斜)	出雲市沖合 (断層南傾斜)	浜田市沖合
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	想定なし	49	84	19
		危険性が高い地すべり地 (箇所)		168	206	15
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)		1	2	-
建物	揺れによる建物 被害	全壊数(棟)	想定なし	258	661	6
		半壊数(棟)		4,022	6,494	266
	液状化による 建物被害	全壊数(棟)		759	805	56
		半壊数(棟)		2,013	2,131	126
	急傾斜地崩壊 による建物被害	全壊数(棟)		106	182	50
		半壊数(棟)		247	425	117
	津波による建物 被害	全壊数(棟)	174	31	2	5
		半壊数(棟)	587	349	66	31
	被害合計	全壊数(棟)	174	1,154	1,650	117
		半壊数(棟)	587	6,631	9,116	540
地震火災	出火	出火件数(件)	想定なし	0	1	-
	延焼	焼失棟数(棟)		1	2	-
人的被害	建物倒壊による 死傷者	死者数(人)	想定なし	4	10	0
		負傷者数(人)		211	321	17
	急傾斜地崩壊 による死傷者	死者数(人)		7	12	3
		負傷者数(人)		136	235	64
	屋内収容物転倒 による死傷者	死者数(人)		2	2	0
		負傷者数(人)		24	28	3
	ブロック塀倒壊 による死傷者	死者数(人)		0	0	0
		負傷者数(人)		0	1	0
	津波による死者	死者数(人)	0	139	20	24
	火災による死傷者	死者数(人)	想定なし	0	0	-
		負傷者数(人)		0	0	-
	被害合計	死者数(人)	0	152	44	27
		負傷者数(人)	0	371	585	84
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	想定なし	10,777	13,419	654
	下水道	影響人口(人)		2,960	3,428	495
	通信	不通回線数(件)		387	1,182	52
	電力	停電件数(件)		570	1,619	97
	都市ガス	供給支障件数(件)		15,798	15,798	-
	LPガス	供給支障件数(件)		100	236	18
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	想定なし	1	6	-
	鉄道	不通区間(駅間数)		-	1	-
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)		44	54	21
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1~3日後)	3,265	12,284	16,214	1,372
	疎開者	疎開者数(人) (1~3日後)	1,758	6,584	8,144	739
	帰宅困難者	(人)	想定なし	41,182		
	食料不足	食料(食/日)	11,752	44,222	58,369	4,941
	震災廃棄物	発生量(千トン)	7	298	398	32
	災害用トイレ	必要個数(基)	33	75	88	13
	エレベータ停止	停止台数(基)	-	781	840	417
	医療機能	入院・重傷者数(人)	-	190	42	31
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	2(浸水)	1	4	-
	孤立集落の発生	(地区)	-	-	4	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	141	1,789	2,361	156
	間接経済被害	(億円)	1,323	1,910	2,132	1,331

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※佐渡島北方沖については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行わない。

表 2-6 被害想定結果一覧表(陸域の地震(秋 12 時))

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			央道断層	央道湖南方	大田市西南方	浜田市沿岸	弥栄断層帯
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地 (箇所)	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)	8	-	-	-	-
建物	揺れによる建物 被害	全壊数(棟)	2,151	28	210	718	63
		半壊数(棟)	8,446	857	2,419	3,451	915
	液状化による 建物被害	全壊数(棟)	463	623	212	55	92
		半壊数(棟)	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩壊 による建物被害	全壊数(棟)	260	51	128	447	196
		半壊数(棟)	607	120	299	1,044	457
	津波による建物 被害	全壊数(棟)	想定なし				
		半壊数(棟)					
	被害合計	全壊数(棟)	2,874	702	550	1,220	351
		半壊数(棟)	10,200	2,616	3,288	4,617	1,579
地震火災	出火	出火件数(件)	10	0	1	4	0
	延焼	焼失棟数(棟)	929	0	3	1,134	1
人的被害	建物倒壊による 死傷者	死者数(人)	49	1	3	14	1
		負傷者数(人)	708	49	92	232	44
	急傾斜地崩壊 による死傷者	死者数(人)	7	1	4	13	6
		負傷者数(人)	132	25	70	255	116
	屋内収容物転倒 による死傷者	死者数(人)	2	0	0	0	0
		負傷者数(人)	24	6	4	6	2
	ブロック塀倒壊 による死傷者	死者数(人)	1	0	0	0	0
		負傷者数(人)	35	10	5	13	5
	津波による死者	死者数(人)	想定なし				
	火災による死傷者	死者数(人)	37	0	0	18	0
	被害合計	負傷者数(人)	126	0	1	63	0
		死者数(人)	96	2	7	45	7
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口(人)	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通回線数(件)	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数(件)	7,046	196	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数(件)	16,011	-	-	6,654	-
	LPガス	供給支障件数(件)	391	25	103	111	41
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	5	-	1	6	2
	鉄道	不通区間(駅間数)	-	-	-	-	1
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)	100	2	24	61	18
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1～3日後)	30,752	4,661	4,817	8,018	2,656
	疎開者	疎開者数(人) (1～3日後)	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	(人)	41,182				
	食料不足	食料(食/日)	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量(千トン)	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数(基)	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数(基)	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数(人)	187	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	2	-	-	3	-
	孤立集落の発生	(地区)	3	-	-	-	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	3,780	909	804	1,789	442
	間接経済被害	(億円)	3,049	1,792	1,212	1,908	1,846

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

表 2-7 被害想定結果一覧表(海域の地震(秋 12 時))

種別	被害項目	被害単位	想定地震			
			佐渡島北方沖 (M7.85)	出雲市沖合 (断層北傾斜)	出雲市沖合 (断層南傾斜)	浜田市沖合
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	想定なし	49	84	19
		危険性が高い地すべり地 (箇所)		168	206	15
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)		1	2	-
建物	揺れによる建物 被害	全壊数(棟)	想定なし	231	541	5
		半壊数(棟)		3,836	6,140	263
	液状化による 建物被害	全壊数(棟)		759	805	56
		半壊数(棟)		2,013	2,131	126
	急傾斜地崩壊 による建物被害	全壊数(棟)		106	182	50
		半壊数(棟)		247	425	117
	津波による建物 被害	全壊数(棟)	174	31	2	5
		半壊数(棟)	587	349	66	31
	被害合計	全壊数(棟)	174	1,127	1,530	116
		半壊数(棟)	587	6,445	8,762	537
地震火災	出火	出火件数(件)	想定なし	1	3	-
	延焼	焼失棟数(棟)		2	9	-
人的被害	建物倒壊による 死傷者	死者数(人)	想定なし	4	7	0
		負傷者数(人)		167	220	16
	急傾斜地崩壊 による死傷者	死者数(人)		3	5	2
		負傷者数(人)		55	98	29
	屋内収容物転倒 による死傷者	死者数(人)		1	1	0
		負傷者数(人)		14	16	1
	ブロック塀倒壊 による死傷者	死者数(人)		1	1	0
		負傷者数(人)		24	31	4
	津波による死者	死者数(人)	0	103	12	17
	火災による死傷者	死者数(人)	想定なし	0	0	-
		負傷者数(人)		0	2	-
	被害合計	死者数(人)	0	112	26	19
		負傷者数(人)	0	260	367	50
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	想定なし	10,777	13,419	654
	下水道	影響人口(人)		2,960	3,428	495
	通信	不通回線数(件)		387	1,182	52
	電力	停電件数(件)		570	1,619	97
	都市ガス	供給支障件数(件)		15,798	15,798	-
	LPガス	供給支障件数(件)		100	236	18
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	想定なし	1	6	-
	鉄道	不通区間(駅間数)		-	1	-
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)		44	54	21
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1~3日後)	3,265	12,284	16,214	1,372
	疎開者	疎開者数(人) (1~3日後)	1,758	6,584	8,144	739
	帰宅困難者	(人)	想定なし	41,182		
	食料不足	食料(食/日)	11,752	44,222	58,369	4,941
	震災廃棄物	発生量(千トン)	7	298	398	32
	災害用トイレ	必要個数(基)	33	75	88	13
	エレベータ停止	停止台数(基)	-	781	840	417
	医療機能	入院・重傷者数(人)	-	190	42	31
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	2(浸水)	1	4	-
	孤立集落の発生	(地区)	-	-	4	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	141	1,789	2,361	156
	間接経済被害	(億円)	1,323	1,910	2,132	1,331

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※佐渡島北方沖については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行わない。

表 2-8 被害想定結果一覧表(陸域の地震(冬 18 時))

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			矢道断層	矢道湖南方	大田市西南方	浜田市沿岸	弥栄断層帯
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地(箇所)	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地(箇所)	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池(箇所)	8	-	-	-	-
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	2,537	31	251	856	75
		半壊数(棟)	8,954	873	2,579	3,689	952
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	463	623	212	55	92
		半壊数(棟)	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)	260	51	128	447	196
		半壊数(棟)	607	120	299	1,044	457
	津波による建物被害	全壊数(棟)	想定なし				
		半壊数(棟)					
	被害合計	全壊数(棟)	3,260	705	591	1,358	363
		半壊数(棟)	10,708	2,632	3,448	4,855	1,616
地震火災	出火	出火件数(件)	29	0	3	10	1
	延焼	焼失棟数(棟)	1,653	0	13	1,490	3
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	58	1	3	17	1
		負傷者数(人)	764	47	103	261	46
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	10	2	5	18	8
		負傷者数(人)	188	36	97	341	154
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	2	0	0	0	0
		負傷者数(人)	24	6	4	6	2
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	2	1	0	1	0
		負傷者数(人)	46	12	6	16	6
	津波による死者	死者数(人)	想定なし				
	火災による死傷者	死者数(人)	59	0	1	52	0
		負傷者数(人)	200	0	2	175	1
	被害合計	死者数(人)	131	4	9	88	9
		負傷者数(人)	1,222	101	212	799	209
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯)(1日後)	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口(人)	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通回線数(件)	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数(件)	7,046	196	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数(件)	16,011	-	-	6,654	-
	LPガス	供給支障件数(件)	391	25	103	111	41
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	5	-	1	6	2
	鉄道	不通区間(駅間数)	-	-	-	-	1
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場(箇所)	100	2	24	61	18
生活支障等	避難者	避難者数(人)(1～3日後)	30,752	4,661	4,817	8,018	2,656
		疎開者数(人)(1～3日後)	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	(人)	41,182				
	食料不足	食料(食/日)	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量(千トン)	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数(基)	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数(基)	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数(人)	187	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設(件)	2	-	-	3	-
		孤立集落の発生(地区)	3	-	-	-	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	3,780	909	804	1,789	442
	間接経済被害	(億円)	3,049	1,792	1,212	1,908	1,846

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

(出典: 島根県地域防災計画(震災編) 平成 26 年3月)

表 2-9 被害想定結果一覧表(海域の地震(冬 18 時))

種別	被害項目	被害単位	想定地震			
			佐渡島北方沖 (M7.85)	出雲市沖合 (断層北傾斜)	出雲市沖合 (断層南傾斜)	浜田市沖合
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	想定なし	49	84	19
		危険性が高い地すべり地 (箇所)		168	206	15
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)		1	2	-
建物	揺れによる建物 被害	全壊数(棟)	想定なし	258	661	6
		半壊数(棟)		4,022	6,494	266
	液状化による 建物被害	全壊数(棟)		759	805	56
		半壊数(棟)		2,013	2,131	126
	急傾斜地崩壊 による建物被害	全壊数(棟)		106	182	50
		半壊数(棟)		247	425	117
	津波による建物 被害	全壊数(棟)	174	31	2	5
		半壊数(棟)	587	349	66	31
	被害合計	全壊数(棟)	174	1,154	1,650	117
		半壊数(棟)	587	6,631	9,116	540
地震火災	出火	出火件数(件)	想定なし	4	9	0
	延焼	焼失棟数(棟)		10	29	0
人的被害	建物倒壊による 死傷者	死者数(人)	想定なし	4	8	0
		負傷者数(人)		177	248	16
	急傾斜地崩壊 による死傷者	死者数(人)		4	7	2
		負傷者数(人)		78	136	39
	屋内収容物転倒 による死傷者	死者数(人)		1	1	0
		負傷者数(人)		14	16	1
	ブロック塀倒壊 による死傷者	死者数(人)		1	2	0
		負傷者数(人)		30	39	5
	津波による死者	死者数(人)	0	116	15	19
	火災による死傷者	死者数(人)	想定なし	0	1	0
		負傷者数(人)		2	5	0
	被害合計	死者数(人)	0	126	34	21
		負傷者数(人)	0	301	444	61
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	想定なし	10,777	13,419	654
	下水道	影響人口(人)		2,960	3,428	495
	通信	不通回線数(件)		387	1,182	52
	電力	停電件数(件)		570	1,619	97
	都市ガス	供給支障件数(件)		15,798	15,798	-
	LPガス	供給支障件数(件)		100	236	18
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	想定なし	1	6	-
	鉄道	不通区間(駅間数)		-	1	-
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)		44	54	21
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1~3日後)	3,265	12,284	16,214	1,372
	疎開者	疎開者数(人) (1~3日後)	1,758	6,584	8,144	739
	帰宅困難者	(人)	想定なし	41,182		
	食料不足	食料(食/日)	11,752	44,222	58,369	4,941
	震災廃棄物	発生量(千トン)	7	298	398	32
	災害用トイレ	必要個数(基)	33	75	88	13
	エレベータ停止	停止台数(基)	-	781	840	417
	医療機能	入院・重傷者数(人)	-	190	42	31
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	2(浸水)	1	4	-
	孤立集落の発生	(地区)	-	-	4	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	141	1,789	2,361	156
	間接経済被害	(億円)	1,323	1,910	2,132	1,331

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※佐渡島北方沖については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行わない。

(3) 被害の傾向

島根県でマグニチュード7.0程度の地震が発生した場合、以下のような被害の傾向にある。

- 大規模な被害が想定されており、特に地盤特性と人口規模との関係で、東部での人的・物的被害が大きい。また、西部では沿岸の市域での被害が大きくなっている。
- 多くの木造建築物が大きな被害を受け、冬期発生では、火災による焼失数も増加する。
- 冬期発生では、多数の死傷者、り災世帯及び避難者が想定され、東部、特に松江市では大規模な被害となっている。
- がけ崩壊等の危険度の高い箇所が多数分布しており、山間地域やがけ地付近では土砂災害による家屋被害が予想される。

2 - 2 地震防災マップによるゆれやすさ等の想定

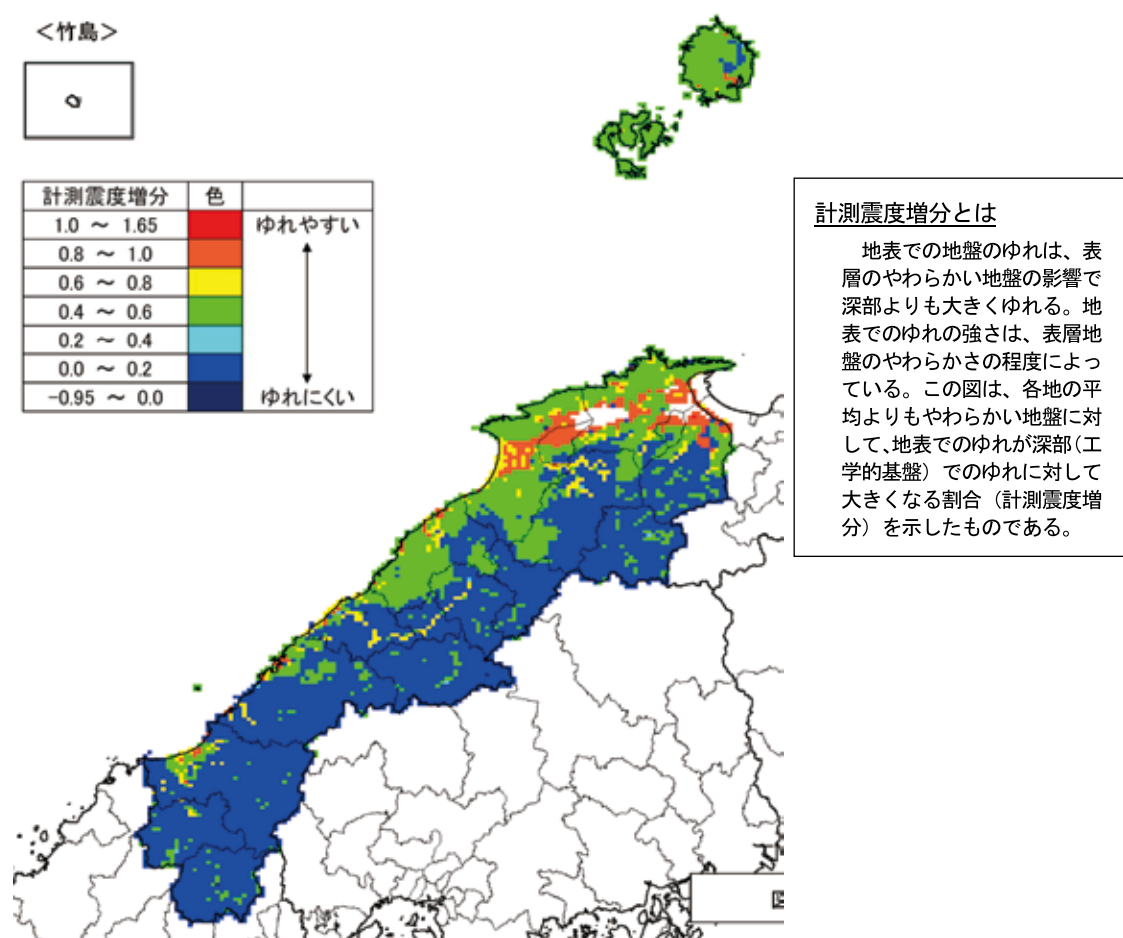
(1) 島根県全域のゆれやすさマップ

地震による地表でのゆれの強さは、主に、震源断層に関する「震源特性」、震源からの地震波の伝播経路に関する「伝播特性」、表層地盤のかたさ・やわらかさに関する「地盤特性」の3つによって異なる。

一般には、地震の規模が大きい（震源特性）ほど、また、震源から近い（伝播特性）ほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、地震の規模や震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い（地盤特性）によってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなる。この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。

1 km メッシュで表層地盤のゆれやすさを推定した「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」が内閣府により作成されており、島根県について図 2-4 に示す。

図 2-4 表層地盤のゆれやすさ（島根県）

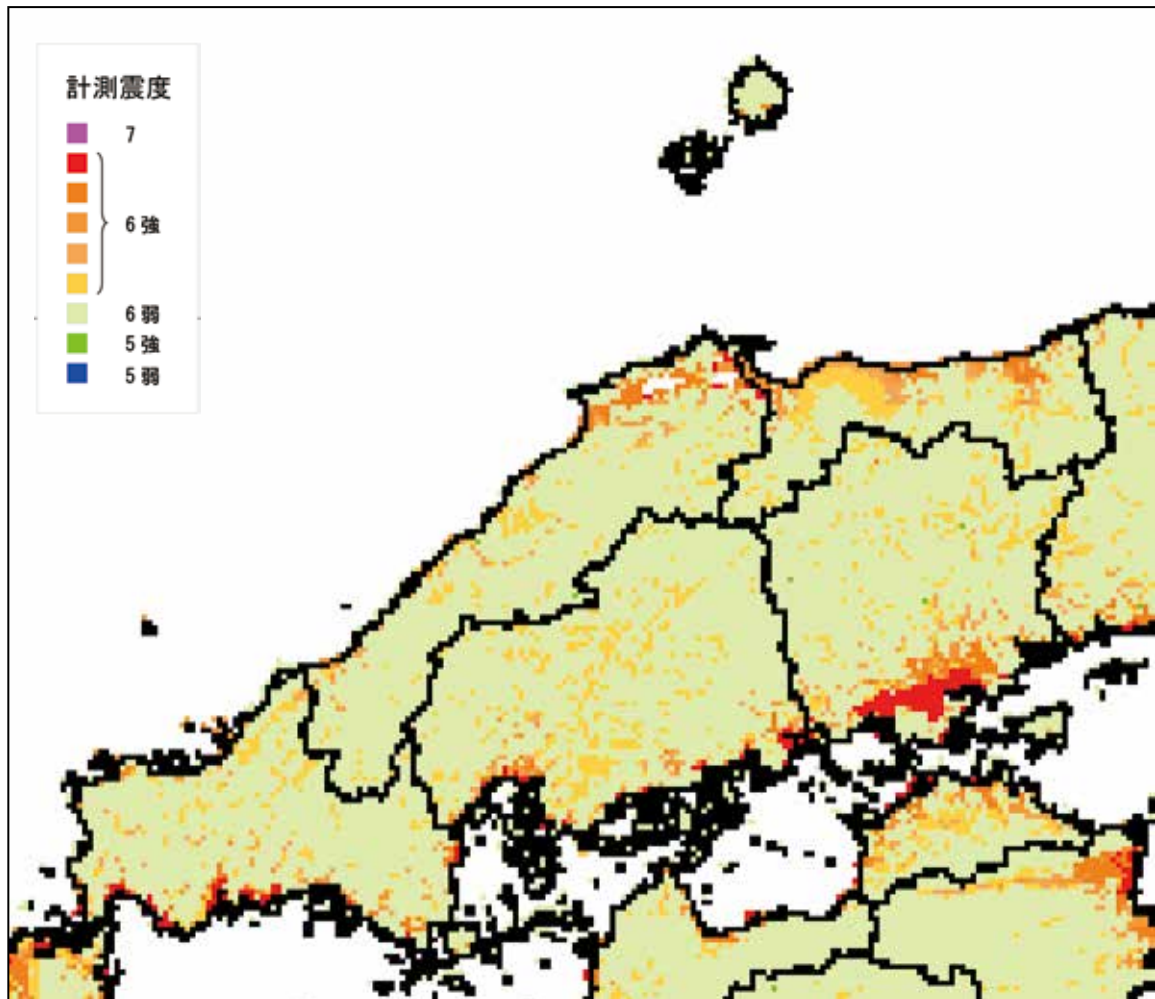


出典：内閣府HP「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」

一律にM6.9の震源（震源上端深さ＝4km）を想定した場合の計測震度は、図2-5に示すとおりであり、宍道湖周辺、日本海沿岸の一部で「6強」、その他は概ね「6弱」になると想定されている。

平成8年に実施された島根県地震被害想定調査では、「松江南方の地震」「大田市西南方の地震」「浜田市沖合の地震」「津和野町付近の地震」が想定されている。これらの想定地震のうち、「松江南方の地震」は、やわらかく・ゆれやすい地盤であると推定された宍道湖周辺の低地部に近いところが震源となるので大きな震度の範囲が広がると考えられる。

図2-5 一律にM6.9の震源を想定した場合の震度分布



出典：内閣府HP「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」

（２）市街地におけるゆれやすさマップ（松江市中心部のケーススタディ）

松江市中心部のゆれやすさマップを前回の促進計画策定において、県がモデル的に作成した。

ゆれやすさマップの作成方法は、平成 17 年 3 月に内閣府から提示された「地震防災マップ作成技術資料」（以下「技術資料」という。）に従うこととし、その結果は、地理情報システム（GIS）上で数値地図 25000（地図画像）と重ね合わせて表示する。

ゆれやすさマップは、地域のゆれやすさを地盤のかたさと、そこで受ける地震の強さの両面から評価し、ゆれの強さ（計測震度）で表している。

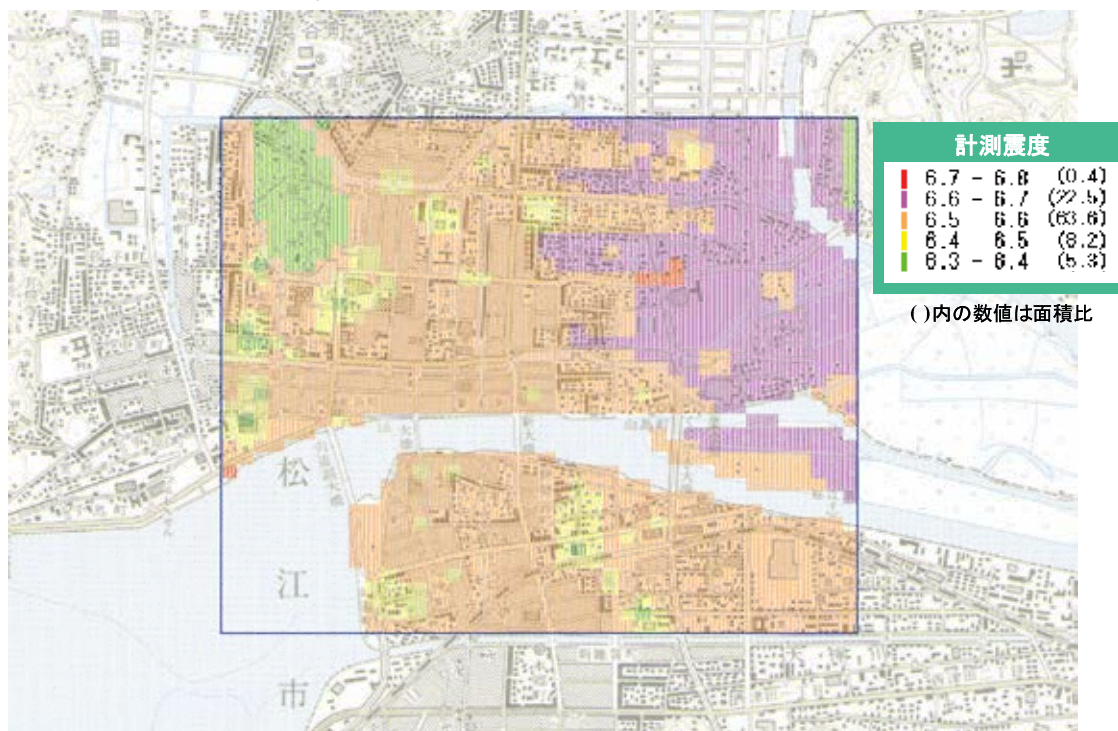
震源は、技術資料で示されている「全国どこでも起こりうる直下の地震」を設定した。

また、メッシュの大きさは技術資料に基づき 50m とし、松江市中心部を中心として東西 2km×南北 2km の範囲とした。

シミュレーションの結果、全域にわたって計測震度「6」以上であり、特に大橋川や朝酌川に近い地域では「6 強」と非常に大きなゆれが起きる結果となった。

図 2-6 ゆれやすさマップ（全国どこでも起こりうる直下の地震）

松江市中心部のケーススタディ：一定の条件の元、県で作成



なお、一般的に、ゆれ（計測震度）が大きかつ建築物の耐震性が低い地域では建築物の倒壊等の可能性が高くなることから、ゆれやすさマップに建築物の年代及び構造による倒壊率を重ね合わせると危険度（資料編参照）を作成することができる。

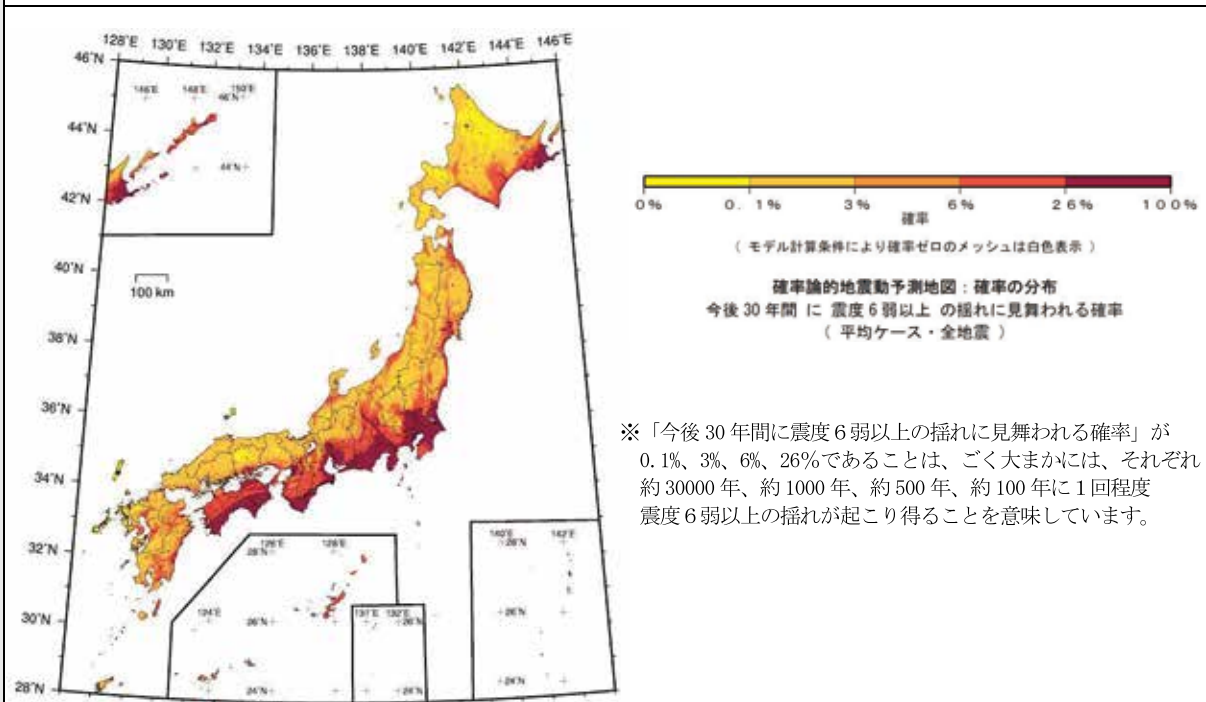
松江市内で大きなゆれが発生する可能性のある地域のうち、耐震性の低い老朽住宅が密集する地域においては、避難路の閉塞や出火による火災の延焼等により被害が拡大する恐れが考えられることから注意する必要がある。

【参考：地震ハザードステーション】

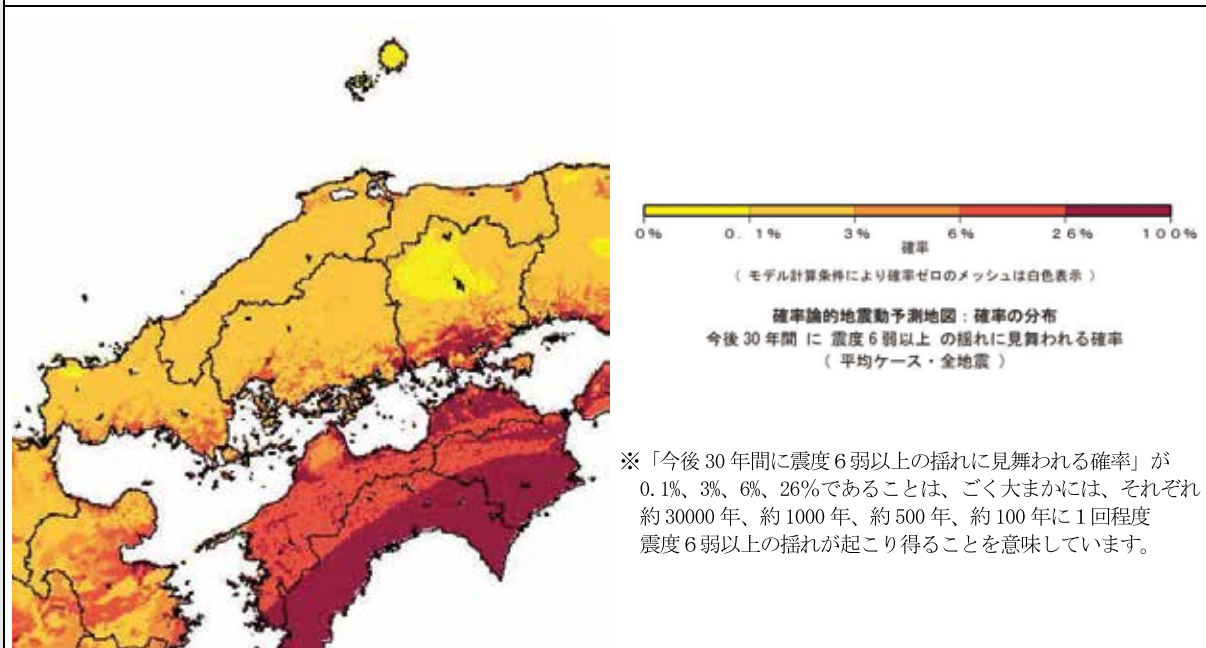
地震時のゆれを予測した地図は、「ゆれやすさマップ」以外にもインターネット等で公開されている。その一例として、インターネットで調べることができる「全国を概観した地震動予測図（地震ハザードステーション）」を以下に示す。

想定している地震が違えば、同じ場所でもゆれの大きさが変わってくるため、このような図を見る場合には、想定条件を踏まえて見る必要がある。

地震動予測図（全国）



地震動予測図（中国・四国地方拡大）



注記）条件設定の詳細については、「地震ハザードステーション」HPを参照。<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

3. 建築物の耐震化の現状等

3 - 1 住宅

(1) 住宅ストックの状況

①建築の時期別住宅数

建築の時期別の住宅割合は、昭和35年以前が15.0% (38,800戸)、昭和36年～45年が8.2% (21,200戸) 及び昭和46年～55年が16.8% (43,500戸) であり、新耐震基準施行前の昭和55年以前の住宅の割合が40.0% (103,500戸) と、全国の27.2%に比べ高くなっている。

中でも、築後55年以上経過した昭和35年以前の住宅の割合は、全国の4.9%に対し、15.0%と特に高くなっている。また、木造住宅のみに着目すると、昭和55年以前の住宅割合は53.3%で、住宅総数の40.0%よりも13.3ポイント高くなっている。

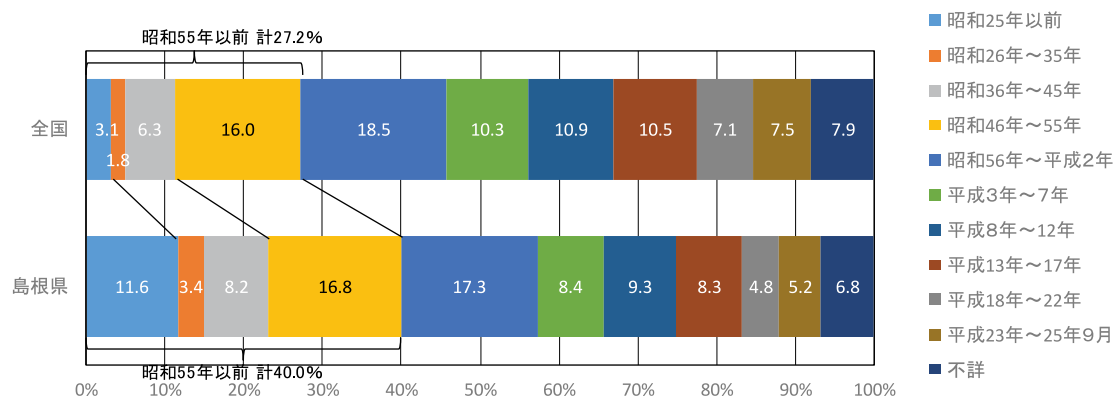
表 2-10 建築の時期別住宅数（全国、島根県）

建築時期	全国		島根県	
	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合
昭和25年以前	1,639,900	3.1%	29,900	11.6%
昭和26年～35年	925,000	1.8%	8,900	3.4%
昭和36年～45年	3,294,200	6.3%	21,200	8.2%
昭和46年～55年	8,331,600	16.0%	43,500	16.8%
昭和56年～平成2年	9,662,700	18.5%	44,700	17.3%
平成3年～7年	5,391,700	10.3%	21,700	8.4%
平成8年～12年	5,661,800	10.9%	23,900	9.3%
平成13年～17年	5,479,600	10.5%	21,400	8.3%
平成18年～22年	5,470,700	10.5%	18,900	7.3%
平成23年以降	2,132,200	4.1%	6,800	2.6%
不詳	4,112,800	7.9%	17,500	6.8%
住宅総数	52,102,200	100.0%	258,300	100.0%

注) 住宅総数と合計は一致しない場合がある

(資料: 平成25年住宅・土地統計調査)

図 2-7 建築の時期別の住宅の割合（全国、島根県）



(資料: 平成25年住宅・土地統計調査)

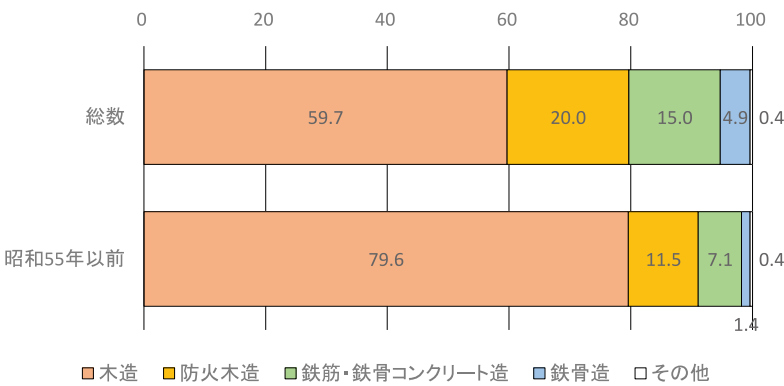
②構造別

構造別では「木造」が59.7%で最も多く、次いで「防火木造」20.0%、「鉄筋・鉄骨コンクリート造」の15.0%となっている。また、「木造」と「防火木造」を合わせた割合は79.7%となっている。

昭和55年以前の住宅でみると、さらに「木造」の割合が高く79.6%となっている。特に建築時期が昭和35年以前では、約95%を占めている。

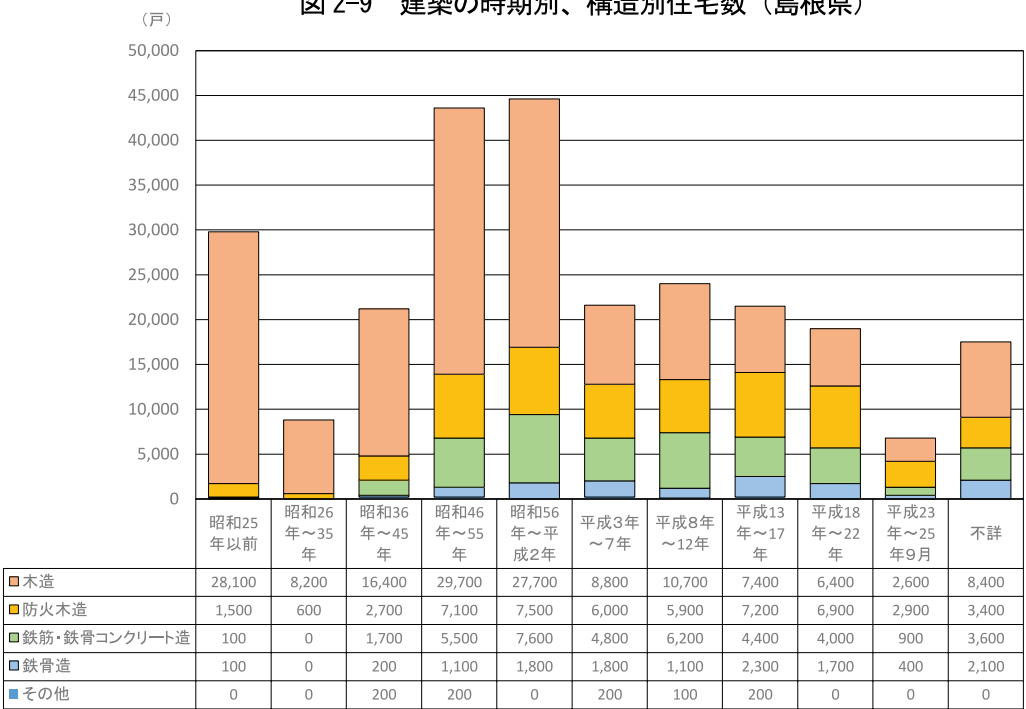
※用語説明（住宅・土地統計調査より）
① 鉄筋・鉄骨コンクリート造：建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のもの
② 防火木造：柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、サイディングボード、トタンなどの防火性能を有する材料でできているもの

図 2-8 建築の時期別、構造別住宅数（島根県）



（資料：平成25年住宅・土地統計調査）

図 2-9 建築の時期別、構造別住宅数（島根県）



（資料：平成25年住宅・土地統計調査）

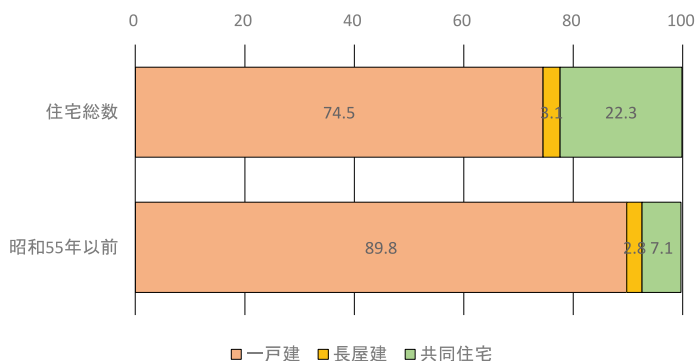
③建て方別

住宅の建て方別では、「一戸建」が74.5%で最も多く、次いで「共同住宅」の22.3%となっている、この二つで全体の96.8%を占めている。

昭和55年以前の住宅は、さらに「一戸建」の割合が高く89.8%となっている。建築時期が昭和35年以前では、ほとんどが「一戸建」となっている。

図 2-10 住宅の建て方別住宅割合（島根県）

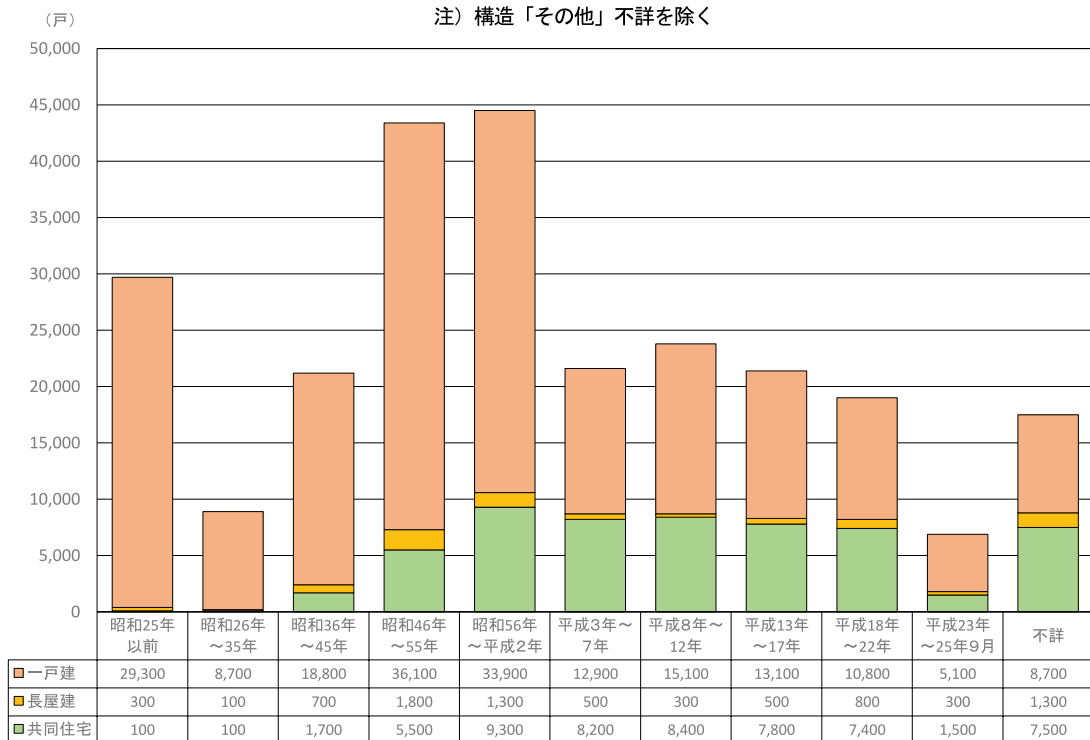
注）構造「その他」不詳を除く



（資料：平成 25 年住宅・土地統計調査）

図 2-11 建築時期別、建て方別住宅数（島根県）

注）構造「その他」不詳を除く

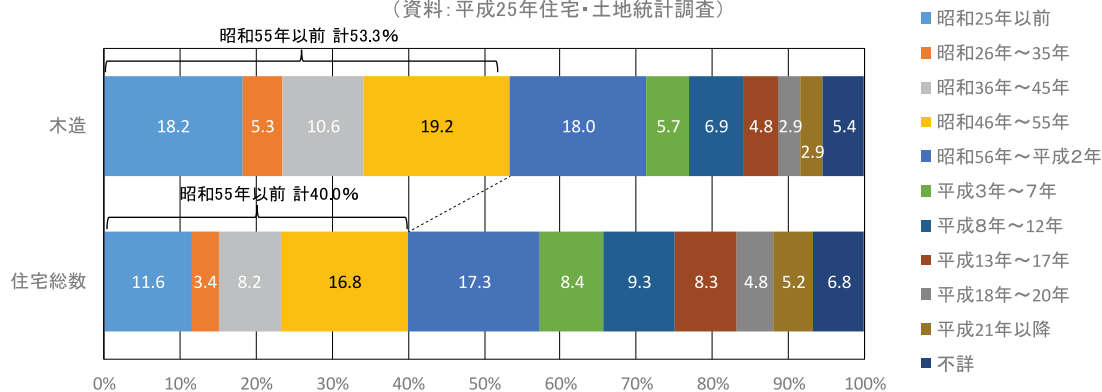


（資料：平成 25 年住宅・土地統計調査）

図 2-12 建築時期別住宅数の割合（島根県）

注）住宅総数・構造別 防火木造は除く。構造「その他」不詳を除く

（資料：平成25年住宅・土地統計調査）



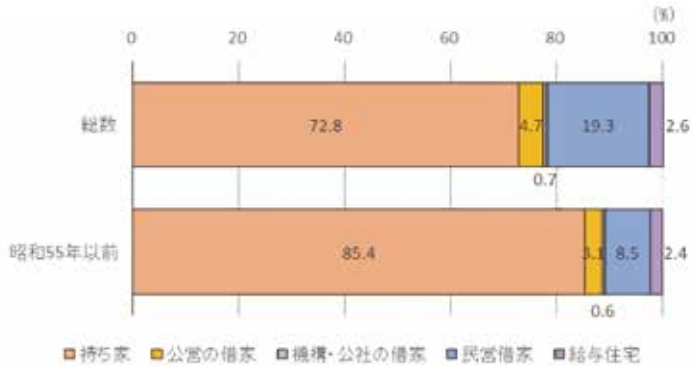
（資料：平成 25 年住宅・土地統計調査）

④所有関係別

住宅の所有関係別では、「持ち家」が 72.8%で最も多く、次いで「民間借家」の 19.3%となっており、この二つで全体の 92.1%を占めている。

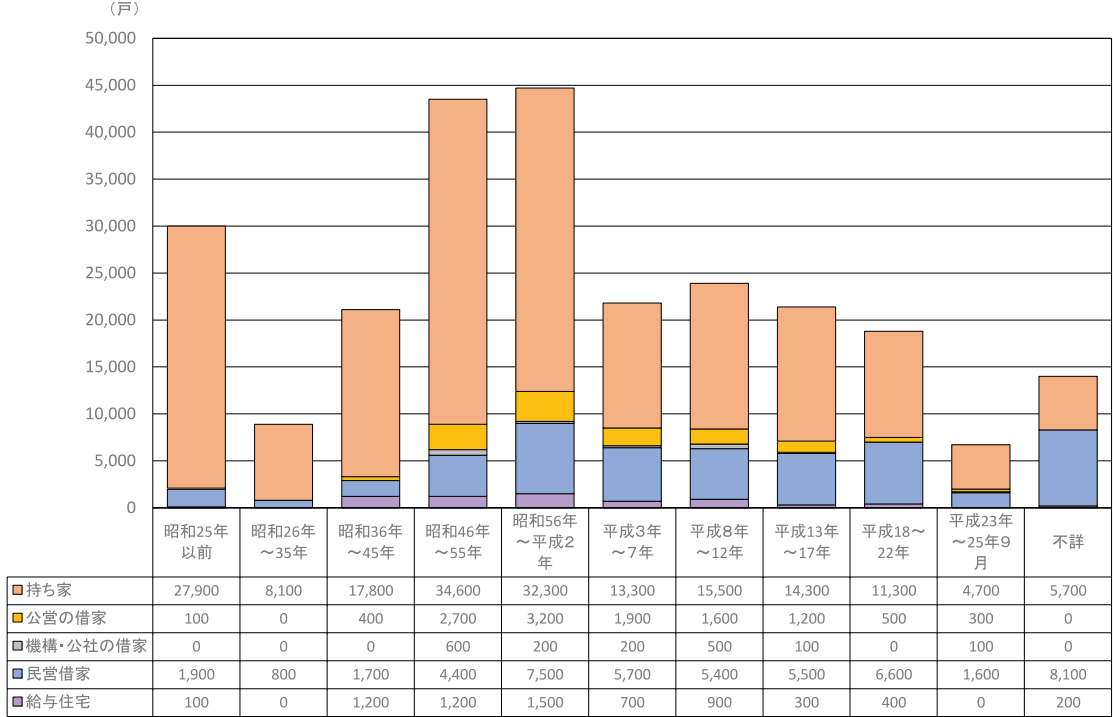
建築時期別でみると、昭和 55 年以前の住宅は、さらに「持ち家」の割合が高く 85.4%となっている。特に、昭和 35 年以前では、ほとんどが「持ち家」となっている。

図 2-13 建築時期別、住宅所有関係別住宅割合（島根県）



（資料：平成 25 年住宅・土地統計調査）

図 2-14 建築時期別、住宅所有関係別住宅数（島根県）



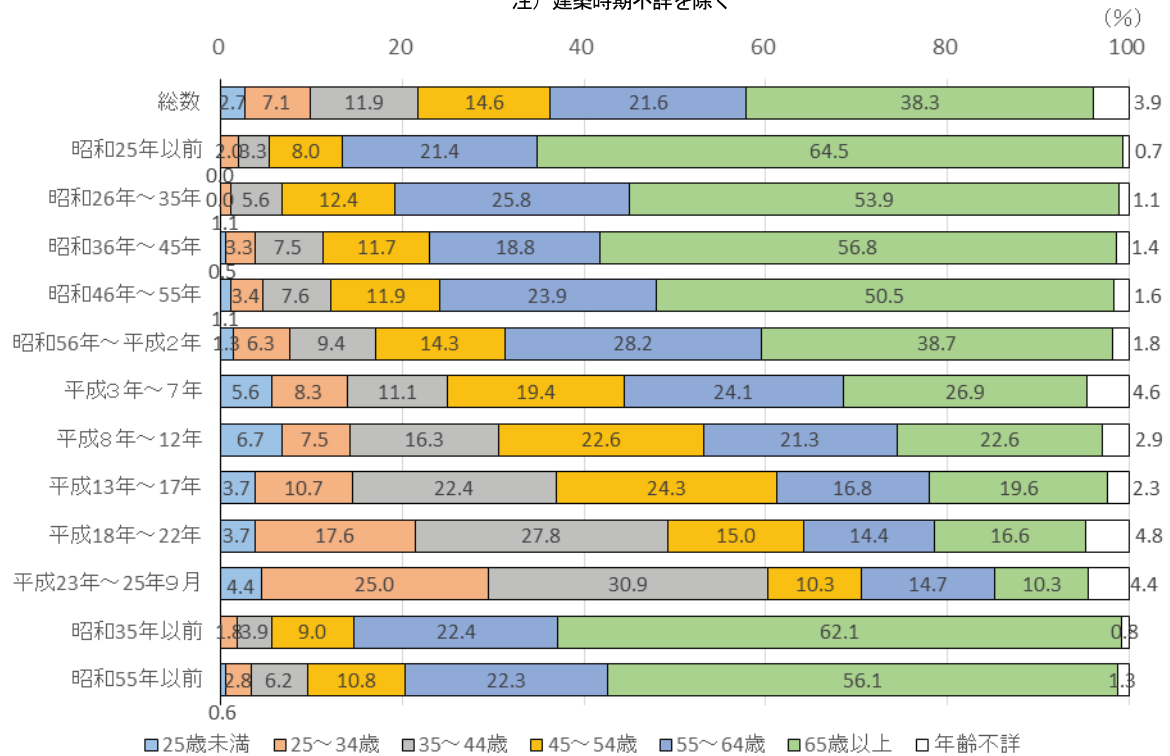
（資料：平成 25 年住宅・土地統計調査）

⑤家計を支える者の年齢別

住宅の建築時期に家計を支える者の年齢別をみると、建築時期の古い住宅ほど世帯主の年齢が高くなる傾向となっており、昭和 35 年以前では 24,100 戸(62.1%)、昭和 55 年以前では 58,200 戸(56.1%)を 65 歳以上の高齢者が占める。

図 2-15 建築時期別、家計を主に支える者の年齢別割合（島根県）

注）建築時期不詳を除く



（資料：平成 25 年住宅・土地統計調査）

(2) 住宅の接道の状況

「敷地が道路に接していない」が4.3%、「幅員2m未満の道路」が8.5%、「2～4m」が39.3%で、接している道路の幅員が4m未満となっている割合は、52.1%と過半数を超える。

建築時期別にみると、建築時期が古くなるにつれ、道路の幅員が4m未満の住宅割合が増加する傾向となっており、昭和35年以前の住宅では6割以上となっている。

図 2-16 建築時期別、敷地の接道状況別住宅割合

注) 建築時期不詳を除く

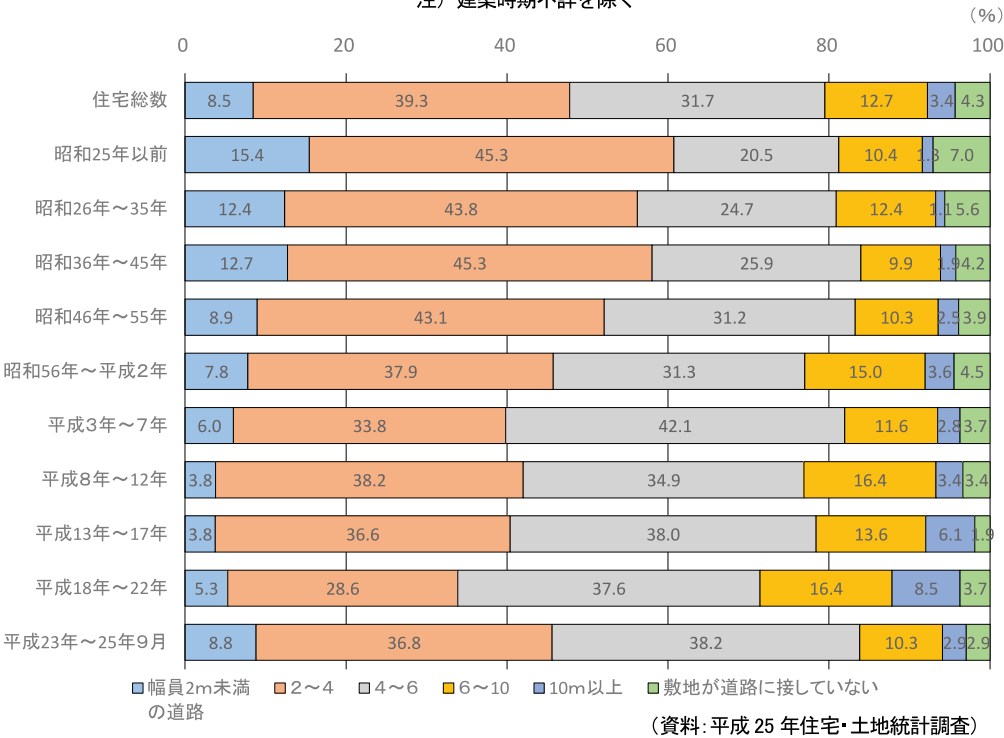
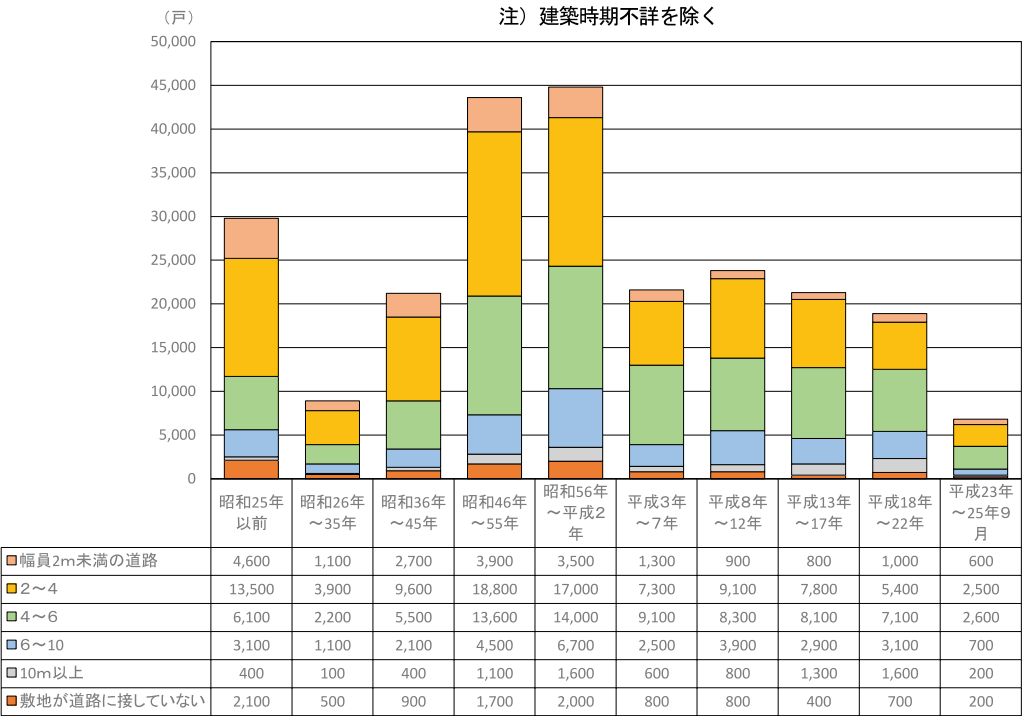


図 2-17 建築時期別の敷地の接道状況別住宅数

注) 建築時期不詳を除く

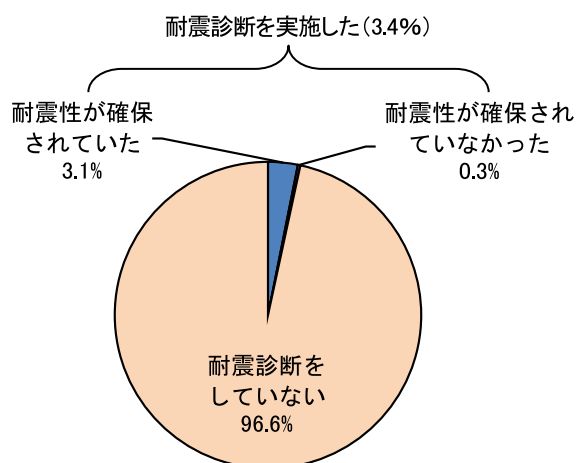


(3) 耐震診断及び耐震改修工事の実施状況

①耐震診断の実施状況

「耐震診断を実施した」は3.4%（6,300戸）に過ぎず、本県は昭和55年以前の建物の割合が全国と比べ高いが、耐震診断の実施率は低い。なお、「耐震診断を実施した」結果、「耐震性が確保されていた」は3.1%、「耐震性が確保されていなかった」は0.3%となっている。

図2-18 平成21年以降における耐震診断の実施の有無（島根県 持家）

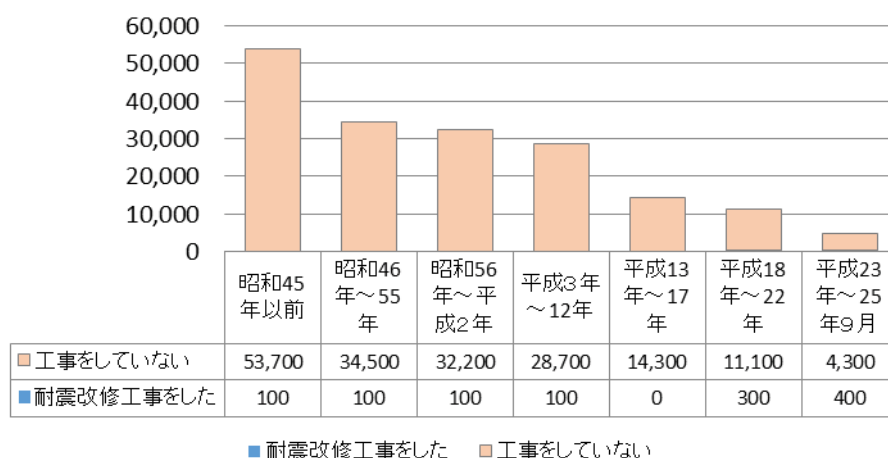


（資料：平成25年住宅・土地統計調査）

②耐震改修工事の実施状況

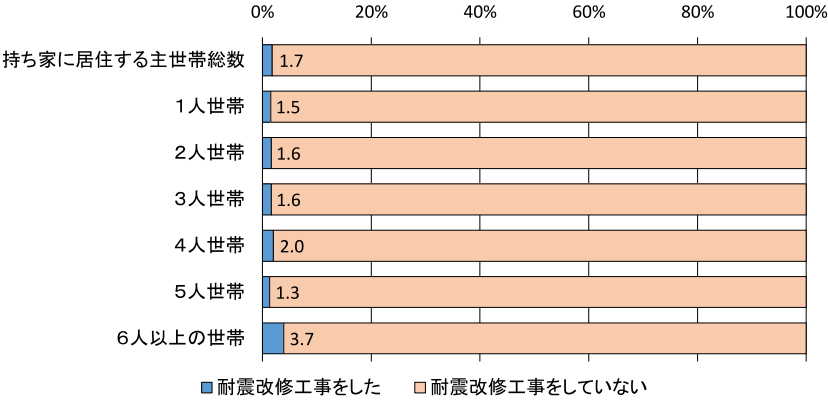
建築時期別の実施状況をみると、建築時期が昭和56年以前の旧耐震基準が適用されている比較的古い住宅においては、住宅数に比べてほとんど実施されていない。

図2-19 耐震改修工事の実施状況（島根県）



世帯人員別でみると、「6人以上の世帯」での実施の割合がやや高くなっている。

図 2-20 世帯人員別の耐震改修工事の有無（島根県）

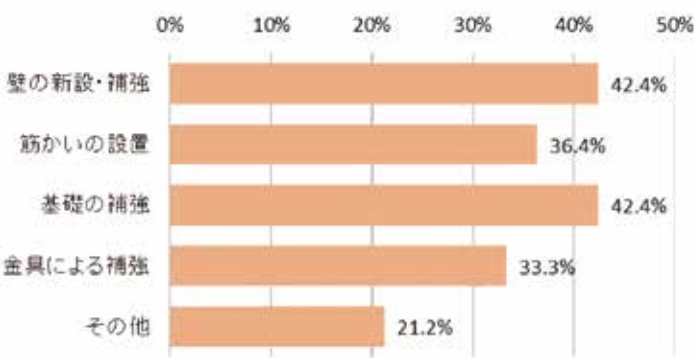


（資料：平成 25 年住宅・土地統計調査）

③耐震改修工事の実施状況

平成 21 年以降に実施した耐震改修工事の内容をみると、「壁の新設・補強」「基礎の補強」がともに 42.4%で最も高く、次いで「筋かいの設置」（36.4%）、「金具による補強」（33.3%）の順となっている。

図 2-21 平成 21 年以降に実施した耐震改修工事の内容（持家）



（資料：平成 25 年住宅・土地統計調査）

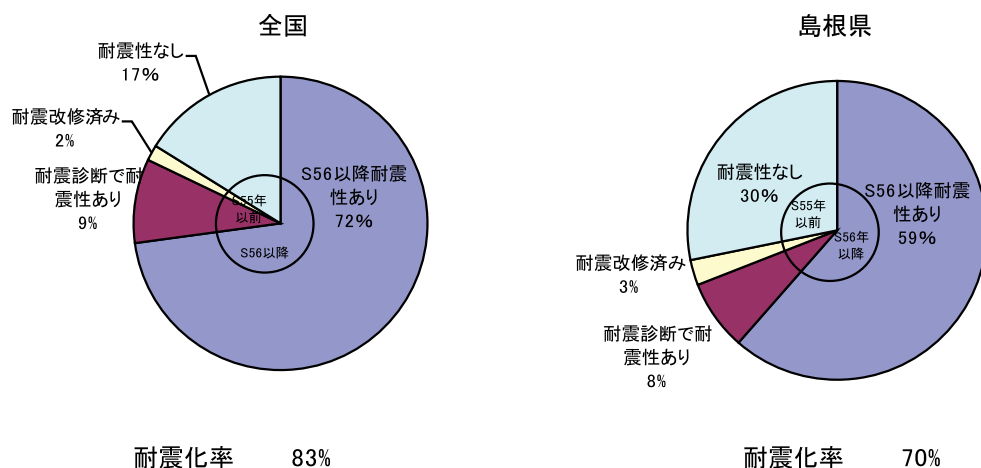
※複数回答であるため、総計が 100%とならない。

(4) 住宅の耐震化の現状

現状の耐震化率は、国の推計方法に準じて算出した。

その結果、耐震化率は約 70% となり、全国推計の 83% より 13 ポイント低くなっている。

図 2-22 住宅の耐震化の現状（平成 27 年度末推計）



平成 27 年度末の住宅数（居住世帯あり）の推計にあたっては、昭和 58 年から平成 25 年までの住宅・土地統計調査結果をもとに算出した。

推計の結果、住宅数は、約 262, 300 戸で、このうち、新耐震基準施行前の昭和 55 年以前の住宅は、約 105, 700 戸（約 40%）で全国推計の 28% より高くなっている。

表 2-11 建て方・構造別住宅の耐震化の現状（平成 27 年度推計）

（単位：戸）

全体	昭和 56 年 以降の住 宅①	昭和 55 年以前の住宅		住宅数④ (①+②)	耐震性有住 宅数⑤ (①+③)	現状の耐震化率(%) (平成 27 年度末推計) ⑤／④
		②	うち耐震性有③			
木造一戸建	96,500	92,800		189,300	114,800	61%
		18,300				
その他	60,100	12,900		73,000	69,900	96%
		9,800				
合計	156,600	105,700		262,300	184,700	70%
		28,100				

資料：平成 25 年住宅・土地統計調査

平成 25 年住宅・土地統計調査によると、平成 21 年から平成 25 年の 5 年間に耐震改修を実施した住宅（持家）の戸数は 1, 600 戸となっており、全て木造一戸建てとなっている。

3 - 2 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

(1) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物は、県内に 3,341 棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は 2,885 棟で、耐震化率は約 86%となっている。

昭和 56 年 5 月以前に建築されたものは 1,189 棟（約 36%）で、そのうち耐震性があるとされる建築物は 744 棟（約 63%）で、耐震化が進んでいない状況である。

また、「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分し、それぞれの用途ごとの現状の耐震化率を把握したところ、「災害時の拠点となる建築物」の耐震化率が 88%、「不特定多数の者が利用する建築物」の耐震化率が 74%、「特定多数の者が利用する建築物」が 86%となっている。

表 2-12 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（その 1）

（単位：棟）

	建築物数	昭和56年6月以降の建築物	昭和56年5月以前の建築物	耐震診断の結果、耐震性あり	耐震診断の結果、耐震性なし	耐震改修実施済み	耐震診断未実施の建築物数	耐震化率
多数の者が利用する建築物 （特定既存耐震不適格建築物に該当する規模）	3,341	2,152	1,189	402	455	342	332	86%
災害時の拠点となる建築物	2,005	1,185	820	271	417	328	132	88%
不特定多数の者が利用する建築物	291	206	85	6	12	2	67	74%
特定多数の者が利用する建築物	1,045	761	284	125	26	12	133	86%

耐震診断実施の建物数＝耐震性有り＋耐震性なし

耐震診断未実施の建築物数＝昭和56年5月以前の建築物－耐震診断実施の建築物数

表 2-13 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（その 2）

（単位：棟）

		昭和56年6月以降の建築物①	昭和56年5月以前の建築物②	建築物数④	耐震性有建築物数⑤	現状の耐震化率（%） （平成27年度末）⑤/④
			うち耐震性有③	（①＋②）	（①＋③）	
多数の者が利用する建築物 （特定既存耐震不適格建築物に該当する規模）		2,152	1,189 744	3,341	2,896	86%
災害時の拠点となる建築物	県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等	1,185	820 599	2,005	1,784	88%
不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	206	85 8	291	214	74%
特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿、事務所、病院等	761	284 137	1,045	898	86%

表 2-14 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（公共建築物）

（単位：棟）

	建築物数	昭和56年6月以降の建築物	昭和56年5月以前の建築物	耐震診断の結果、耐震性あり	耐震診断の結果、耐震性なし	耐震改修実施済み	耐震診断未実施の建築物数	耐震化率
多数の者が利用する建築物 （特定既存耐震不適格建築物に該当する規模）	2,192	1,267	925	365	412	328	148	88%
災害時の拠点となる建築物	1,679	917	762	257	401	321	104	88%
不特定多数の者が利用する建築物	48	42	6	3	2	1	1	96%
特定多数の者が利用する建築物	465	308	157	105	9	6	43	90%

耐震診断実施の建物数＝耐震性有り＋耐震性なし

耐震診断未実施の建築物数＝昭和56年5月以前の建築物－耐震診断実施の建築物数

表 2-15 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（県有建築物）

（単位：棟）

	建築物数	昭和56年6月以降の建築物	昭和56年5月以前の建築物	耐震診断の結果、耐震性あり	耐震診断の結果、耐震性なし	耐震改修実施済み	耐震診断未実施の建築物数	耐震化率
多数の者が利用する建築物 （特定既存耐震不適格建築物に該当する規模）	610	361	249	133	115	113	1	99%
災害時の拠点となる建築物	353	172	181	69	112	111	0	99%
不特定多数の者が利用する建築物	18	16	2	1	1	0	0	94%
特定多数の者が利用する建築物	239	173	66	63	2	2	1	99%

耐震診断実施の建物数＝耐震性有り＋耐震性なし

耐震診断未実施の建築物数＝昭和56年5月以前の建築物－耐震診断実施の建築物数

表 2-16 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（民間建築物）

（単位：棟）

	建築物数	昭和56年6月以降の建築物	昭和56年5月以前の建築物	耐震診断の結果、耐震性あり	耐震診断の結果、耐震性なし	耐震改修実施済み	耐震診断未実施の建築物数	耐震化率
多数の者が利用する建築物 （特定既存耐震不適格建築物に該当する規模）	1,149	885	264	37	43	14	184	81%
災害時の拠点となる建築物	326	268	58	14	16	7	28	88%
不特定多数の者が利用する建築物	243	164	79	3	10	1	66	69%
特定多数の者が利用する建築物	580	453	127	20	17	6	90	82%

耐震診断実施の建物数＝耐震性有り＋耐震性なし

耐震診断未実施の建築物数＝昭和56年5月以前の建築物－耐震診断実施の建築物数

（２）危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は、県内に 192 棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は 130 棟で、耐震化率は約 68%である。

耐震改修の対象となる 62 棟のうち、耐震診断実施済みのものがないため、全ての建築物で耐震性の確認を行う必要がある。建物用途別では、取扱所、屋内貯蔵所、工場が多く、危険物の種類別では、４類（ガソリン、灯油、重油等）が多くなっている。

表 2-17 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状

（単位：棟）

建築物	昭和56年6月以降の建築物 ①	昭和56年5月以前の建築物② うち耐震性有 ③	建築物数④ （①＋②）	耐震性有建築物数⑤（①＋③）	平成17年度末の耐震化率（％）	平成23年度末の耐震化率（％）	現状の耐震化率（％）（平成27年度末）⑤／④
危険物の処理場又は処理場の用途に供する特定建築物	114	78 16	192	130	66	66	68

表 2-18 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状
(建物用途別)

(単位:棟)

用途	建築物数								耐震化率%
	昭和56年以前の建築物数								
	耐震診断実施の建築物数				耐震改修実施 の建築物数	耐震診断未 実施の建築物数	耐震改修未 実施の建築物数		
			耐震性あり	耐震性なし					
合計	192	78	16	16	0	0	62	0	68
屋内貯蔵所	52	16	1	1	0	0	15	0	71
取扱所	71	31	0	0	0	0	31	0	56
工場	44	27	14	14	0	0	13	0	70
発電所	15	1	1	1	0	0	0	0	100
火薬庫	10	3	0	0	0	0	3	0	70
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 2-19 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状
(危険物の種類別)

(単位:棟)

用途	建築物数								耐震化率 %
	昭和56年5月以前の建築物数								
	耐震診断実施の建築物数				耐震改修実 施の建築 物数	耐震診断未 実施の建 築物数	耐震改修未 実施の建 築物数		
			耐震性あり	耐震性なし					
合計	192	78	16	16	0	0	62	0	68
火薬類	10	3	0	0	0	0	3	0	70
第1類(塩素酸塩類、硫酸塩類等)	2	0	0	0	0	0	0	0	100
第2類(硫化リン、硫黄等)	2	1	0	0	0	0	1	0	50
第3類(カリウム、ナトリウム等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第4類(ガソリン、灯油等)	177	73	16	16	0	0	57	0	68
第5類(有機過酸化物、ニトロ化合物等)	1	1	0	0	0	0	1	0	0

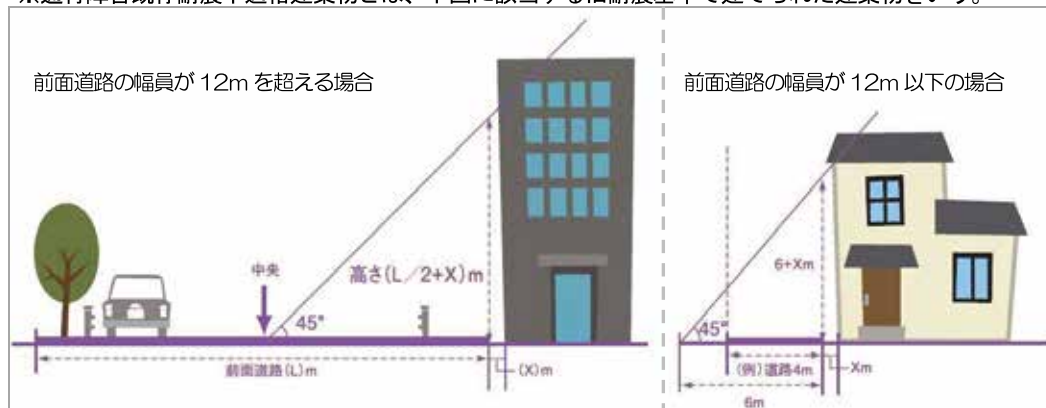
3 - 3 通行を確保すべき道路沿いの建築物

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 25 年 6 月）」に定められた第 1 次～第 3 次の緊急輸送道路（総延長：1,942.3 km、283 路線）を閉塞するおそれのある住宅・建築物について調査した。その結果を表 2-20 に示す。

表 2-20 第 1 次～第 3 次の緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物数

道路種別	建築物数（棟）	耐震改修済み（棟）
第 1 次緊急輸送道路	286	17
第 2 次緊急輸送道路	182	10
第 3 次緊急輸送道路	13	0
計	481	27

※通行障害既存耐震不適格建築物とは、下図に該当する旧耐震基準で建てられた建築物をいう。



なお、緊急輸送道路は、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成 9 年 3 月策定）により次のように定められている。

■ 第 1 次緊急輸送道路

- ・ 島根県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路
- ・ 東西、南北方向の広域的な連携を確保する高規格幹線道路、および主要な一般国道を設定する。また、これらの路線と第 1 次防災拠点を連絡する路線を設定する。

■ 第 2 次緊急輸送道路

- ・ 県内市町村相互の連携の確保及び第 1 次緊急輸送道路を補完し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路。
- ・ 第 1 次緊急輸送道路と第 2 次防災拠点を連絡する路線を設定する。

■ 第 3 次緊急輸送道路

- ・ 第 1 次及び第 2 次緊急輸送道路と第 3 次防災拠点を連絡する路線を設定する。

表 2-21 緊急輸送道路一覧表【機能区分別】（平成 25 年 6 月 1 日時点）

（未供用の路線は、延長欄を“-”で記載している）

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路（株）	山陰道	33.7	松江玉造IC～出雲IC
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路（株）	中国自動車道	22.4	全線
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路（株）	浜田自動車道	36.4	全線
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路（株）	松江自動車道	10.6	矢道JCT～三刀屋木次IC
第1次	高速自動車国道	国土交通省	松江自動車道	24.6	三刀屋木次IC～県境
第1次	一般有料道路	西日本高速道路（株）	山陰道（国道9号 江津道路）	14.5	全線
第1次	一般有料道路	西日本高速道路（株）	山陰道（国道9号 安来道路）	18.6	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 松江道路）	11.0	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 浜田道路）	6.8	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 益田道路）	3.3	高津IC～国道9号交点
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 益田道路）	1.7	久城IC～遠田IC
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	国道9号	228.6	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	国道9号 出雲バイパス	8.7	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	国道9号 江津バイパス	2.9	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	国道54号	64.5	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	国道191号	15.0	全線
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道186号	28.4	全線
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道187号	37.5	全線
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道191号	41.9	全線
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道261号	53.9	全線
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道314号	48.5	全線
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道375号	43.1	全線
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道431号	33.1	（一）矢尾今市線交点～（一）本庄福富松江線交点
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道431号 東林木バイパス	2.5	市道川跡駕線～国道431号
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道431号	21.8	（主）松江島根線交点～県境
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道432号	48.4	県境～（主）安来木次線交点
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道485号	2.7	七瀬港～国道431号交点
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道485号	4.2	（町）中町中条線交点～西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路交点
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道485号 松江だんだん道路	5.2	川津IC～国道9号松江道路交点
第1次	主要地方道	島根県	松江島根線	3.1	国道9号松江道路交点～国道9号経由～国道431号交点
第1次	主要地方道	島根県	松江島根線	2.4	国道431号交点～国道9号交点
第1次	主要地方道	島根県	斐川一畑大社線	5.3	（一）出雲空港線交点～国道431号
第1次	主要地方道	島根県	斐川一畑大社線	1.1	（一）鰐淵寺線交点～河下港 臨港道路（垂水）
第1次	主要地方道	島根県	松江木次線	27.5	国道9号交点～国道54号交点
第1次	主要地方道	島根県	松江木次線 松江木次線バイパス	1.1	（主）玉湯吾妻山線交点～（主）松江木次線現道交点
第1次	主要地方道	島根県	玉湯吾妻山線	17.1	（主）松江木次線交点～国道314号交点
第1次	主要地方道	島根県	出雲三刀屋線	15.9	全線
第1次	主要地方道	島根県	仁摩邑南線	19.6	（主）大田桜江線交点～（主）川本波多線交点
第1次	主要地方道	島根県	益田停車場線	0.4	国道9号交点～益田澄川線交点
第1次	主要地方道	島根県	松江鹿島美保関線	1.5	国道9号交点～（一）本庄福富松江線交点
第1次	主要地方道	島根県	川本波多線	3.8	（主）仁摩邑南線交点～国道261号交点
第1次	主要地方道	島根県	隠岐空港線	5.7	全線
第1次	主要地方道	島根県	安来木次線	1.5	国道9号交点～（一）安来インター線
第1次	主要地方道	島根県	安来木次線	9.7	（一）安来インター線交点～国道432号交点
第1次	主要地方道	島根県	安来木次線	2.2	国道54号交点～雲南市役所
第1次	主要地方道	島根県	大田桜江線	8.8	国道375号交点～（主）仁摩邑南線交点
第1次	主要地方道	島根県	西郷布施線	0.3	国道485号交点～（町）中町中条線交点
第1次	主要地方道	島根県	益田澄川線	0.7	（主）益田停車場線交点～（市）あけぼの有明線交点
第1次	主要地方道	島根県	穴道インター線	3.5	全線
第1次	一般県道	島根県	三次江津線	0.4	国道9号江津バイパス交点～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	斐川上島線	3.0	斐川IC～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	木次直江停車場線	2.1	国道9号交点～町道610号交点
第1次	一般県道	島根県	松江しんじ湖温泉停車場線	0.6	（市）北松江停車場線恵曇線交点～（主）松江鹿島美保関線交点
第1次	一般県道	島根県	出雲空港線	3.9	全線
第1次	一般県道	島根県	浜田リゾート線	2.6	国道9号交点～浜田東IC
第1次	一般県道	島根県	蟠竜湖線	0.1	（一）石見空港線交点～国道191号交点
第1次	一般県道	島根県	布部安来線	0.6	（一）安来インター線交点～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	本庄福富松江線	7.1	（主）松江鹿島美保関線交点～（市）八幡大井線交点
第1次	一般県道	島根県	本庄福富松江線	3.0	（一）美保関八東松江線交点～（市）允ノ下百歩線交点
第1次	一般県道	島根県	浜乃木湯町線	0.2	国道9号松江道路側道交点～島根消防学校
第1次	一般県道	島根県	稗原木次線	0.7	（主）安来木次線～国道314号交点
第1次	一般県道	島根県	湯郷今市線	0.5	国道9号交点～（一）矢尾今市線交点
第1次	一般県道	島根県	矢尾今市線	2.7	全線
第1次	一般県道	島根県	下府江津線	1.4	国道9号交点～江津西IC
第1次	一般県道	島根県	石見空港線	1.2	全線
第1次	一般県道	島根県	江津インター線	0.5	全線
第1次	一般県道	島根県	石見空港飯田線	2.2	全線
第1次	一般県道	島根県	三刀屋木次インター線	1.5	全線
第1次	一般県道	島根県	久城インター線	2.6	国道191号交点～久城IC
第1次	一般県道	島根県	安来インター線	4.0	（主）安来木次線交点～（一）布部安来線交点
第1次	一般県道	島根県	出雲空港穴道線	1.0	全線
第1次	一般県道	島根県	美保関八東松江線	8.5	境港臨港道路江島幹線交点～本庄福富松江線交点
第1次	一般県道	島根県	出雲インター線	1.9	国道9号交点～出雲IC

出典：島根県緊急輸送道路ネットワーク計画 平成 25 年 6 月）

表 2-22 緊急輸送道路一覧表【機能区分別】（平成 25 年 6 月 1 日時点）

（未供用の路線は、延長欄を“－”で記載している）

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第1次	一般県道	島根県	出雲インター線	1.1	出雲IC～（一）大社立久恵線
第1次	一般県道	島根県	多伎江南出雲線	6.9	（一）出雲インター線～（市）今市川跡日下線
第1次	一般県道	島根県	多伎インター線	1.1	国道9号交点～多伎IC（仮）
第1次	一般県道	島根県	鰐淵寺線	5.0	（主）斐川一畑大社線交点～（一）十六島直江停車場線交点
第1次	一般県道	島根県	十六島直江停車場線	5.5	（一）鰐淵寺線交点～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	益田吉田線	0.6	国道9号交点～国道191号交点
第1次	松江市道	松江市	北松江停車場恵曇線	0.4	国道431号交点～（一）松江しんじ湖温泉停車場線交点
第1次	松江市道	松江市	允ノ下百歩線	0.4	（一）本庄福富松江線交点～（市）八幡大井線交点
第1次	松江市道	松江市	八幡大井線	0.3	（市）允ノ下百歩線交点～（一）本庄福富松江線交点
第1次	出雲市道	出雲市	斐川610号線	2.4	（一）斐川上島線交点～（一）木次直江停車場線交点
第1次	出雲市道	出雲市	今市川跡日下線	0.6	（一）多伎江南出雲線交点～国道9号出雲バイパス交点
第1次	浜田市道	浜田市	竹迫野原線	1.1	国道186号交点～（市）浜田451号線交点
第1次	浜田市道	浜田市	浜田451号線	0.9	（市）竹迫野原線交点～（市）浜田456号線交点
第1次	浜田市道	浜田市	浜田456号線	0.6	（市）浜田451号線交点～（市）清水野原線交点
第1次	浜田市道	浜田市	清水野原線	0.5	（市）浜田456号線交点～防災備蓄倉庫
第1次	浜田市道	浜田市	浜田停車場港町線	0.2	国道9号交点～浜田医療センター前
第1次	益田市道	益田市	中吉田久城線	0.9	全線
第1次	益田市道	益田市	あけぼの有明線	0.6	（主）益田澄川線交点～国道191号交点
第1次	隠岐の島町道	隠岐の島町	宮の前西町線	0.5	有木1号線交点～（主）西郷布施線交点
第1次	隠岐の島町道	隠岐の島町	有木1号線	0.6	中町中条線交点～宮の前西町線交点
第1次	隠岐の島町道	隠岐の島町	中町中条線	1.9	国道485号交点～有木1号線交点
第1次	隠岐の島町道	隠岐の島町	西郷270号線	3.0	（主）隠岐空港線交点～広域農道岬線交点
第1次	その他	隠岐の島町	広域農道岬線	0.8	（町）西郷270号線交点～国道485号交点
第1次	その他	境港管理組合	境港臨港道路江島幹線	1.3	（一）美保関八束松江線交点～鳥取県境
第1次	その他	港湾空港課	河下港 臨港道路（垂水）	0.3	（主）斐川一畑大社線交点～河下港 第3号岸壁
第1次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港 1号線	1.1	国道9号交点～浜田港 福井臨港 2号線
第1次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港 2号線	0.2	浜田港 福井臨港 1号線交点～浜田港 福井臨港埠頭線交点
第1次	その他	港湾空港課	三隅港 臨港道路 1号線	1.9	国道9号交点～（一）益田種三隅線交点
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 益田道路）	—	高津IC～久城IC
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 三隅・益田道路）	—	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 浜田・三隅道路）	—	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 多伎・朝山道路）	—	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 仁摩温泉津道路）	—	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 朝山・大田道路）	—	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 大田・静間道路）	—	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 湖陵・多伎道路）	—	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 出雲・湖陵道路）	—	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 静間・仁摩道路）	—	全線
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道431号	—	東林木バイパス
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道375号	—	湯抱バイパス
第1次	主要地方道	島根県	松江木次線	—	松江木次線バイパス（都市計画道路：新庄飯田線） 雲南市大東町
第1次	主要地方道	島根県	仁摩邑南線	—	大原工区
第1次	一般県道	島根県	熱田インター線	—	全線
第1次	一般県道	島根県	池田久手停車場線	—	国道9号交点～朝山IC（仮）
第1次	一般県道	島根県	矢尾今市線	—	大塚工区
第1次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港 4号線	—	浜田港 福井臨港埠頭線交点～熱田インター線
1次路線 延長 計				1,098.7	
第2次	一般国道（指定外）	島根県	国道184号	38.9	国道9号交点～（主）川本波多線交点
第2次	一般国道（指定外）	島根県	国道431号	5.0	国道9号交点～（市）浜山公園線交点
第2次	一般国道（指定外）	島根県	国道431号	5.6	（一）斐川出雲大社線交点～（一）矢尾今市線交点
第2次	一般国道（指定外）	島根県	国道431号	0.9	（一）本庄福富松江線交点～（市）西川津菅田線交点
第2次	一般国道（指定外）	島根県	国道431号	0.3	（市）大輪菅田線交点～（主）松江島根線交点
第2次	一般国道（指定外）	島根県	国道432号	21.5	国道9号交点～（主）安来木次線交点
第2次	一般国道（指定外）	島根県	国道485号	29.0	（主）西郷布施線交点～（町）中町中条線交点
第2次	一般国道（指定外）	島根県	国道485号 郡バイパス	2.3	国道485号～町道向ヶ丘1号線交差点付近
第2次	一般国道（指定外）	島根県	国道485号	4.7	別府港臨港道路交点～浦郷港臨港道路交点
第2次	一般国道（指定外）	島根県	国道488号	28.4	国道9号交点～（一）波佐見線交点
第2次	主要地方道	島根県	新南陽津和野線	4.6	（一）柿木津和野停車場線交点～国道187号交点
第2次	主要地方道	島根県	甲田作木線	5.8	村道交点～国道375号交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田八重可部線	30.0	（主）桜江金城線交点～瑞穂IC
第2次	主要地方道	島根県	浜田八重可部線	0.5	（市）浜田停車場線交点～（市）浜田停車場横線交点
第2次	主要地方道	島根県	吉田邑南線	3.3	国道261号交点～（町）出羽後谷線交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田作木線	4.2	（一）市木井原線交点～（一）皆井田江津線交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田作木線	10.6	（町）雪田和田線交点～（主）甲田作木線交点
第2次	主要地方道	島根県	安来伯太日南線	22.8	（主）安来木次線交点～（一）草野横田線交点
第2次	主要地方道	島根県	萩津和野線	14.2	全線
第2次	主要地方道	島根県	益田阿武線	16.9	国道9号交点～県境
第2次	主要地方道	島根県	横田多里線	0.3	国道314号線交点～横田支所
第2次	主要地方道	島根県	津和野田万川線	16.2	（主）萩津和野線交点～川登柏原農道交点
第2次	主要地方道	島根県	松江島根線	11.1	国道432号交点～（主）松江鹿島美保関線交点
第2次	主要地方道	島根県	松江停車場線	0.5	全線
第2次	主要地方道	島根県	玉湯吾妻山線	1.4	国道314号交点～国道432号交点

出典：島根県緊急輸送道路ネットワーク計画 平成 25 年 6 月）

表 2-23 緊急輸送道路一覧表【機能区分別】(平成 25 年 6 月 1 日時点)

(未供用の路線は、延長欄を“-”で記載している)

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第2次	主要地方道	島根県	出雲市停車場線	0.7	全線
第2次	主要地方道	島根県	出雲大社線	5.1	全線
第2次	主要地方道	島根県	仁摩邑南線	6.1	国道9号交点～(主)大田桜江線交点
第2次	主要地方道	島根県	温泉津川本線	21.5	全線
第2次	主要地方道	島根県	浜田港線	1.2	浜田漁港臨港道路交点～国道9号交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田美都線	32.9	全線
第2次	主要地方道	島根県	松江鹿島美保関線	9.6	(市)北松江停車場恵曇線交点～恵曇漁港
第2次	主要地方道	島根県	松江鹿島美保関線	0.6	(主)松江島根線交点～(市)加賀神社前線交点
第2次	主要地方道	島根県	松江鹿島美保関線	20.2	(市)加賀神社前線交点～国道485号交点
第2次	主要地方道	島根県	掛合上阿井線	8.4	国道54号交点～(市)梅木曾木線交点
第2次	主要地方道	島根県	湖陵掛合線	8.8	国道9号交点～国道184号交点
第2次	主要地方道	島根県	湖陵掛合線	13.8	国道184号交点～国道54号交点
第2次	主要地方道	島根県	川本波多線	38.8	(主)仁摩邑南線交点～国道54号交点
第2次	主要地方道	島根県	桜江金城線	3.6	(主)浜田八重可部線交点～国道186号交点
第2次	主要地方道	島根県	桜江金城線	9.9	国道261号交点～(一)桜江旭インター線交点
第2次	主要地方道	島根県	吉賀匹見線	33.7	全線
第2次	主要地方道	島根県	西郷都万郡線	33.8	全線
第2次	主要地方道	島根県	西郷都万郡線	18.3	西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路交点～国道485号交点
第2次	主要地方道	島根県	三隅美都線	1.1	国道9号交点～(市)田原野田郷線交点
第2次	主要地方道	島根県	田所国府線	0.6	(一)桜江旭インター線交点～(一)桜江旭インター線交点
第2次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	9.4	(一)長安野坂線交点～国道186号交点
第2次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	5.4	国道186号交点～(市)柚根旭線交点
第2次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	0.1	(市)坂本小国線交点～(主)浜田八重可部線交点
第2次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	0.5	(主)浜田八重可部線交点～旭IC
第2次	主要地方道	島根県	大東東出雲線	5.3	八雲支所～国道9号交点(東出雲IC)
第2次	主要地方道	島根県	益田澄川線	0.8	(市)あけほの有明線交点～(市)益田公園徳原線交点
第2次	主要地方道	島根県	邑南飯南線	0.3	(一)美郷飯南線交点～国道54号交点
第2次	主要地方道	島根県	邑南飯南線	9.7	(町)古市塩谷線交点～国道375号交点
第2次	主要地方道	島根県	六日市錦線	0.3	国道186号交点～道の駅
第2次	一般県道	島根県	松江七瀬港線	1.7	全線
第2次	一般県道	島根県	斐川出雲大社線	0.8	(市)神門中筋線交点～国道431号交点
第2次	一般県道	島根県	斐川出雲大社線	7.1	(一)十六島直江停車場線交点～(一)矢尾今市線交点
第2次	一般県道	島根県	大社立久恵線	3.4	(市)浜山公園線交点～(市)高松294号線交点
第2次	一般県道	島根県	美郷飯南線	0.7	(町)古市塩谷線交点～(主)邑南飯南線交点
第2次	一般県道	島根県	益田種三隅線	0.1	国道9号交点～(市)宮ヶ迫釜屋線交点
第2次	一般県道	島根県	和江港大田市停車場線	3.2	国道9号交点～和江漁港
第2次	一般県道	島根県	和江港大田市停車場線	0.4	国道9号交点～(市)鳴沢大滝線交点
第2次	一般県道	島根県	西出雲停車場線	0.3	全線
第2次	一般県道	島根県	浜田停車場線	0.7	国道9号交点～(市)浜田停車場線交点
第2次	一般県道	島根県	柿木津和野停車場線	2.5	(主)新南陽津和野線交点～(町)唐人屋線交点
第2次	一般県道	島根県	柿木津和野停車場線	3.5	(町)唐人屋線交点～国道9号交点
第2次	一般県道	島根県	馬湯港線	0.2	(一)東出雲馬湯港線交点～(市)八幡大井線
第2次	一般県道	島根県	浜田商港線	0.2	浜田漁港臨港道路交点～(市)浜田361号線交点
第2次	一般県道	島根県	浜田商港線	0.5	浜田漁港臨港道路交点～浜田港 福井臨港 1 号線
第2次	一般県道	島根県	浜田商港線	0.6	国道9号交点～(市)臨港14号線交点
第2次	一般県道	島根県	穴道湖公園線	0.6	全線
第2次	一般県道	島根県	蟠竜湖線	0.4	(一)蟠竜湖高津線交点～(一)石見空港線交点
第2次	一般県道	島根県	蟠竜湖高津線	1.9	全線
第2次	一般県道	島根県	草野横田線	10.7	(主)安来伯太日南線交点～国道432号交点
第2次	一般県道	島根県	大根島線	0.3	(一)美保関八東松江線交点～(市)入江56号線交点
第2次	一般県道	島根県	浜乃木湯町線	3.1	国道9号松江道路側道交点～国道9号交点
第2次	一般県道	島根県	吉田奥出雲線	3.8	(市)梅木曾木線交点～(市)深野線交点
第2次	一般県道	島根県	神原木次線	1.0	国道314号交点～国道54号交点
第2次	一般県道	島根県	吉田頓原線	0.3	国道54号交点～(町)頓原市街地線交点
第2次	一般県道	島根県	池田久手停車場線	1.3	国道9号交点～(一)静閑久手停車場線交点
第2次	一般県道	島根県	高見出羽線	1.7	(町)石堂線交点～(主)吉田邑南線交点
第2次	一般県道	島根県	皆井田江津線	1.6	(主)浜田作木線交点～国道261号交点
第2次	一般県道	島根県	長安野坂線	4.1	全線
第2次	一般県道	島根県	波佐匹見線	12.1	国道191号交点～国道488号交点
第2次	一般県道	島根県	中村津戸港線	11.1	国道485号交点～国道485号交点
第2次	一般県道	島根県	海士島線	3.0	海士町役場～釜浦漁港
第2次	一般県道	島根県	知夫島線	1.3	来居2号臨港道路交点～知夫港臨港道路交点
第2次	一般県道	島根県	知夫島線	1.7	知夫港臨港道路交点～(村)木佐根線
第2次	一般県道	島根県	市木井原線	7.4	全線
第2次	一般県道	島根県	桜江旭インター線	5.2	全線
第2次	一般県道	島根県	美保関八東松江線	4.0	国道431号交点～境港臨港道路江島幹線交点
第2次	一般県道	島根県	吉田掛合インター線	1.6	(主)掛合上阿井線交点～吉田掛合IC
第2次	一般県道	島根県	東出雲馬湯港線	2.7	国道9号交点～(一)馬湯港線交点
第2次	一般県道	島根県	講武古江線	4.4	(主)松江鹿島美保関線交点～(主)松江島根線交点
第2次	松江市道	松江市	一矢線	1.3	(主)松江鹿島美保関線交点～一矢谷隧道
第2次	松江市道	松江市	平成乃白線	0.7	(市)平成1号線交点～(主)松江木次線交点
第2次	松江市道	松江市	入江江島線	2.7	(一)美保関八東松江線交点～(市)馬渡堤防道路交点
第2次	松江市道	松江市	入江江島線	0.1	(市)馬渡堤防道路交点～(一)美保関八東松江線交点

出典：島根県緊急輸送道路ネットワーク計画 平成 25 年 6 月)

表 2-24 緊急輸送道路一覧表【機能区分別】（平成 25 年 6 月 1 日時点）

〔本表用の路線は、延長欄を“－”で記載している〕

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第2次	松江市道	松江市	馬渡堤防線	0.3	(市) 入江島線交点～(市) 入江島線交点
第2次	松江市道	松江市	菅田比津線	2.0	(主) 松江鹿島美保関線交点～国道431号交点
第2次	松江市道	松江市	東津田鼻曲線	2.2	全線
第2次	松江市道	松江市	松江駅東通阿弥陀線	0.9	全線
第2次	松江市道	松江市	嫁島公園線	2.6	全線
第2次	松江市道	松江市	北松江停車場恵曇線	0.9	(一) 松江しんじ湖温泉停車場線交点～(主) 松江鹿島美保関線交点
第2次	松江市道	松江市	八幡大井線	1.0	(一) 馬淵港線交点～(市) 允ノ下歩線交点
第2次	松江市道	松江市	平成1号線	0.7	(市) 嫁島公園線交点～日本道運付近
第2次	松江市道	松江市	宇賀橋線	0.1	(市) 嫁島公園線交点～(市) 乃木区画6号線
第2次	松江市道	松江市	乃木区画6号線	0.2	(市) 宇賀橋線～松江記念病院
第2次	松江市道	松江市	加賀神社前線	0.6	全線
第2次	松江市道	松江市	中瀬・五反田線	0.3	国道9号交点～東出雲町役場
第2次	松江市道	松江市	西川津菅田線	1.6	国道431号交点～(主) 松江島根線交点
第2次	松江市道	松江市	原田線	0.8	(主) 松江鹿島美保関線交点～(一) 講武古江線交点
第2次	松江市道	松江市	大輪菅田線	0.4	全線 (附属小学校・附属中学校前)
第2次	雲南市道	雲南市	加茂中央1号線	0.2	国道54号線交点～(市) 役場前線交点
第2次	雲南市道	雲南市	深野線	0.6	国道314号交点～(一) 吉田奥出雲線交点
第2次	雲南市道	雲南市	梅本曾木線	4.7	全線
第2次	雲南市道	雲南市	雲南吉田インター線	0.8	全線
第2次	雲南市道	雲南市	市道木ノ下線	1.1	(主) 掛合上阿井線交点～(市) 雲南吉田インター線交点
第2次	飯南町道	飯南町	古市塩谷線	1.0	全線
第2次	飯南町道	飯南町	飯原市街地線	0.4	(一) 吉田原線交点～飯原庁舎付近
第2次	奥出雲町道	奥出雲町	堀坂線	0.7	(主) 玉湯吾妻山線交点～国道432号交点
第2次	出雲市道	出雲市	浜山公園線	1.9	国道431号交点～浜山公園園路～(主) 出雲大社線交点
第2次	出雲市道	出雲市	神門中筋線	1.1	(市) 浜山公園線交点～(一) 斐川出雲大社線交点
第2次	出雲市道	出雲市	有原東町線	1.7	国道184号交点～(一) 多伎江南出雲線交点
第2次	出雲市道	出雲市	植松浜線	1.0	(一) 松崎下浜線交点～(一) 大社立久恵線交点
第2次	出雲市道	出雲市	高松294号線	1.3	国道9号交点～(一) 大社立久恵線交点
第2次	出雲市道	出雲市	松崎下浜線	0.5	(主) 出雲大社線交点～(市) 植松浜線交点
第2次	出雲市道	出雲市	大津上塩治線	0.8	(一) 多伎江南出雲線交点～(市) 今市菅沢線交点
第2次	出雲市道	出雲市	今市167号線	0.5	(一) 多伎江南出雲線～出雲郵便局
第2次	出雲市道	出雲市	今市菅沢線	0.2	(市) 大津上塩治線～出雲カス新社屋付近
第2次	出雲市道	出雲市	斐川4号線	2.0	(一) 本次直江停車場線交点～斐川公園入口
第2次	出雲市道	出雲市	古志神西団地三部線	1.4	(一) 出雲インター線交点～出雲消防署
第2次	邑南町道	邑南町	鯉淵馬野原線	0.2	(主) 吉田邑南線交点～消防団出張所
第2次	邑南町道	邑南町	長田上田線	1.1	(主) 甲田作木線交点～羽須美運動公園
第2次	邑南町道	邑南町	出羽後谷線	0.2	(主) 吉田邑南線交点～旅行村線交点
第2次	邑南町道	邑南町	旅行村線	0.1	全線
第3次	美郷町道	美郷町	上川戸粕洲線	1.0	国道375号交点～邑智中学校校入口付近
第2次	大田市道	大田市	晴滝大沢線	1.0	全線
第2次	浜田市道	浜田市	三隅57号線	0.2	全線
第2次	浜田市道	浜田市	浜田348号線	0.2	国道9号交点～(一) 浜田商港線交点
第2次	浜田市道	浜田市	下末原66号線	0.2	(主) 浜田八重可部線交点～(市) 今福有福線交点
第2次	浜田市道	浜田市	今福有福線	0.5	(市) 今福旧県道線交点～(市) 今福57号線交点
第2次	浜田市道	浜田市	今福57号線	0.3	(市) 今福有福線交点～金城ス마트 I C
第2次	浜田市道	浜田市	今福56号線	0.2	(市) 今福有福線交点～金城ス마트 I C
第2次	浜田市道	浜田市	岡見24号線	1.4	(一) 益田三隅線交点～中国電力三隅火力発電所
第2次	浜田市道	浜田市	浜田停車場濃線	0.3	(一) 浜田停車場線交点～(主) 浜田八重可部線交点
第2次	浜田市道	浜田市	浜田停車場濃線	0.2	(主) 浜田八重可部線交点～国道186号交点
第2次	浜田市道	浜田市	浜田停車場長沢線	0.8	全線
第2次	浜田市道	浜田市	坂本小国線	2.6	全線
第2次	浜田市道	浜田市	柚根旭線	2.6	全線
第2次	浜田市道	浜田市	浜田415号	0.2	浜田漁港臨港道路交点～(市) 浜田418号線交点
第2次	浜田市道	浜田市	浜田418号	0.1	(市) 浜田415号線交点～サンマリン浜田
第2次	益田市道	益田市	久原三谷線	0.1	国道191号交点～(市) 都茂山科線交点
第2次	益田市道	益田市	益田運動公園徳原線	0.6	国道191号交点～(主) 益田豊川線交点
第2次	津和野町道	津和野町	日原青原1号線	0.8	(町) 日原市街線交点～国道187号交点
第2次	津和野町道	津和野町	日原市街線	0.2	国道9号交点～(町) 日原青原1号線交点
第2次	津和野町道	津和野町	唐人屋線	1.7	全線
第2次	吉賀町道	吉賀町	唐人屋線	3.1	全線
第2次	海士町道	海士町	宇受賀線	0.2	(一) 海士島線交点～新聞1号線交点
第2次	海士町道	海士町	あいランド1号線	0.5	新聞1号線交点～ヘリポート入口
第2次	知夫村道	知夫村	木佐根線	0.5	(一) 知夫島線交点～(村) 東牧線交点
第2次	知夫村道	知夫村	東牧線	0.5	(村) 木佐根線交点～知夫村ヘリポート
第2次	その他	都市計画課	浜山公園園路	0.6	(市) 浜山公園線交点～(市) 浜山公園線交点
第2次	その他	港湾空港課	江津港 臨港道路	2.0	国道9号交点～国道9号交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港埠頭線	0.2	浜田港 福井臨港 2号線交点～浜田港 福井臨港 3号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港 3号線	0.3	浜田港 福井臨港埠頭線交点～浜田港 臨港臨港道路交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 臨港3号線	0.1	浜田海上保安部～浜田港 臨港4号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 臨港8号線	0.2	浜田港 臨港3号線交点～浜田港 臨港16号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 臨港14号線	0.1	(一) 浜田商港線交点～浜田港 臨港18号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 臨港16号線	0.1	浜田港 臨港8号線交点～浜田港 臨港18号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 臨港18号線	0.2	浜田港 臨港16号線交点～浜田港 臨港14号線交点

出典：島根県緊急輸送道路ネットワーク計画 平成 25 年 6 月

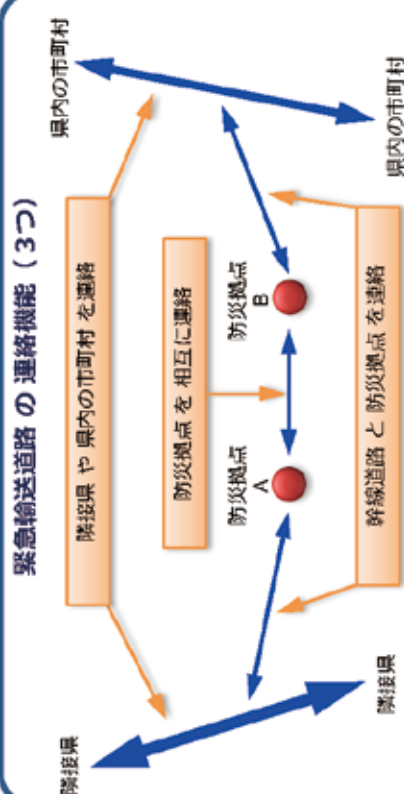
表 2-25 緊急輸送道路一覧表【機能区分別】（平成 25 年 6 月 1 日時点）

（未供用の路線は、延長欄を“－”で記載している）

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第2次	その他	漁港漁場整備課	浜田漁港臨港道路	1.6	(一)浜田商港線交点～(主) 浜田港線交点
第2次	その他	漁港漁場整備課	浜田漁港臨港道路	0.3	(一)浜田商港線交点～(市) 浜田415号線交点
第2次	その他	益田市	川登柏原農道	7.9	(主) 益田阿武線交点～(主) 津和野田万川線交点
第2次	その他	邑南町	石堂農道	2.6	旧瑞穂・羽須美境～(一) 高見出羽線交点
第2次	その他	邑南町	雲田和田農道	3.4	(主) 浜田作木線交点～旧瑞穂・羽須美境
第2次	その他	海士町	新開1号線	0.3	(町) 宇受賀線交点～(町) あいらんど1号線交点
第2次	その他	港湾空港課	海士港 臨港道路	0.9	菱浦港臨港道路交点～海士港
第2次	その他	漁港漁場整備課	菱浦漁港臨港道路	0.8	(一) 海士島線交点～海士港臨港道路交点
第2次	その他	漁港漁場整備課	浦郷漁港臨港道路	0.6	国道485号交点～西ノ島町役場前
第2次	その他	港湾空港課	別府港 臨港道路	0.5	国道485号交点～島前事業所
第2次	その他	港湾空港課	来居港 来居2号臨港道路	0.4	(一) 知夫島線交点～来居港
第2次	その他	漁港漁場整備課	知夫島港臨港道路	0.8	知夫島線交点～知夫島線交点
第2次	その他	港湾空港課	西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路	1.3	国道485号交点～(主) 西郷布施線交点
第2次	一般国道（指定外）	島根県	国道485号	—	郡バイパス
第2次	一般国道（指定外）	島根県	国道488号	—	長沢2号トンネル
第2次	主要地方道	島根県	益田阿武線	—	(主) 益田阿武線～国道9号（都市計画道路：元町人庫線【新高角橋工区】、須子中線）
2次路線 延長 計				778.8	
第3次	一般国道（指定外）	島根県	国道431号	0.2	(市) 浜山公園線交点～(主) 大社日御崎線交点
第3次	一般国道（指定外）	島根県	国道432号	0.6	国道432号バイパス交点～(主) 安来木次線
第3次	主要地方道	島根県	玉湯吾妻山線	0.6	国道9号交点～市道交点（玉湯町民球場入口）
第3次	主要地方道	島根県	玉湯吾妻山線	2.6	(主) 松江木次線交点～大東北場外離着陸場 付近
第3次	主要地方道	島根県	大社日御崎線	0.5	国道431号交点～出雲市道交点（下水道管理事務所付近）
第3次	主要地方道	島根県	三瓶山公園線	19.0	(市) 山崎大正線西交点～(主) 川本波多線交点
第3次	主要地方道	島根県	三瓶山公園線	0.6	国道9号交点～(一) 和江港大田市停車場線交点
第3次	主要地方道	島根県	安来木次線	9.6	国道432号交点～山佐ダム場外離着陸場
第3次	主要地方道	島根県	安来木次線	5.6	(主) 玉湯吾妻山線交点～大東南場外離着陸場 付近
第3次	主要地方道	島根県	邑南飯南線	0.2	(一) 邑南美郷線交点～国道375号交点
第3次	一般県道	島根県	出雲平田線	1.8	国道9号出雲バイパス交点～斐伊川場外離着陸場
第3次	一般県道	島根県	斐川出雲大社線	1.1	矢尾今市線交点～出雲市道交点（出雲ドーム場外離着陸場付近）
第3次	一般県道	島根県	和江港大田市停車場線	0.2	(市) 鳴沢大滝線交点～(主) 三瓶山公園線交点
第3次	一般県道	島根県	稗原木次線	1.3	国道54号交点～三刀屋町場外離着陸場付近
第3次	一般県道	島根県	波根久手線	0.8	(一) 池田久手停車場線交点～ヘリポート
第3次	一般県道	島根県	邑南美郷線	1.5	(主) 邑南飯南線交点～ヘリポート
第3次	一般県道	島根県	青原停車場線	0.2	国道9号～(町) 曾庭青原線
第3次	松江市道	松江市	大森・上来待線	1.0	国道54号交点～宍道運動公園
第3次	松江市道	松江市	大橋川東津田線	0.3	(市) 松江駅東通阿弥陀線交点～(市) 東朝日町中央線交点
第3次	松江市道	松江市	大正町西津田線	1.4	国道9号交点～(主) 松江島根線交点
第3次	松江市道	松江市	出雲郷・東灘線	0.2	(一) 東出雲馬場港線交点～錦浜橋
第3次	松江市道	松江市	工業団地2号線	0.1	錦浜橋～(市) 工業団地1号線交点
第3次	松江市道	松江市	工業団地1号線	0.3	(市) 工業団地2号線交点～(市) 錦浜1号幹線
第3次	松江市道	松江市	錦浜1号幹線	1.6	(市) 工業団地1号線交点～錦浜外離着陸場
第3次	雲南市道	雲南市	三代線	1.2	国道54号線交点～加茂町運動公園
第3次	出雲市道	出雲市	中ノ島環状線	0.4	国道431号交点～(市) 大倉中ノ島線交点
第3次	出雲市道	出雲市	大倉中ノ島線	0.2	(市) 中ノ島環状線交点～(市) 東平田明川線
第3次	出雲市道	出雲市	東平田明川線	0.3	(市) 大倉中ノ島線交点～平田場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	渡橋平野線	0.5	(一) 斐川出雲大社線交点～出雲ドーム正面入口前
第3次	出雲市道	出雲市	斐川1003号線	2.0	(市) 斐川610号線交点～斐川牧場場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	神門191号線	0.3	(一) 多伎江南線交点～JR西出雲駅
第3次	奥出雲町道	奥出雲町	川西五反田線	0.3	国道314号交点～横田公園場外離着陸場
第3次	大田市道	大田市	鳴滝線	0.4	全線
第3次	大田市道	大田市	山崎大正東線	0.3	全線
第3次	大田市道	大田市	雪見宮崎線	0.1	(市) 山崎大正東線交点～国道375号交点
第3次	大田市道	大田市	温泉津港線	2.7	国道9号交点～総合体育館前
第3次	大田市道	大田市	山崎大正西線	0.2	(主) 三瓶山公園線交点～(市) 鳴滝大沢線交点
第3次	浜田市道	浜田市	岡崎線	0.2	国道9号交点～(市) 三隅24号線交点
第3次	浜田市道	浜田市	三隅24号線	0.1	(市) 岡崎線交点～(市) 三隅23号線交点
第3次	浜田市道	浜田市	三隅23号線	0.3	(市) 三隅24号線交点～(市) 古瀬向野田線交点
第3次	浜田市道	浜田市	古瀬向野田線	0.1	(市) 三隅23号線交点～運動公園入口
第3次	津和野町道	津和野町	曾庭青原線	1.8	(一) 青原停車場線～(町) 宮ノ上線
第3次	津和野町道	津和野町	宮ノ上線	0.4	(町) 曾庭青原線～ヘリポート
第3次	吉賀町道	吉賀町	向月瀬線	1.7	国道187号交点～大野原場外離着陸場
3次路線 延長 計				64.8	
緊急輸送道路 総延長				1,942.3	

出典：島根県緊急輸送道路ネットワーク計画 平成 25 年 6 月）

緊急輸送道路：被災地での活動や支援に必要な人員や物資を輸送するための道路



防災拠点とは、「災害活動の拠点施設」や「防災対策上、重要な施設」のこと

災害活動の拠点施設

- ・防災活動（各役所、警署、消防など）
- ・医療活動（病院、保健所など）
- ・災害の支援活動（物資提供活動、遺体の収容など）

なと

防災対策上、重要な施設

- ・空港、港灣、ヘリポート
- ・自衛隊基地
- ・発電所

五

災害時に果たす役割の重要度及び目的に応じて
防災提点を第1次～第3次の3段階に区分しています

緊急輸送道路の区分

緊急輸送道路は、災害発生後の利用特性により
以下の3つに区分されます

第1次緊急輸送道路

- ◆ 鳥取県と隣接県との広域的な連携を確保するルール
- ◆ 第1次防災拠点を連絡するルール
(県庁所在地、地方中心城市及び空港・重要港湾、災害医療拠点などを連絡する道路網)

第2次紧急输送道路

- ◆ 県内市町村相互の連携を確保するルート
- ◆ 第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を連絡するルート
(第1次緊急輸送道路と町村役場、公共機関や
自衛隊など主要な防災拠点を連絡する道路)

第3次緊急輸送道路

- ◆ 第1次・第2次緊急輸送道路と 第3次防災拠点を連絡するルート

緊急輸送道路ネットワーク模式図

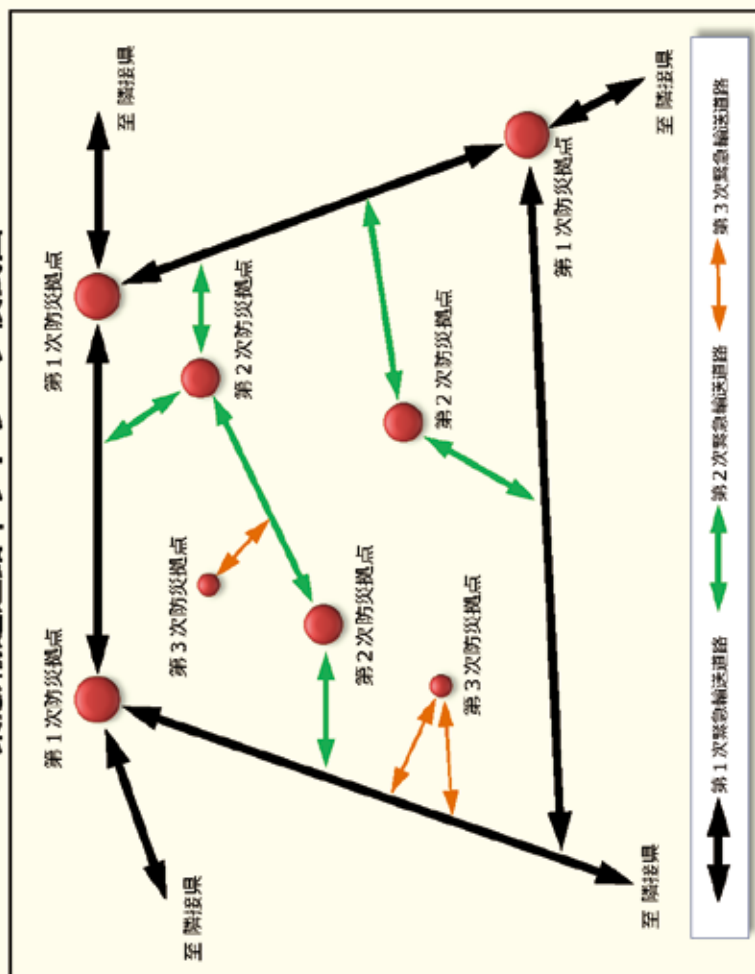


図 2-23 緊急輸送道路網図（島根県全域 平成 25 年 6 月 1 日時点）

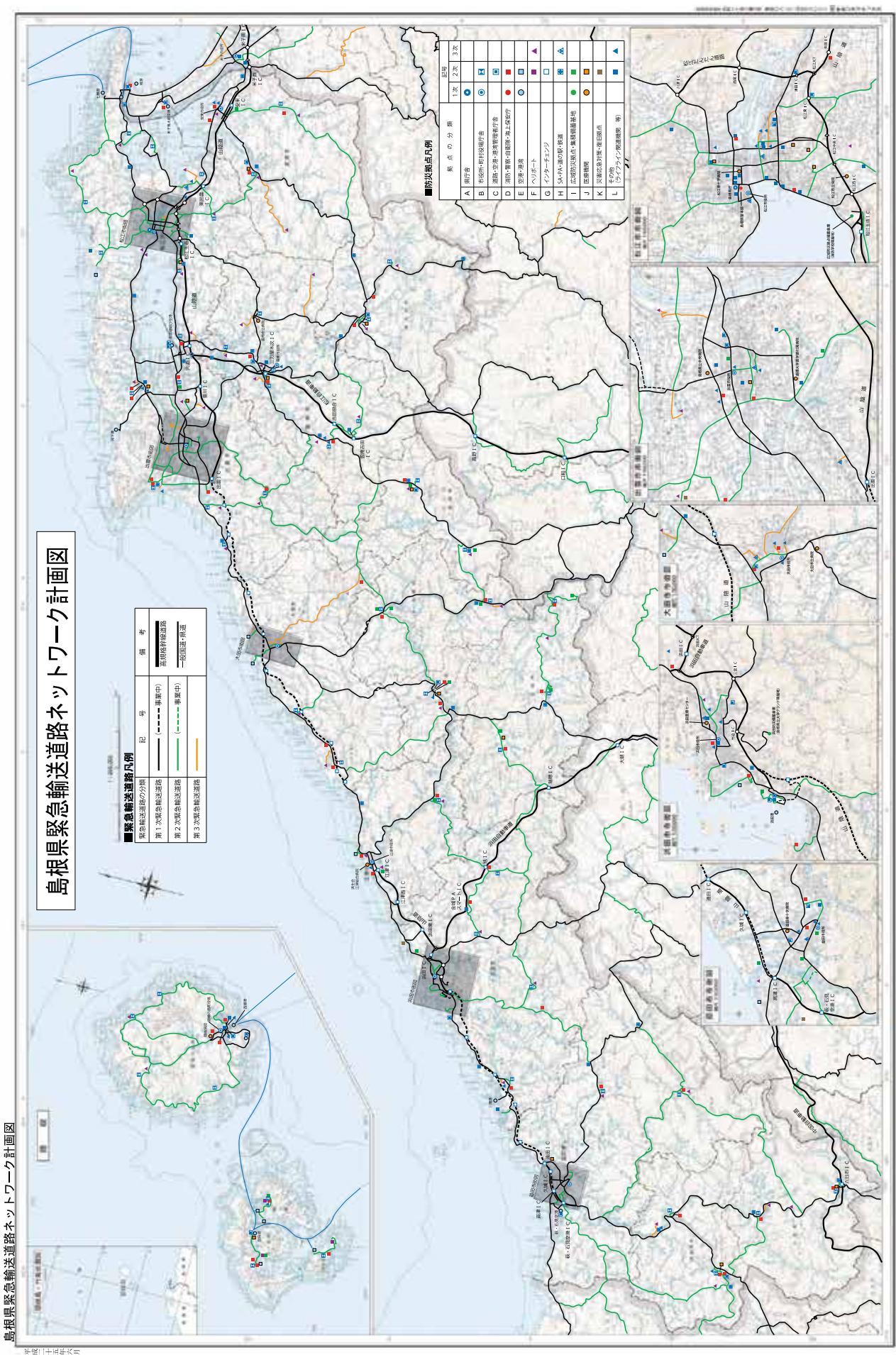
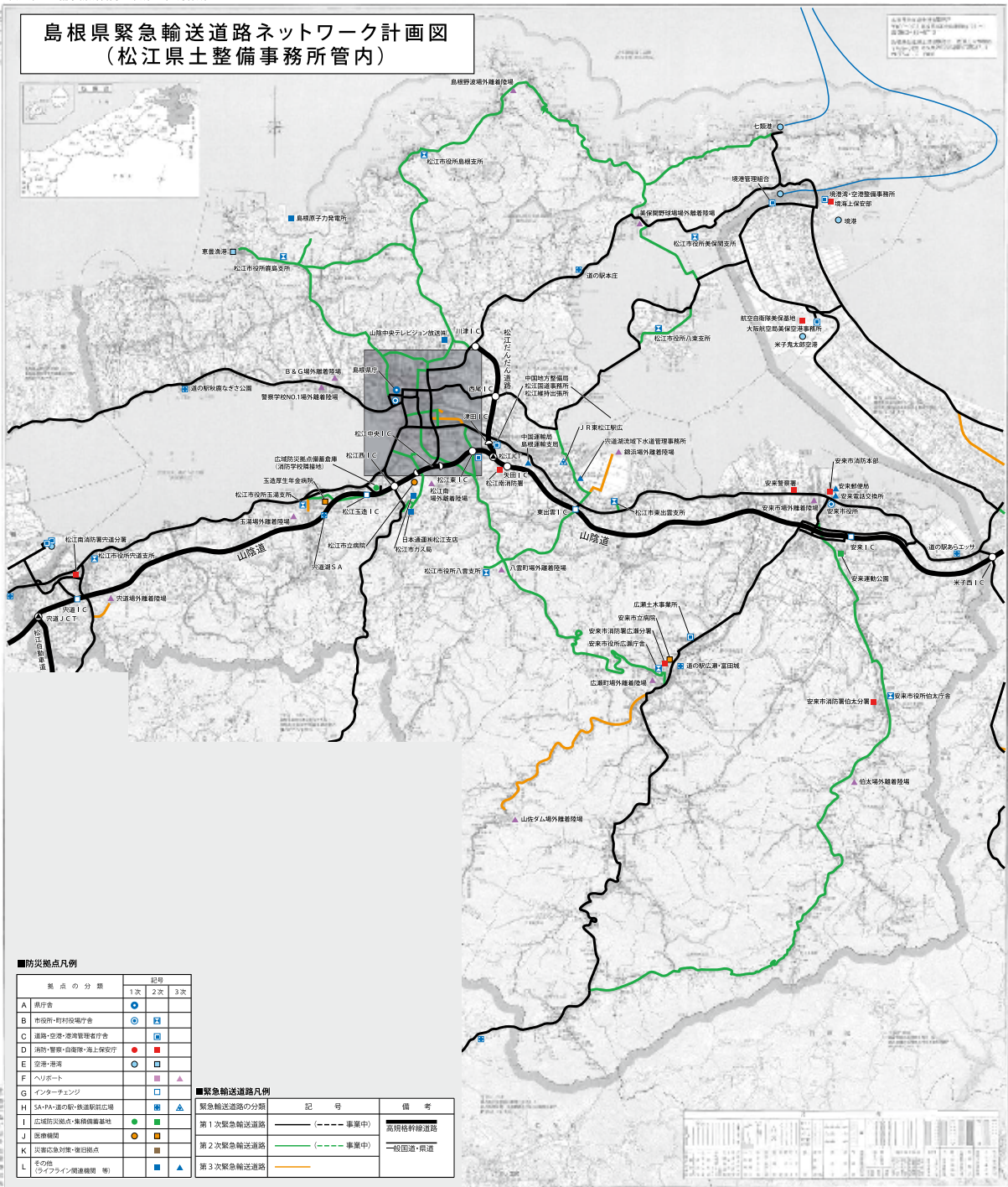
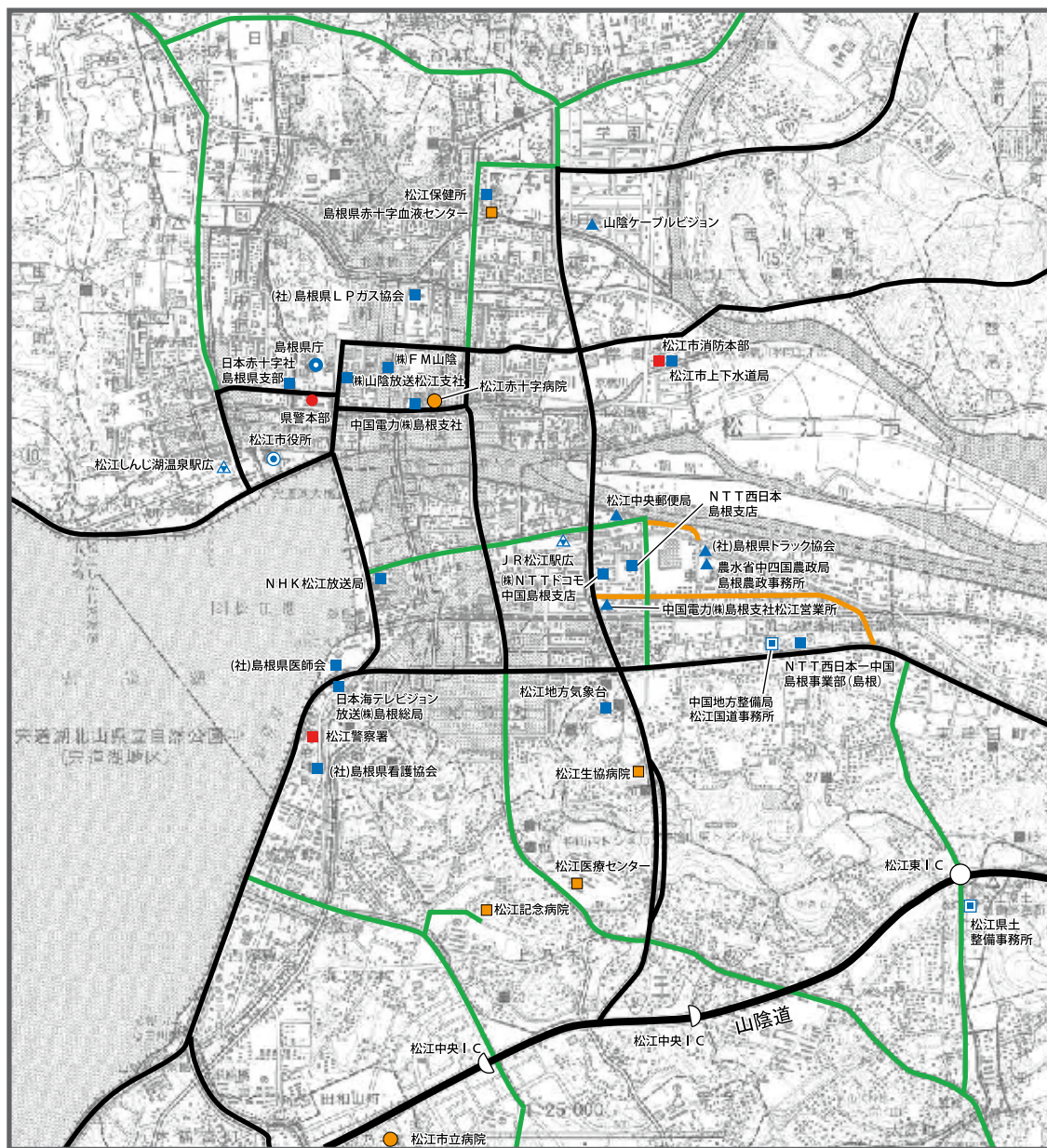


図 2-24 緊急輸送道路網図（松江県土整備事務所管内 平成 25 年 6 月 1 日時点）

松江県土整備事務所管内 平成25年6月作成



島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図
(松江県土整備事務所管内松江市街部)



■ 防災拠点凡例

緊急輸送道路の分類	記 号	備 考
第 1 次緊急輸送道路	—— (―― 事業中)	高規格幹線道路
第 2 次緊急輸送道路	—— (―― 事業中)	一般国道・県道
第 3 次緊急輸送道路	——	

拠 点 の 分 類		記号		
		1次	2次	3次
A	県庁舎			
B	市役所・町村役場庁舎			
C	道路・空港・港湾管理者庁舎			
D	消防・警察・自衛隊・海上保安庁			
E	空港・港湾			
F	ヘリポート			
G	インターチェンジ			
H	SA・PA・道の駅・鉄道駅前広場			
I	広域防災拠点・集積備蓄基地			
J	医療機関			
K	災害応急対策・復旧拠点			
L	その他 (ライフライン関連機関 等)			

図 2-26 緊急輸送道路網図（出雲県土整備事務所管内 平成 25 年 6 月 1 日時点）

出雲県土整備事務所管内 平成25年6月作成

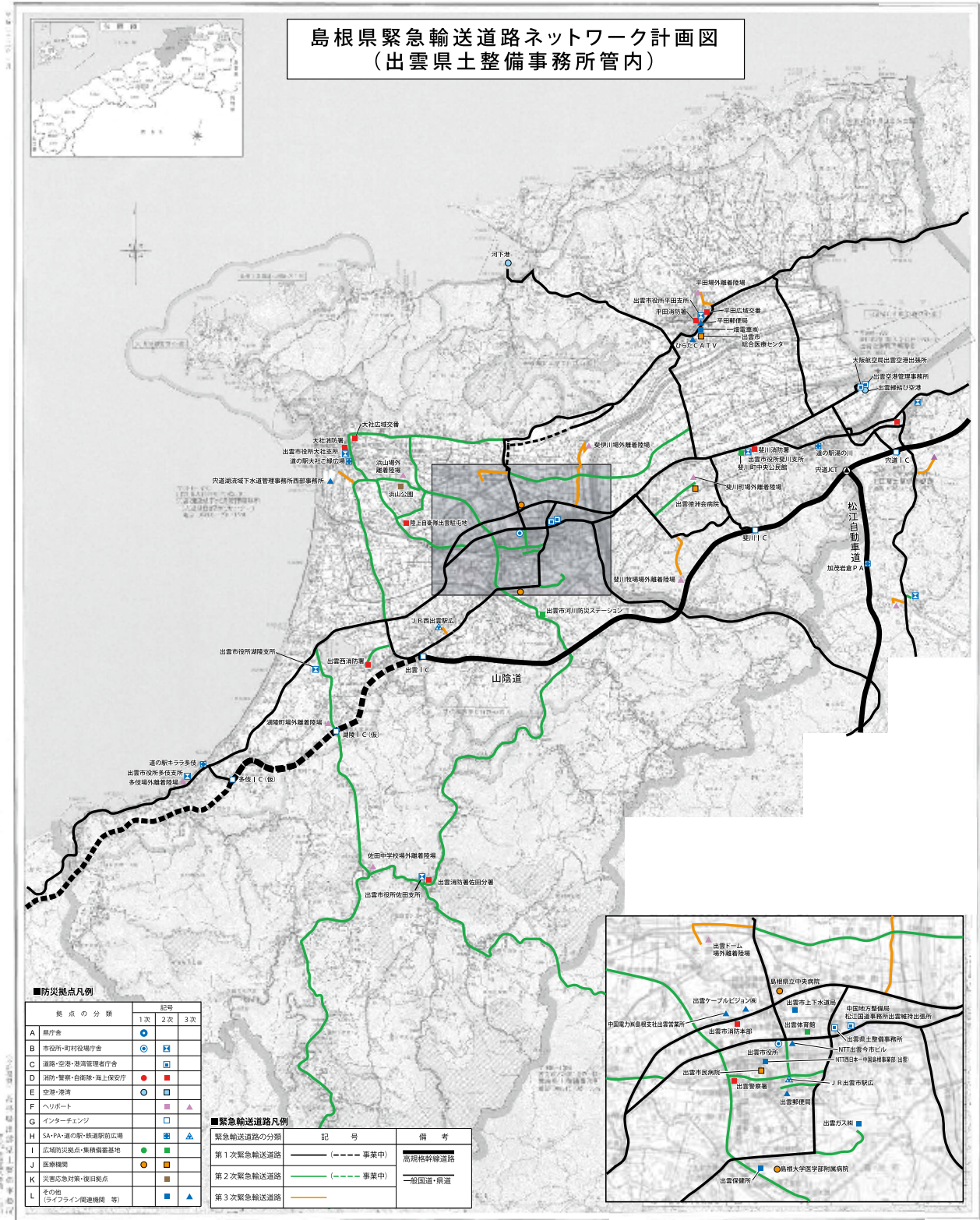


図 2-27 緊急輸送道路網図（雲南県土整備事務所管内 平成 25 年 6 月 1 日時点）

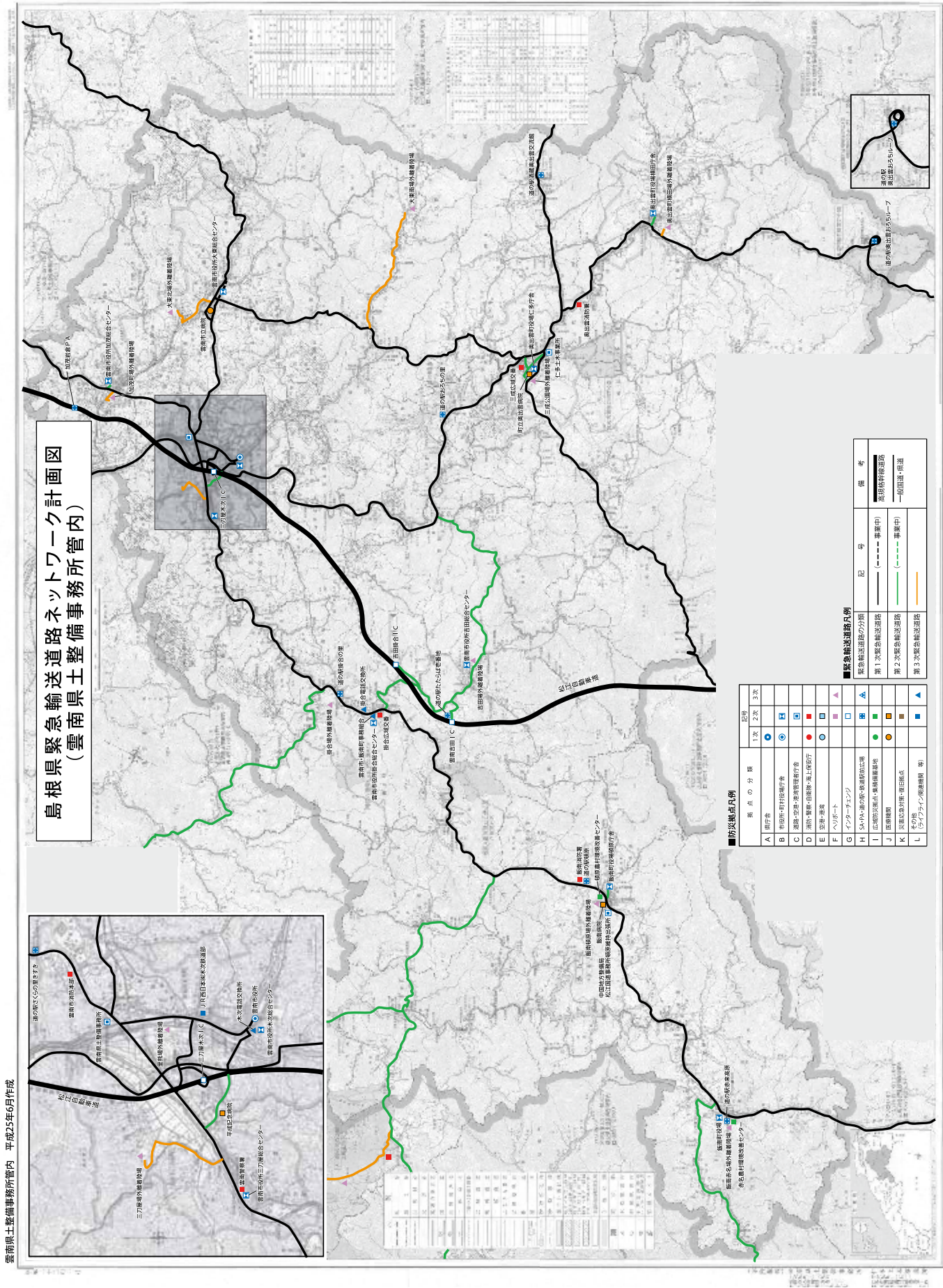


図 2-28 緊急輸送道路網図（県央土木整備事務所管内 平成 25 年 6 月 1 日時点）

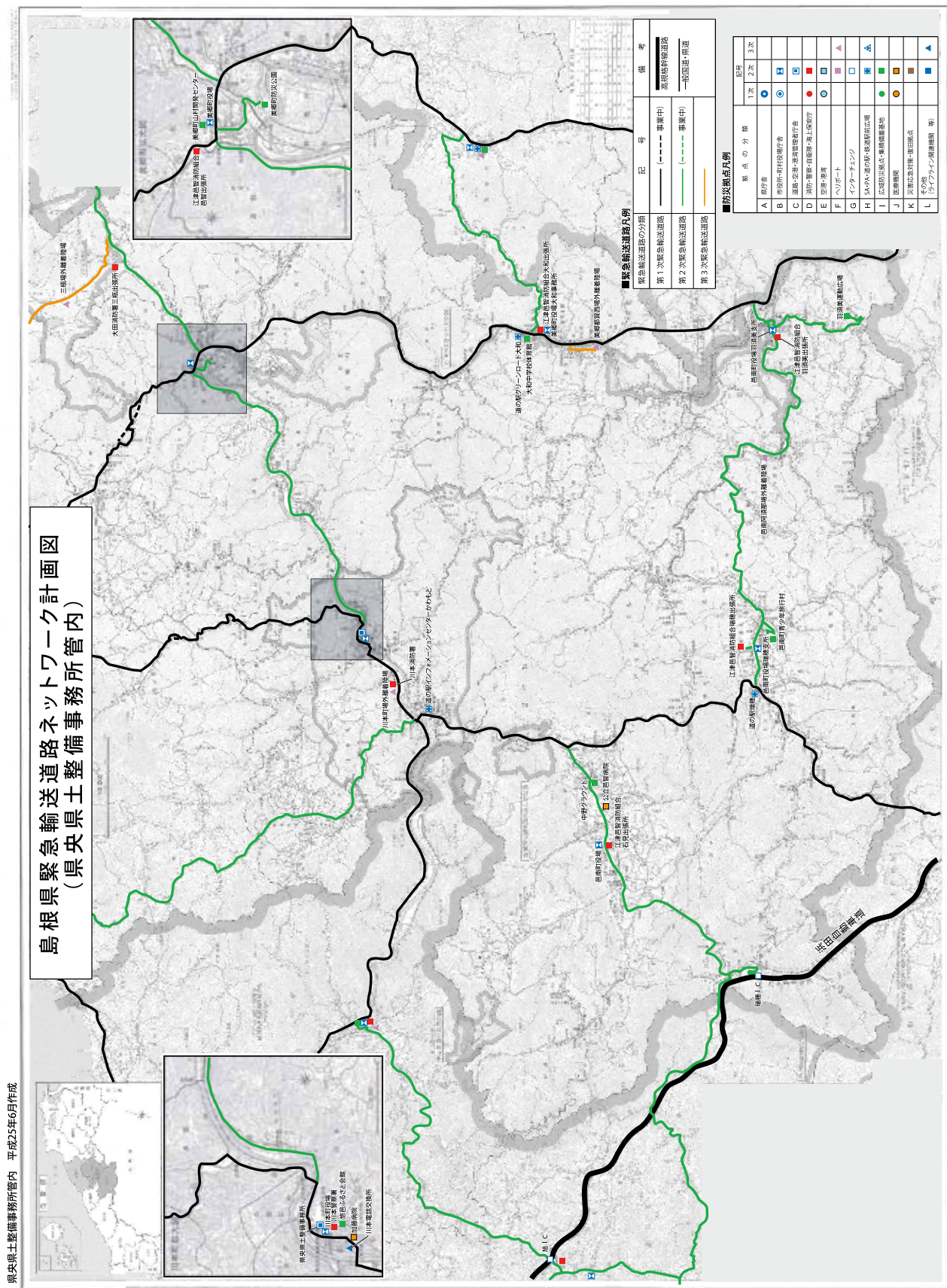


図 2-29 緊急輸送道路網図（県央県土整備事務所大田事業所管内 平成 25 年 6 月 1 日時点）

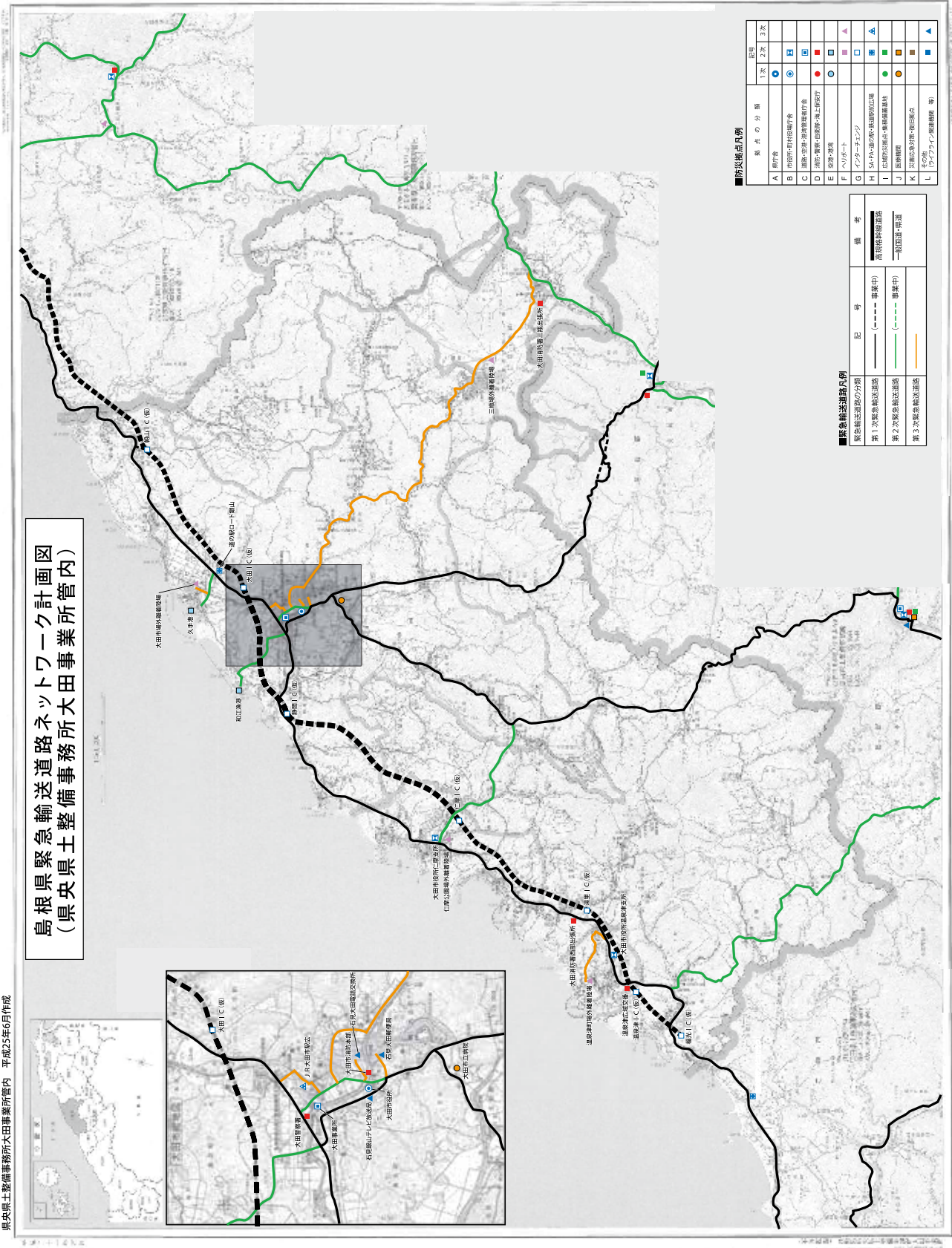


図 2-30 緊急輸送道路網図（浜田県土整備事務所 平成 25 年 6 月 1 日時点）

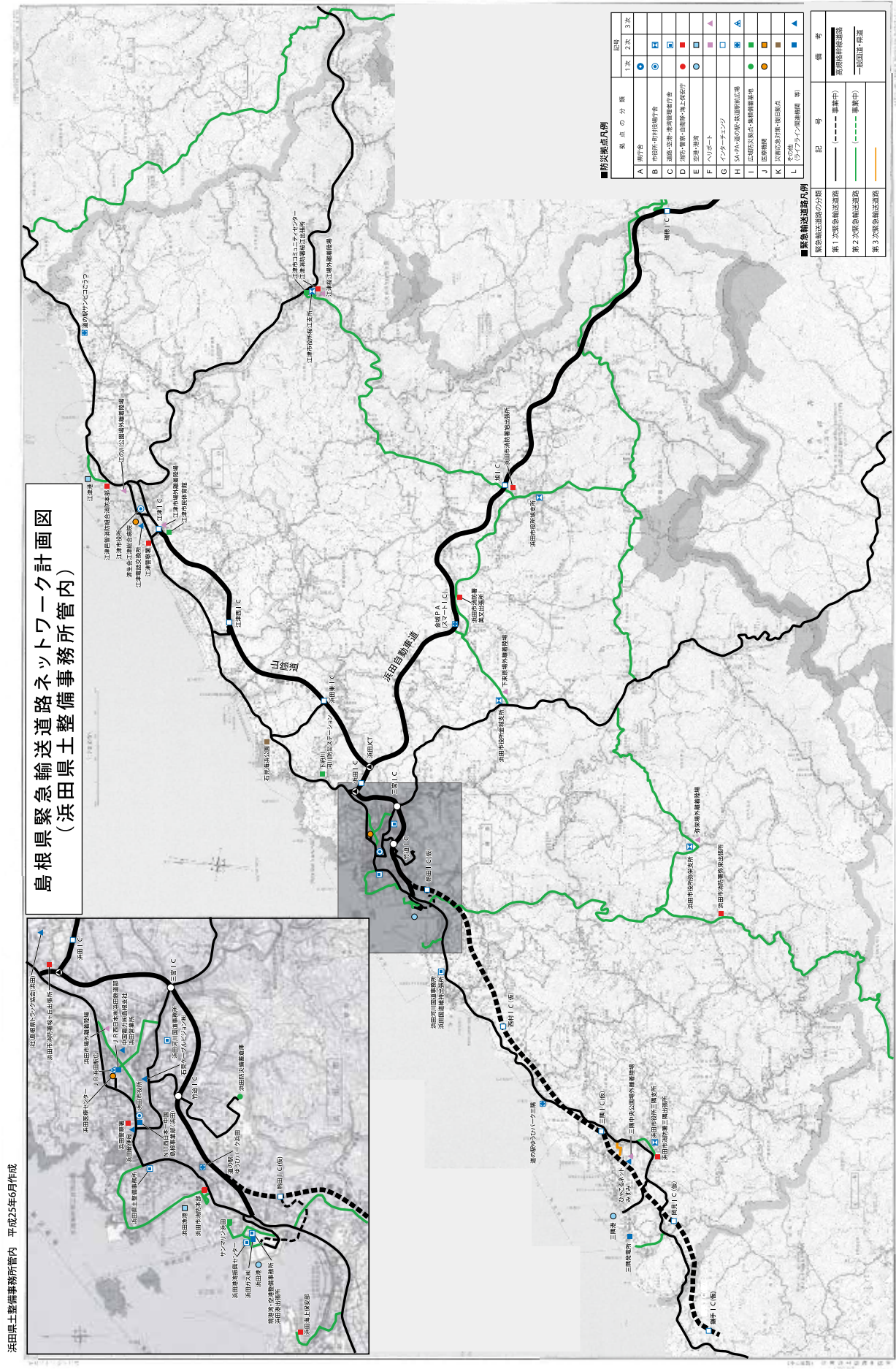
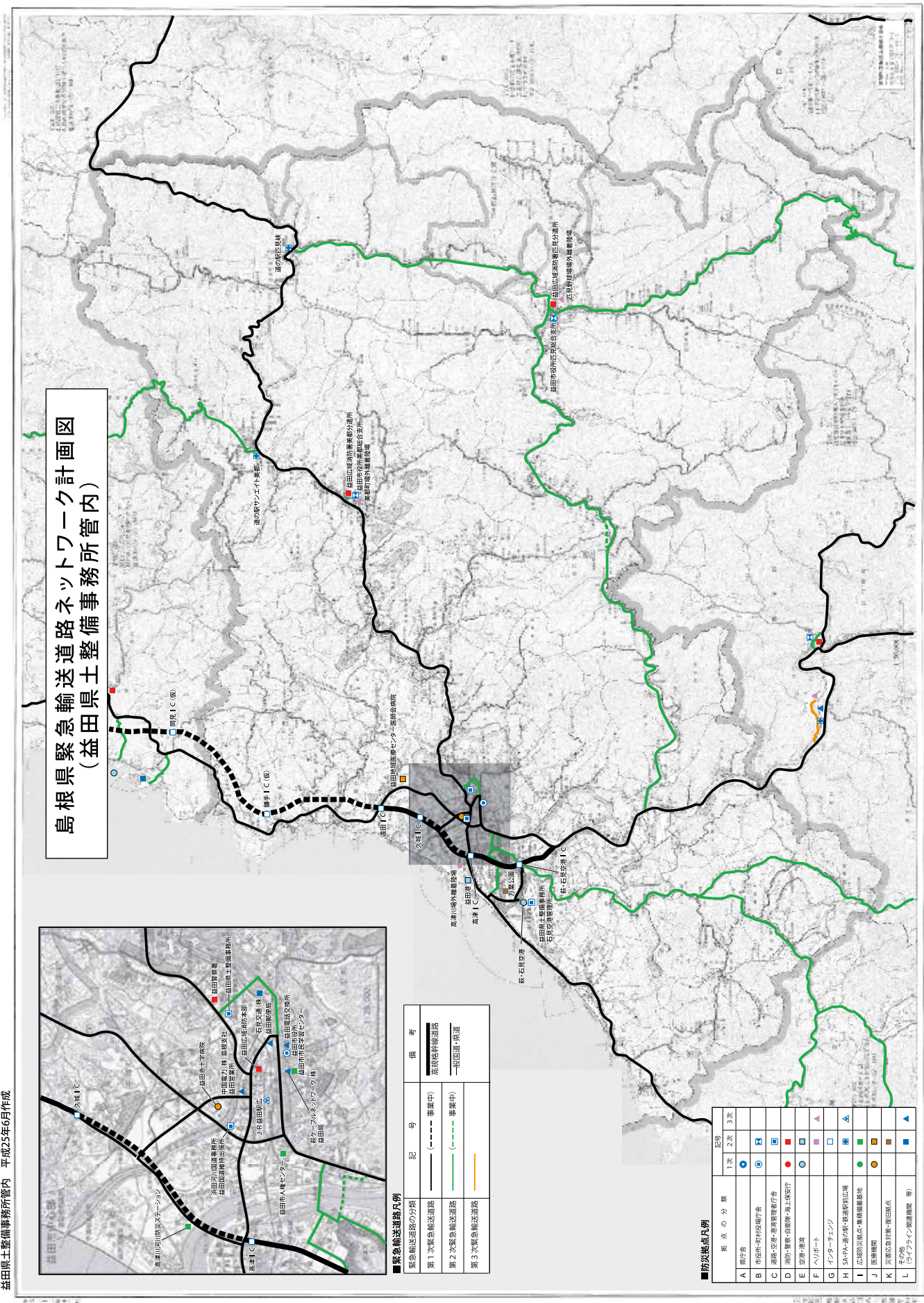


図 2-31 緊急輸送道路網図（益田県土整備事務所管内 平成 25 年 6 月 1 日時点）



益田県土整備事務所管内 平成25年6月作成

図 2-32 緊急輸送道路網図（益田県土整備事務所津和野土木事務所管内 平成 25 年 6 月 1 日時点）

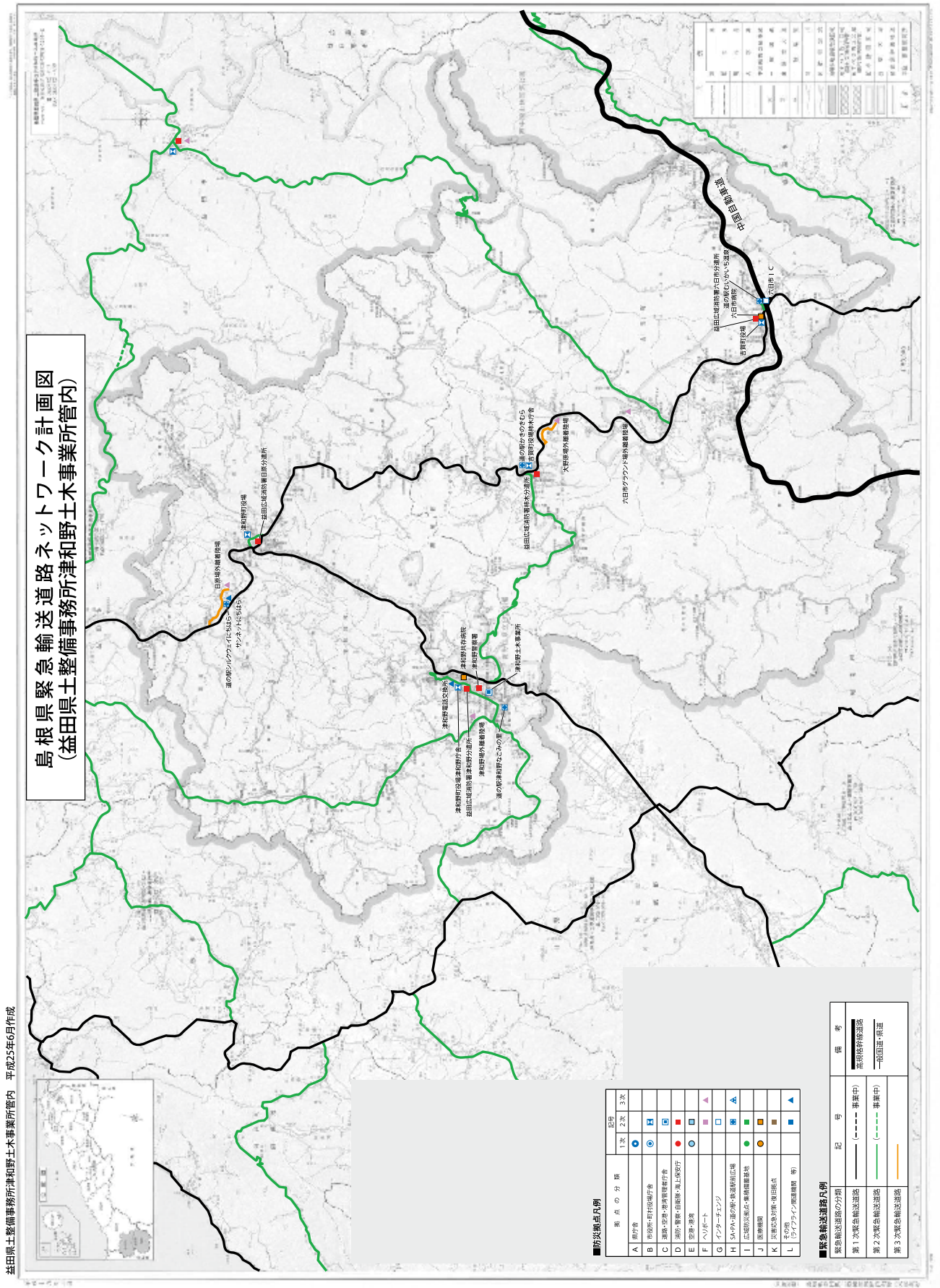
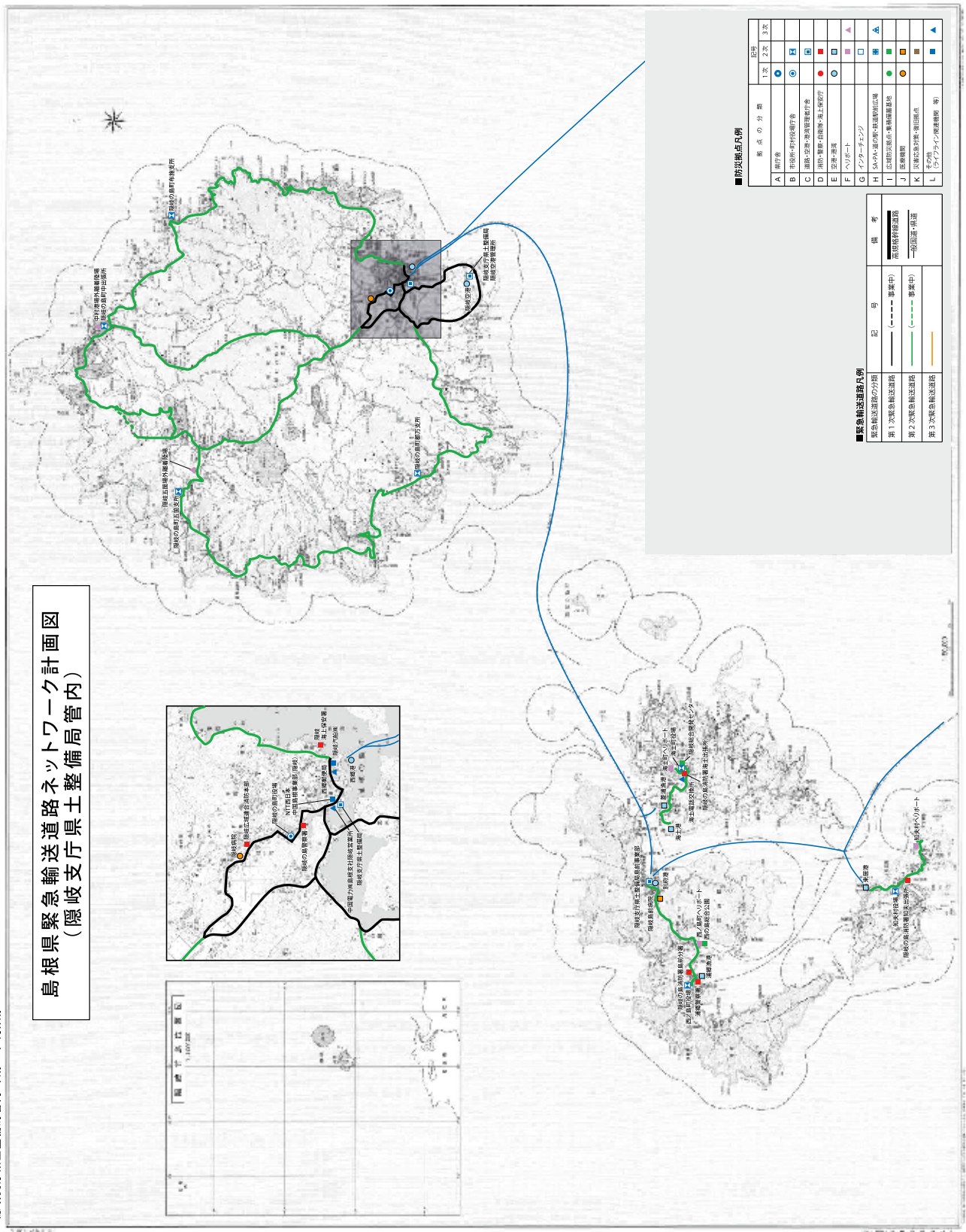


図 2-33 緊急輸送道路網図（隠岐支庁県土整備局管内 平成 25 年 6 月 1 日時点）



出典：島根県緊急輸送道路ネットワーク計画 平成 25 年 6 月)

4. 建築物の耐震化における問題点及び今後の課題

4 - 1 問題点の整理

(1) 住宅

住宅・土地統計調査等より問題点を整理した。

- 現行の耐震基準を満たさない恐れのある昭和 55 年以前の住宅が住宅数の 3 割を占めており、大規模地震時には多数の住宅が被害を受ける危険性が高いものと予想される。特に、昭和 35 年以前の住宅は持ち家や一戸建・木造がほとんどであり、これらの耐震性の向上が大きな課題となる。しかし、建築時期が古い住宅になるほど居住者は高齢者の割合が高くなっており、資金面や今後の生活設計（見通し）などを考慮すると、何らかのインセンティブがなければ耐震診断・耐震改修は普及しないと考えられる。

(2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する建築物

島根県が整備した特定建築物台帳や所有者への耐震診断の実施に係るアンケート結果等をもとに問題点を整理した。

- 特定既存耐震不適格建築物は、それぞれ施設機能から耐震性能の確保が期待されているにもかかわらず、耐震診断を実施せず、耐震改修も実施していないものが少なくないのが実態である。
- 災害時に重要な役割を果たす拠点施設の耐震化率が 100%に満たない状況にあることから、耐震化を急ぐ必要がある。
- 民間を先導する立場にある公共的建築物の耐震化率が十分ではなく、行政が今後、民間を強く指導する上では支障となる恐れがある。

表 2-26 多数の者が利用する建築物の用途別問題点

用 途	問 題 点 等
災害時の拠点となる建築物	全体の耐震化率 86%に対し、重要施設であるにもかかわらず 88%と 100%に満たない。災害時の機能確保のため早急に耐震化に取り組む必要がある。
不特定多数の者が利用する建築物	全体の耐震化率 86%に対し、多数が利用する施設であるにもかかわらず 74%と低い。利用者が被害を受けることがないよう、積極的に耐震化を進める必要がある。 特に、就寝機能を持つ建築物においては積極的に取り組む必要がある。
特定多数の者が利用する建築物	耐震化率は 86%で全体の耐震化率と同じである。共同住宅など就寝機能を持つ建築物については、生活の場の安全を確保する観点から耐震化を促進する必要がある。

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

- 周辺への危険性が高い施設であるにもかかわらず、耐震化率は68%と低く、耐震改修未実施の建築物すべてが耐震診断を実施していない。用途別に見ると、耐震化が最も進んでいないのは「取扱所」となっている。
- 耐震改修未実施の建築物の中には、人口集中地区にも位置するものや、病院や学校に近接しているものもあり、大規模地震時に引火した場合、避難活動や救助活動に重大な影響を及ぼす恐れがある。

ウ 通行を確保すべき道路沿いの建築物

- 地域別では、浜田市及び出雲市、雲南市、安来市、益田市、江津市の順で多いが、これらは3階建て若しくは階高の高い2階建ての建築物である。
- 人口集中地区内に限ってみると、棟数は浜田市が最も多く、次いで出雲市、松江市、益田市、安来市の順となっている。
- 用途別では、「一般住宅」102棟が最も多く、ついで「事務所」89棟、「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」82棟となっている。

(3) 市街地

- 人口集中地区にある昭和55年以前の住宅の約半数は、4m未満の道路にのみ接道している。このように道路が狭隘な地域において大規模地震が発生した場合には、建築物の倒壊によって道路が閉塞され、迅速な避難や救助・消火活動が困難な状況となることが予想される。
- また、老朽住宅が密集している地域において大規模地震が発生した場合には建築物の倒壊や火災が広範囲で発生し、大規模な市街地災害に発展し多くの人命が失われる危険性が高い。

(4) 所有者の意識及び要望等

- 平成23年3月の東日本大震災から5年以上経過するが、例えば、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する既存耐震不適格建築物の耐震診断が全く進んでいないことに見られるように、所有者等の耐震化の必要性についての認識が極めて低い。
- 経営が厳しい事業者は、耐震診断の必要性は認識していても、義務化あるいは営業停止等のペナルティーが発生しなければ先送りしたい意向があり、自主的に取り組む意欲が欠けている。また、耐震診断の結果が「要改修」となった場合は、ほとんどの事業者が改修もしくは移転新築を行う意向を示すものの、自ら診断を実施しようとはしない傾向にある。
- 耐震診断を実施しない理由として、耐震診断費用が分からないため、耐震診断が実施できるかどうかの判断ができないことが挙げられているが、所有者に積極的な情報収集の意思はないものと考えられる。

4 - 2 課題の整理

(1) 県民一丸となった促進体制づくり

県内に存在する多数の既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するためには、行政の取り組みだけでは自ずと限界があり、それらの建築物所有者を含む県民が一丸となって取り組むことが必要である。

この場合、決して行政主導で進めるのではなく、建築物の所有者が自己責任で対応することを原則に、地域住民、建築事業者及びその団体等もその責任と役割を認識し、それぞれの立場で主体的に取り組んでもらう仕組みづくりを検討する必要がある。

(2) 公共による適切な支援・誘導の実施

県及び市町村は、建築物所有者や民間事業者など民間での取り組みが円滑に行われるよう適切に誘導するとともに、費用が多額で所有者等が自力で対応できない耐震改修等については、負担軽減並びに地域と利用者等の安全を確保する観点から、市町村と連携した支援制度の実施や耐震改修促進税制の活用を検討する必要がある。

また、財政状況や組織体制から市町村において十分対応できない場合においては、人的又は技術的な支援策について検討する必要がある。

(3) 所有者等の地震防災意識の啓発

建築物の所有者や地域住民の自主的な耐震化を促進するためには、県内において大規模地震が発生する可能性や発生した場合の被害の大きさ、及び耐震診断、耐震改修の必要性について正しく認識し理解してもらうことが大前提となる。

このため、地震の危険性を実感できる地震防災マップや効果的な啓発メディアを整備し、豊富に情報提供と多様な学習機会の提供に努める必要がある。

(4) 多量な老朽住宅ストック対策の実施

多量に存在する老朽木造住宅の耐震化を一挙に促進するためには、従来の個別的対応では限界があり、地域の問題として自治会組織で取り組む方法やリフォームや設備更新時にあわせて建築事業者が耐震改修を提案するなど多様な方法を検討する必要がある。

また、老朽住宅の居住者の多くは所得の低い高齢者であることから、耐震診断及び耐震改修を促進するためには、高齢者世帯への支援制度の検討が必要である。

(5) 特定既存耐震不適格建築物の耐震対策の強化

耐震性の有無が災害時に大きな影響を与える特定既存耐震不適格建築物については、早急に耐震化を進めることが大きな課題である。特に、災害時の拠点となる建築物の耐震化率が十分ではない状況に鑑み、今後これらの建築物の耐震化に重点的に取り組むとともに、民間を先導する立場から公共建築物は率先して耐震化を推進する必要がある。特に、人口集中地区内での建築物の倒壊による道路閉塞は、避難経路の確保や円滑な避難・救助活動の実施に大きな支障と考えられることから、その対策を重点的に進める必要がある。

（６）耐震化促進のための環境整備

既存耐震不適格建築物の所有者が安心して耐震化に取り組むための環境整備も重要である。このため、耐震診断及び耐震改修に関する信頼できる技術者の養成と情報提供、耐震性のある建築物を提供するための新たな技術開発の取り組み、並びに県民からの相談に対して的確に対応できる体制の整備等が必要である。

（７）建築物以外の安全対策への配慮

地震災害においては、いくら建築物は安全でも、家具や機器の転倒により多くの死傷者が生じる恐れがあるとともに、災害時の拠点施設に機能障害が生じることも予想される。このため、深夜の地震に備えて住宅における家具類や多数の負傷者の救急活動を行う病院における医療機器等について転倒防止対策を講ずる必要がある。

また、地震では土砂災害の発生が予想されており、がけ地付近等では土砂崩壊に備えた家屋の安全対策を進める必要がある。

（８）密集市街地の防災対策の実施

避難・救助・消火活動等が困難で大規模な市街地災害を引き起こす恐れのある密集市街地における地震防災対策が急務である。市町村が地域住民に地震時の危険性を認識してもらい、災害に強い街づくりに向け地域の機運を醸成するとともに、建築物の耐震化や防火対策、狭隘道路の拡幅、新たな道路や広場の整備など総合的な防災対策を実施する必要がある。

（９）震災後の応急対策の準備

大規模地震による家屋被害を最小限にするための予防対策として、建築物の耐震化を促進することは極めて重要であるが、被害想定によると多数のり災世帯が発生することが予想されるため、被災家屋の余震による二次災害防止や応急修繕の対策、及び避難住民に提供する仮住居の確保など震災後の応急対策についても、十分な準備を行っておく必要がある。

（10）法令に基づく指導等の強化

既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するためには、所有者の法的責任の自覚と耐震化に取り組む動機付けを与えることが必要である。このため、既存耐震不適格建築物の耐震診断・耐震改修がなされるよう、所管行政庁及び特定行政庁において、耐震改修促進法による指導、指示及び公表並びに建築基準法による勧告、命令等の法的措置を厳格に執行することが必要である。

また、耐震診断結果の報告を義務づけることによる対応を円滑に進めるため、耐震改修に係る建築基準法上の特例（耐震改修に係る容積率、建ぺい率の特例）などの情報提供や、耐震診断を行う建築士の養成などが必要である。

建築物の耐震化の現状等及び問題点、課題のまとめ



第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 目標設定における基本的な考え方

耐震改修促進法に基づき、平成 18 年の国の基本方針において、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 15 年の 75%から 27 年までに少なくとも 9 割とする目標を定められた。さらに平成 28 年に見直しされた基本方針では、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を 32 年までに 95%とする目標を定め、建築物に対する指導等の強化や計画的な耐震化の促進を図っている。

本県の耐震化の現状は、住宅で約 70%、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物で約 86%となっているが、今後、国の基本方針に従い、積極的に耐震改修に取り組んでいくこととし、10 年後の目標は、国の定めた目標に可能な限り近づくように設定する。

また、耐震診断未実施の建築物が多く、耐震性が劣る建築物の把握が正確にできていないことや、耐震診断により要改修と診断された場合、耐震改修の実施につながることから、耐震化の目標とともに耐震診断の目標を設定する。

なお、耐震診断及び耐震化率の目標値については、定期的に検証することとする。

2. 住宅の耐震化の目標

住宅の耐震化率については、平成 28 年 3 月に改正された国の基本方針において、平成 37 年までに「耐震性のない住宅をほぼ解消する」との目標が示されている。しかし、平成 27 年度末の住宅の耐震化率は全国の 82% に対し、本県は 70% であることを踏まえて実現可能なものとし、平成 37 年度末までに 90% まで引き上げることを目標とする。

なお、住宅・土地統計調査を基に平成 27 年度末の居住がある住宅数を推計すると総戸数は約 259,700 戸、うち耐震性が不足するとされる住宅は 77,300 戸となり、耐震化率は 70% と推計される。平成 37 年度末に耐震化率 90% を達成するためには、今後 10 年間で、建替は約 50,000 戸(平均 5,000 戸/年)、耐震改修は 10,000 戸(平均 1,000 戸/年)を実施し、現状で耐震性がないとされる約 77,300 戸を約 23,700 戸まで減少させる必要がある。

図 3-1 住宅の耐震化の目標

平成37年までに耐震化率を90%に引き上げるために必要な取組み

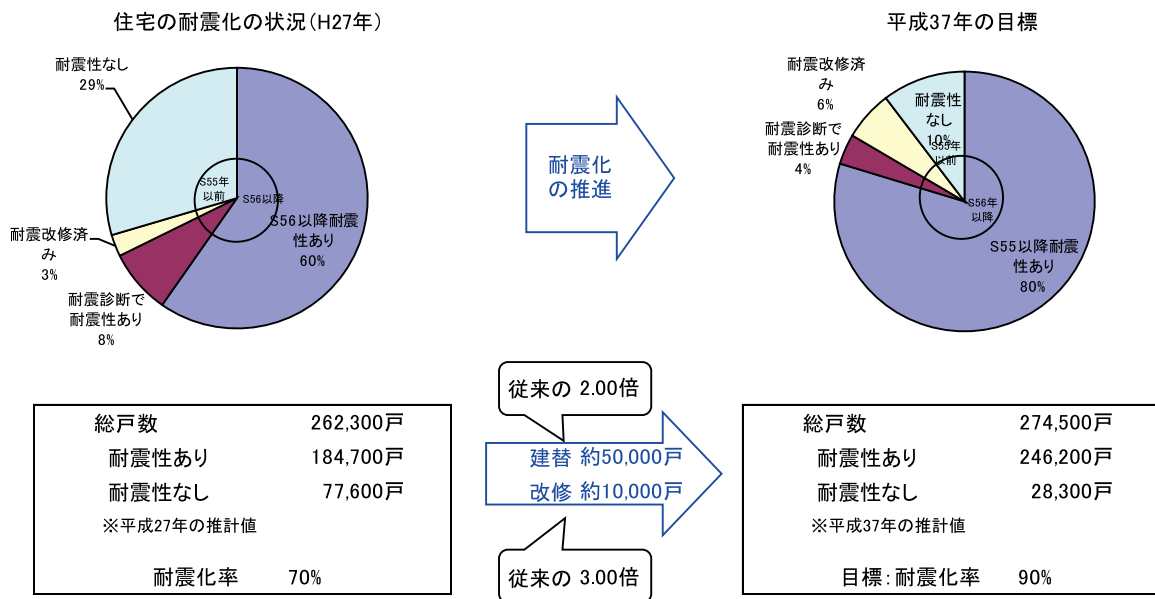


表 3-1 住宅の耐震化の目標

(単位：戸)

	現 状 (平成 27 年度末推計)	目 標 (平成 37 年度末)	参考：耐震化の取組み なしの場合 (平成 37 年度末推計)
S56 年以降の住宅	156,600	218,800	193,800
S55 年以前の住宅	105,700	56,000	80,700
耐震性あり	21,000	10,400	15,700
耐震改修済み	7,100	17,000	10,600
耐震性が劣る	77,600	28,300	54,400
計	262,300	274,500	274,500
耐震化率	70%	90%	80%

3. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

3 - 1 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の耐震化率については、国の目標（耐震化率を平成 25 年の約 85%から 95%とすること）を踏まえ、現状の約 86%を平成 37 年度末までに 95%まで引き上げることを目標とする。

耐震診断については、公共建築物は 3 年後までに、民間建築物は 5 年後までにほぼ 100%実施することを目標とする。特に、公共建築物は民間建築物の耐震化を先導する意味も含めて、強力に耐震化を進めていくこととする。また、「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分し、それぞれの用途ごとに耐震化の目標も設定する。

表 3-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

建築物		現在の耐震化率 (平成27年10月末)	公共建築物 民間建築物	耐震化の目標 (平成37年度末)
多数の者が利用する建築物 (特定既存耐震不適格建築物に該当する規模)		86% [72%]	88% 81%	95% [100%]
災害時の拠点となる建築物	県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等	88% [84%]	88% 88%	100% [100%]
不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	74% [21%]	95% 69%	95% [100%]
特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、病院等	86% [53%]	90% 82%	95% [100%]

※[]は昭和56年5月以前の建築物のうち耐震診断実施済みの建築物数の割合を表す。

3 - 2 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化率については、国の目標（耐震化率を 95%とすること）を踏まえ、現状の約 68%を今後 10 年間で 95%とすることを目 標とする。この目標を達成するためには、53 棟の耐震性のない建築物の耐震改修が必要となる。(第 2 章 表 2-18 参照)

表 3-3 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の目標

建築物	現在の耐震化率 (平成27年10月末)	耐震化耐震化の目標 (平成37年度末)
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	68% [21%]	95% [100%]

※[]は昭和 56 年 5 月以前の建築物のうち耐震診断実施済みの建築物数の割合を表す。

3 - 3 通行を確保すべき道路沿いの建築物

(1) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民避難の妨げになる恐れのある道路として島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 25 年 6 月 1 日時点）に定められた第 1 次、第 2 次及び第 3 次緊急輸送道路を位置づけ、その沿道の通行障害となる建築物の耐震化を促進する。

緊急輸送道路沿いの通行障害となる建築物の耐震化に当たっては、道路部局が実施している道路橋の耐震化状況を踏まえながら促進する。また、緊急輸送道路の見直しが行われた場合は、沿道の通行障害となる建築物についても見直しを行い、計画の整合性を取ることにする。

(2) 耐震化の目標設定

緊急輸送道路沿いの通行障害既存耐震不適格建築物については、平成 37 年度末までに当該建築物数に対する耐震化率を 95%とすることを目標とする。

耐震化にあたっては、特に第 1 次防災拠点および町村役場を結ぶ緊急輸送道路を重要度の高い路線と位置づけ、その通行障害となる建築物の耐震改修率 100%を目指し、優先的に実施していくことにする。

表 3-4 通行を確保すべき道路沿いの通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

道路種別・区間	建築物棟数		耐震化実施棟数 〔耐震改修率（％）〕 平成 37 年度末
	平成 27 年度末	計	
① 第 1 次緊急輸送道路のうち、重要度の高い区間	149 棟	286 棟	457 棟 〔 95% 〕
（ ①以外の第 1 次緊急輸送道路 ）	137 棟		
② 第 2 次緊急輸送道路のうち、重要度の高い区間	4 棟	182 棟	
（ ②以外の第 2 次緊急輸送道路 ）	178 棟		
③ 第 3 次緊急輸送道路のうち、重要度の高い区間	0 棟	13 棟	
（ ③以外の第 3 次緊急輸送道路 ）	13 棟		
計	481 棟		

※重要度の高い区間は、第 1 次防災拠点および町村役場を結ぶ緊急輸送道路の区間を示す。

4. 公共建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物のうち公共建築物の耐震化率の目標は、国の目標（95％）以上とし、現状の約88％を平成37年度末までに100％とすることを目標とする。

公共建築物は、民間建築物の耐震化を先導するために、耐震診断については、できるだけ早期に全ての建築物において実施することを目標とする。

小・中学校、高等学校、体育館、病院、診療所、県庁、市役所、町村役場、警察署及び消防署等については、地震が発生した場合、避難場所や防災拠点としてその機能を失ってはならない施設である。また、幼稚園、保育園、老人ホーム及び老人福祉センター等は地震時に利用者自らが避難することが難しい。よって、これらの建築物は、関係部局と連携して強力に耐震化を進めていくこととする。

表 3-5 公共建築物の耐震化の目標

建 築 物	現状の耐震化率 (平成 27 年度)	耐震化率の目標 (平成 37 年度末)
多数の者が利用する建築物 (特定既存耐震不適格建築物に該当する規模)	88%	100%
災害時の拠点となる建築物 県庁、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高等学校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等	88% [184 棟]	100% [0 棟]
不特定多数の者が利用する建築物 飲食店、ホテル・旅館、美術館、博物館等	96% [2 棟]	100% [0 棟]
特定多数の者が利用する建築物 賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、事務所等	90% [46 棟]	100% [0 棟]

※ [] 内は耐震改修未実施の建築物数を示す。

表 3-6 県有建築物の耐震化の目標

建 築 物	現状の耐震化率 (平成 27 年度末)	耐震化率の目標 (平成 37 年度末)
多数の者が利用する建築物 (特定既存耐震不適格建築物に該当する規模)	99%	100%
災害時の拠点となる建築物 県庁、合同庁舎、警察署、高等学校、病院、体育館等	99% [1 棟]	100% [0 棟]
不特定多数の者が利用する建築物 ホテル・旅館、美術館、博物館等	94% [1 棟]	100% [0 棟]
特定多数の者が利用する建築物 賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、事務所等	99% [1 棟]	100% [0 棟]

※ [] 内は耐震改修未実施の建築物数を示す。

第4章 建築物の耐震化目標を達成するための施策

1. 施策の基本的な取り組み方針

1-1 耐震化促進における役割分担

建築物の耐震診断及び耐震改修は、その所有者が自らの命は自らが守り（自助）、地域社会が自らの地域は自らで守る（共助）という認識の下で取り組まれることを基本原則と考える。

民間建築物に対する県及び市町村による支援（公助）は、そのような民間の取り組みが上手く機能するよう、必要な情報提供と適切な誘導に努め、また民間では十分対応されにくい分野等を補完する役割に限定するものとし、それぞれの役割分担を次のとおり考える。

実施主体	役割分担の考え方
建築物所有者	建築物所有者は、建築物を適切に保全する義務を有することから、自己並びに家族、利用者等の生命及び財産を守るため、自己所有の建築物の耐震化は自らの責任において行う。
自治会	自治会には、災害時において相互扶助の役割が期待されていることから、地域の安全は地域住民自らの力で守るという認識の下、自治会の自主防災活動の一環として、地震時の危険箇所の点検とその危険の除去及び地域の建築物の耐震化等に積極的に取り組む。
建築事業者等	建築事業者等は、安全で良質な建築物を消費者に提供する社会的責任を有しており、耐震に係る設計施工技術を研鑽し、建築物の品質・性能の向上及び価格の適正化に努めるとともに、自らの営業努力により耐震化工事の市場開拓に努める。
建築関係団体	建築関係団体は、建築事業者等に対する技術向上や経営改善等に関する支援、組織力を活用した耐震化工事の需要拡大に努めるとともに、消費者に対する情報提供、相談対応など公益法人として積極的に地域貢献に努める。
市町村	地域住民の生命と財産を守ることは基礎的自治体である市町村の責務であり、耐震化に係る民間支援等は一義的には市町村が担うものと考え。 また、市町村は、市町村内の耐震化を先導する立場として、自ら率先して市町村有施設の耐震化を進め、耐震化促進に資する施策の拡充に取り組む。
県	県は、地方自治法に定める役割に基づき、市町村の枠を越えて実施すべき広域的業務、人的・財政的・性質的に市町村が処理することが適当でない補完的業務及び市町村の連絡調整業務等を行う。 また、県は県内の耐震化を先導する立場として、自ら率先して県有施設の耐震化を進め、耐震化促進に資する施策の拡充に取り組む。
公的団体等	島根県住宅供給公社及び（一財）島根県建築住宅センターは、公的機関として、県及び市町村が実施する施策について支援、協力を行うとともに、建築関係団体等と連携して必要な地域貢献に努める。

1-2 耐震診断・耐震改修の促進に係る基本的な取組方針

(1) 基本施策と施策実施方針

現状では住宅で70%、多数の者が利用する建築物で86%程度の耐震化率を、10年後の平成37年に住宅で90%、建築物で95%に引き上げるという高い目標を達成するためには、これまでの建替え及び改修工事の実績を凌ぐペースで耐震化工事を実施する必要がある。

このため、島根県では、“耐震診断・改修事業を促進する施策”、“地震防災に関する啓発・知識向上に係る施策”及び“所有者に対する法的措置の実施”を3本の基本施策として掲げ、総合的な対策に取り組む。

基本施策	施策実施方針
基本施策1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	建築物所有者の自助努力、地域社会における自主的な防災活動及び建築業界の市場開拓努力等により耐震化が促進されるよう誘導するとともに、緊急的に取り組む分野や負担軽減措置が必要な分野等において、県及び市町村による公的助成を実施する。 また、技術者の養成や相談窓口の設置など耐震化を促進するための環境整備のほか、家具転倒防止対策など建築物以外の対策や市街地の防災対策など総合的観点から建築物の耐震化を進める。
基本施策2 建築物の地震防災に関する啓発及び知識普及のための施策	耐震診断及び耐震改修を促進するためには、建築物所有者等到大規模地震が発生する可能性や発生した場合の被害の大きさ及び耐震診断・改修の必要性等について正しく認識し理解してもらうことが大前提となることから、豊富な情報提供と多様な学習機会の提供に努める。
基本施策3 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する法的措置等の実施	多くの県民の安全を確保するため、耐震診断によって安全を確認すべき建築物や保安上危険な建築物が放置されないことがないよう、耐震改修促進法及び建築基準法による法的措置を公平、公正かつ迅速、確実に執行するための運用基準並びに手続きについて基本的な方針を定める。

(2) 重点的に耐震化すべき地域

地震災害による周辺地域への被害拡大の防止、並びに地震災害発生後の避難・救助・医療活動など応急対策の円滑化を図る観点から、次の地域については重点的に耐震化を進める。

- ①避難・救助活動が困難で延焼拡大の危険性がある老朽木造住宅密集地域
- ②地域防災計画に定める緊急輸送道路及び避難路の沿道地域

（３）重点的に耐震化すべき建築物

地震災害による人的被害を最小化、並びに地震災害発生後の避難・救助・医療活動などの応急対策において必要な施設機能の確保を図る観点から、次の建築物については重点的に耐震化を進める。

- ①地震による倒壊等で人的被害の発生する可能性が高い住宅（耐震性が不明又は不足するもの）
- ②要緊急安全確認大規模建築物
- ③要安全確認計画記載建築物（防災拠点、避難所及び避難路等沿道建築物）
- ④災害時に救護施設となる病院
- ⑤災害時に要援護者施設となる社会福祉施設等
- ⑥災害時に一時居住施設となる公営住宅等

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策（基本施策1）

2-1 耐震診断及び耐震改修の誘導・支援策

（1）自助努力を称える顕彰制度の実施

島根県は、県民及び民間事業者の自主的な耐震診断及び耐震改修を促進させるため、耐震化・地震防災対策に関する先進的な取り組み及び優れたアイデア等を知事が顕彰する。

多方面での取り組みを誘導するため、設計、施工、防災活動等の部門別に公募し、学識経験者等で構成する選考委員会において優れた作品等を選定する。結果は報告書としてまとめ、今後の啓発用資料として活用する。

（2）自治会による耐震化の取り組みの促進

今後10年間で耐震化率を大幅に引き上げるためには、これまでのように個々の住宅に対する対応のみでは自ずと限界がある。このため、市町村、自治会及び建築関係団体が連携し、自治会単位で耐震診断及び耐震改修活動を展開する仕組みを検討する。

市町村及び自治会役員が住民と建築関係団体との間に入って調整することにより、住民も安心して耐震診断を受けることができる体制が整備されるものと考えられる。

（3）リフォーム等に併せた耐震改修の促進

住宅設備やバリアフリー化等のリフォームの機会を捉えて耐震化を図ることは、建築主にとって別々に改修するより経済的であり、また耐震化率向上の観点からも極めて効果的である。このため、リフォーム時や中古住宅の購入時等の際に必ず耐震診断及び耐震改修が実施されるよう、市町村、建築事業者及び関係団体等が協力して建築主の理解を得る仕組みを検討する。

この場合、リフォームに併せて耐震化を実施した建築主及び建築事業者に何らかのインセンティブが働くよう、市町村による診断費・改修費の補助を実施する等の措置を検討する。

また、長寿社会の住まいづくり相談員は耐震改修に関する講習を行い、建築主からリフォームの相談があった場合には耐震改修に関する啓発や助言を行う。

（4）建設業界による自主的な耐震化の取り組み

建築関係団体は、会員の技術力の向上と経営の近代化に努め、耐震性が高く価格の適正な建築物の供給に努めるとともに、公益性を有する技術者集団として地域貢献に努め、行政の各種施策に協力する。また、耐震診断及び耐震改修の方法や料金・工事費等を分かりやすく解説したカタログの作成や相談窓口の設置など消費者サービスの充実を図り、耐震化工事の需要拡大に向けて積極的な営業活動を展開する。

（５）市町村が実施する事業に対する支援

市町村は、各市町村の耐震化の現状と設定した耐震化目標に鑑み、必要性が認められるものについて国の補助事業等を活用して、耐震診断・改修費に対する助成制度等の創設・拡充を行う。

県においては、市町村が実施するこれらの耐震化のための事業に対し、「1－2 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取り組み方針」に定める重点的に耐震化すべき地域、重点的に耐震化すべき建築物、優先的に耐震化すべき公共施設及び地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの建築物に対する事業効果が高めることができるよう次の支援制度を創設する。

- ・民間住宅の耐震診断・耐震改修等への間接補助
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修等への間接補助
- ・耐震診断・耐震改修に関する技術的指導
- ・耐震診断・耐震改修に関する補助制度や融資制度の紹介
- ・各市町村間の連絡調整

（６）標準的な耐震診断費の情報提供

住宅所有者に対する事業費補助の公平化及び補助事業を実施する市町村の事務手続きの明確化、簡素化を図るため、市町村ごとに耐震診断に要する費用の標準化が図られるよう標準的な耐震診断費用についてのガイドラインを制定し、県ホームページ等を用いて情報提供する。

（７）新耐震基準で建築された住宅の耐震診断に対する支援

近年の地震被害状況を鑑み、1981 年 6 月以降のいわゆる新耐震基準で建築された住宅についても、耐震性の確認を行うことに対する支援するとともに、耐震性が不足している場合には、耐震改修を行うことを促す。

（８）部分的な耐震に対する補助制度の実施

住宅一棟あたりの床面積が比較的大きい本県において、住宅全体の耐震改修に向けた段階的改修の中間点でもあり、費用負担を抑えつつ生命を守る手法の一つとして平成 24、25 年度に実施していた制度の見直し等を行う。

（９）新たに入居する際の耐震改修工事の実施を支援

空き家等に入居する際の修繕等に併せて耐震改修工事を実施することにより、安全な住宅の供給と耐震化の向上を図るため、特に UI ターン者が入居をする場合には、耐震診断を実施し、耐震性が不足する場合は、耐震改修を実施するように、県関係部局および市町村と連携して積極的な実施を促す。

（10）耐震改修促進税制の活用

補助制度のほか、耐震改修促進税制を活用し既存耐震不適格建築物の耐震化を促進する。

住宅については、耐震改修を行った場合の耐震改修費用の 10%相当額の所得税特別控除や固定資産税の減額措置について、県民への周知を図る。

特定建築物については、耐震改修工事に伴って取得をする部分等について特別償却措置を受けることができるよう、耐震改修促進法に基づく認定制度のPRに努める。

(11) 県住宅供給公社による支援策

島根県住宅供給公社は、自らが分譲した住宅の耐震診断及び改修に努めるとともに、市町村の要請に応じ事業実施及び相談業務に対する技術的支援を行う。

(12) 県建築住宅センターによる支援策

(一財)島根県建築住宅センターは、財団の自主事業である「古民家等保存・活用のための耐震化支援事業」の実施により、限界耐力計算法を用いた伝統構法木造住宅の耐震化を支援する。

2-2 安心して耐震診断及び耐震改修ができる環境整備

(1) 建築技術者及び事業者の養成

県内における既存建築物の耐震診断及び耐震改修の実施率が極めて低く、その設計・施工技術が県内事業者に広く普及していない状況にあるため、設計及び施工の各分野別に専門家等を講師に招き、実例を教材としながら技術水準の高い専門講習会を開催する。県内事業者の技術水準の底上げを図るため、この講習会は今後継続的に開催する。

また、所管行政庁への報告が義務付けられた耐震診断を実施できるのは、原則として、建築士で、かつ、国土交通大臣が定める講習を修了する必要がある。このため、所定の講習の受講を促すこととする。

(2) 優良な技術者及び事業者の登録制度の普及促進

上記講習会の受講修了者等を登録する制度を設け、県内の相談窓口や県ホームページ等で公開することにより、県民や建築物所有者が、一定の技術水準を持つ設計者や施工技術者を自ら選択できるシステムを構築し、実施しているところだが、この制度の周知と登録者の充実化を図る。

また、建築事業者に関しても技術者と同様に、耐震診断業務・改修工事の実績及び優良な技術者の人数等を登録し公表する制度の促進を図る。

(3) 相談窓口の設置

住宅・建築物所有者等が気軽に耐震診断・改修の相談ができるようにするため、県は引き続き、県庁（建築住宅課）、地方機関に相談窓口を設置し、体制の充実に努める。

耐震改修促進法の所管行政庁であり建築基準法の特定行政庁である松江市及び出雲市、並びに限定特定行政庁である安来市、大田市、浜田市、益田市、江津市及び雲南市は独自に相談窓口を整備し、その他の市町村については建築技術者のいる県地方機関と連携して窓口を設置運営する。

県住宅供給公社、(一財) 島根県建築住宅センター、並びに建築関係団体及びその支部においても同様に設置し、県下全域で多様な相談に対応できる体制を整備する。

また、県は、相談対応を行う県、市町村の行政職員及び建築関係者に対する研修会を適宜開催し、適切な指導、情報提供が行えるように努める。

また、「耐震改修支援センター」（一般財団法人 日本建築防災協会）の周知を図る。

(4) 耐震診断士の派遣制度

住民から耐震診断費に対する助成申請を受けた市町村において、診断が可能な技術者を選定し、派遣をすることにより、診断結果の適格性を確保し、併せて手続きの簡素化を図る。

制度運用に当たっては、(一社) 島根県建築士会の協力を仰ぎ、同市町村内に建築士事務所を構える上記(2)の制度に登録している建築士の選定、診断結果の第三者による内容の確認など、適格性を確保した派遣制度を検討する。

（５）技術開発の促進

耐震診断及び耐震改修に関する建築技術の普及と発展、並びに関係者の意識改革に資するため、県、市町村、建築団体及び大学・高専等が協力して建築技術研究発表会を定期的に開催する。

木造住宅の耐震化に関しては、既存の街並みや家並みに調和した建替えや改修が円滑に行われるよう、伝統的民家型工法や在来軸組工法に適合した補強方法、低コストで簡便な補強方法及び火災による延焼拡大防止技術等について研究を行う。

（６）特定優良賃貸住宅の空家の活用

耐震改修促進法第 28 条に規定する耐震改修の認定を受けた住宅及び建築物の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする場合は、知事の承認を得て、3 か月以上空家となっている特定優良賃貸住宅に入居できることとする。

2-3 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する施策

(1) 建築物以外の地震予防対策

①ブロック塀の安全対策

ブロック塀については、自治会等を通じての安全対策について周知するとともに、自治会活動を通して危険箇所を防災マップに表示するなど自治会レベルの被害防止対策を促進させる。

また、ブロック塀の代わりに景観向上にも役立つ生け垣等を設置するよう啓発を行い、地震時の地域の安全性を高めるようにする。

②窓ガラス・天井の落下防止対策

窓ガラスについては、建築基準に適合しない窓ガラスを有する建築物の所有者・管理者に対して耐震診断及び耐震改修時に改善指導を行うほか、特定建築物の定期報告、増改築時の建築確認審査及び検査、並びに防災査察、違反建築パトロール等の行事を通して必要な指導を行う。

天井についても、建築基準法施行令第39条第3項及び平成25年国土交通省告示第771号（特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造を定める件）に該当する特定天井を対象に、当該告示への適合が求められていることから、これに対しても上記と同様に必要な指導・助言を行う。

③昇降機等の地震対策

現行の「昇降機耐震設計・施工指針」に適合しないエレベーターを対象に現行の指針と同等の耐震化を行うよう指導するとともに、特にP波感知型地震時管制運転装置（地震発生時にエレベーターを安全に制御し、閉じ込め事故等を防止するための装置）等の設置による耐震改修を促進する。

また、エレベーターの地震その他の振動に対する構造耐力上の安全性を確かめる構造計算の基準を定める件（平成25年国土交通省告示第1047号）等への適合性についても指導する。

④住宅の家具転倒防止対策等

地震による住宅内の死亡・負傷事故を防止するためには、安全な室内空間づくりを行う必要がある。このため、耐震診断・耐震改修の啓発にあわせ、家具・家電製品等の家財が凶器とならないよう、転倒・移動防止対策や配置方法等について必要な情報提供を行う。

特に、動きの遅い高齢者にとっては致命的な問題ともなることから、居間や寝室など滞在時間の長い部屋の安全対策が早急に実施されるよう、自治会等を通じて支援対策を講ずる。

⑤機器・備品転倒による病院等の機能障害防止対策

被災者の救命救急活動を担う医療施設は、震災後でも所要の施設機能を確保する必要があることから、病院内に配備されている可動式の医療機器等の転倒による怪我や故障及び電源・給排水・エレベーター等の設備機器に不具合が生じないよう、施設の耐震化にあわせ設備機器の耐震化に関する指導を行う。

(2) 土砂災害防止対策

①がけ地付近の危険住宅の移転

地震等によるがけ地崩壊から人命と財産を守るため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を活用して住宅の解体及び移転費用の補助を行うことにより、島根県建築基準法施行条例第4条（がけ付近の建築物の制限）により建築を制限している区域内にある危険住宅の移転を促進する。

②住宅宅地基盤特定治水施設等の整備

地震等による土砂災害から住宅市街地を保全するため、土砂災害の恐れのある危険な住宅市街地のうち、国道、県道、緊急輸送道路及び避難路等の道路を含む箇所について、「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業（住宅・建築物の耐震改修支援型）」を活用し、土留め擁壁整備等の必要な措置を行う。

③急傾斜地崩壊防止法等による対策の推進

地震等によるがけ地崩壊からの被害を最小限にするため、急傾斜地崩壊防止法及び土砂災害防止法の指定地域においては、砂防部局と連携し、土砂災害対策を推進する。

（３）密集市街地の地震防災対策

①地区ごとの地震防災・避難計画の策定

市街地の整備には長い年数を要することから、市町村は、地域又は集落ごとに地震防災・避難計画を策定し、不慮の地震災害に備えておく必要がある。これは、自治会で作成する身近な地震防災マップを基に策定するものであり、市町村、消防署及び自治会が協議して、消火・救助・避難活動及び危険箇所の改善等に関する方策を定め、自治会での防災訓練等に活用する。

防災・避難計画の策定は、これを通じて住民の防災意識が高められ、以降の市街地整備や道路拡幅を実施する場合に不可欠となる住民の合意形成に役立つものと考えられる。

②総合的な市街地整備事業等の導入

密集市街地において総合的な防災対策を実施するためには、老朽建築物等の除却、既存建築物の耐震改修事業、個別建替えや狭小敷地の共同建替えの実施、防災施設の整備及び道路・公園の整備など多様な整備手法の導入と膨大な事業費が必要になる。

このため、整備区域の面積や接道不良住宅の割合、住宅戸数密度等の事業要件に適合する場合には、国の補助事業である「街なみ環境整備事業」、「住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）」及び「小規模住宅地区等改良事業」等を活用して、市町村が事業を実施し、県は市町村に対する必要な支援策を検討する。

また、これらの事業手法のほかに、防災上の観点から建築物の用途、規模、構造等を制限する地区計画の導入や条例による屋根・外壁の防火措置など、法的な規制手法についても検討する。

③後退ルールに基づく狭隘道路の着実な拡幅整備

都市計画区域内にある狭隘道路が改善されないのは、建築基準法第４２条第２項の救済規定を受けた道路沿いの建築物等が適法に後退していないことが大きな要因となっている。

このため、密集市街地のうち狭隘道路の拡幅が必要な地域においては、県と市町村が連携して、後退しない敷地の是正指導を徹底するとともに、敷地後退の基準となる道路中心表示や後退後の舗装整備を制度化し、建替えや増築の際には必ず拡幅整備が実施される体制を構築する。

（４）地震発生後の応急対策

①被災建築物応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物の危険性の有無を判定し、その後の余震等による二次災害を未然に防止するため、県、市町村及び（一社）島根県建築士会が連携して応急危険度判定士（島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づく知事の認定者）の派遣体制を整備する。

この場合、被災宅地の危険度判定を行う宅地判定士（島根県被災宅地危険度判定士登録要綱に基づく知事登録者）による宅地判定活動と連携して実施されるよう相互調整を行う。

②被災者に対する賃貸住宅の紹介・斡旋

大規模地震等の災害により住宅に住むことができなくなった被災者に対し、県及び市町村公営住宅等の空き家を紹介するとともに、県と宅地建物取引業団体との間で締結した協力協定に基づき民間賃貸住宅の空き家の紹介・斡旋を行う。

③その他応急・復旧対策の支援

そのほか、被災住宅の応急修理、罹災証明発行のための住宅被害調査、住宅相談所の開設などに関して建築関係団体との間で協力協定を締結し、地震災害の発生に備える。

（５）地震保険等への加入促進

地震により家屋が倒壊した被災者は自力で住宅の復旧を行わざるを得なく、被災地域の復旧が円滑に進まない恐れもあることから、県及び市町村等は、広報及びホームページ掲載等により、民間損害保険会社の地震保険又は火災に加え地震被害も補償する建物更生共済（建更）等の加入促進に向けた情報提供に努める。

3. 建築物の地震防災に関する啓発及び知識普及のための施策（基本施策2）

3-1 地震防災マップの作成・公表

（1）市町村ごとの地震防災マップの作成

住民及び所有者等の意識啓発を図り住宅・建築物の耐震診断・改修を促進させるため、市町村において、想定する大規模地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震防災マップ）を作成し公表する。

地震防災マップに用いるメッシュ地図は、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なものとする必要があるとあり、各市町村の市街地の状況や地形・地盤の状況を踏まえ適切な区域区分を設定する。

また、地盤の揺れやすさや建築物が倒壊する危険性だけでなく、地域の状況に応じて地盤の液状化やがけの崩壊の危険性、市街地の火災の危険性等についても地震防災マップに表現し、様々な危険性の存在を周知させることが必要である。

（2）自治会防災活動による身近な地震防災マップの作成

住民の連帯意識を醸成し、また住民による安全な避難活動等に役立てるため、市町村が作成する各行政区域全体の地震防災マップのほかに、自治会において、身近な危険や安全な施設・場所・道路等を記載した街区ごとの地震防災マップを作成するよう指導する。

街区ごとの地震防災マップには、自治会による自主的な防災点検活動を通して、安全な避難経路や危険な通路、緊急車両の進入できない範囲、ブロック塀が転倒する危険性のある箇所、瓦・ガラスなどの落下物に注意する箇所などを現状に即して記載し、住民が生活実感をもって身近に存在する様々な危険を再認識できるものとする必要がある。

なお、自治会による点検活動、マップ作成作業、これを活用した耐震診断・改修等の啓発活動及び危険箇所の改善事業等の取り組みは住民に身近な行政庁である市町村において支援する。

3-2 効果的な啓発メディアの整備

（1）啓発用パンフレット等の作成

広く県民の地震防災に関する意識啓発と知識普及を図るため、県において、耐震改修促進法の概要、地震被害の状況と対策の必要性、耐震診断・改修の方法・構造別規模別の標準的な費用、がけ崩れの危険性等を掲載したパンフレットを作成し、セミナー、講習会及び相談窓口等で配布するとともにホームページに掲載する。

また、県内すべての世帯に必要な情報を提供するため、上記のパンフレットを基に、高齢者にも読みやすく理解しやすい一般世帯向けのリーフレットの作成し、自治会の回覧版を利用して各戸に回覧する。

さらにインターネットホームページなどにより、耐震診断・耐震改修設計に応じることができる建築設計事務所が「（一財）島根県建築住宅センター」、「耐震改修支援センター」において公開

されていることの周知を図る。

（２）耐震改修事例集の作成

県民や民間事業者による耐震改修工事の参考となるよう、県において、リフォームにあわせた耐震改修工事の各種事例、国等が認定した耐震改修工法及び事例別の工事費用や資金計画に関する情報等を掲載した事例集を作成し、市町村及び関係機関等に配布し相談業務等に活用する。

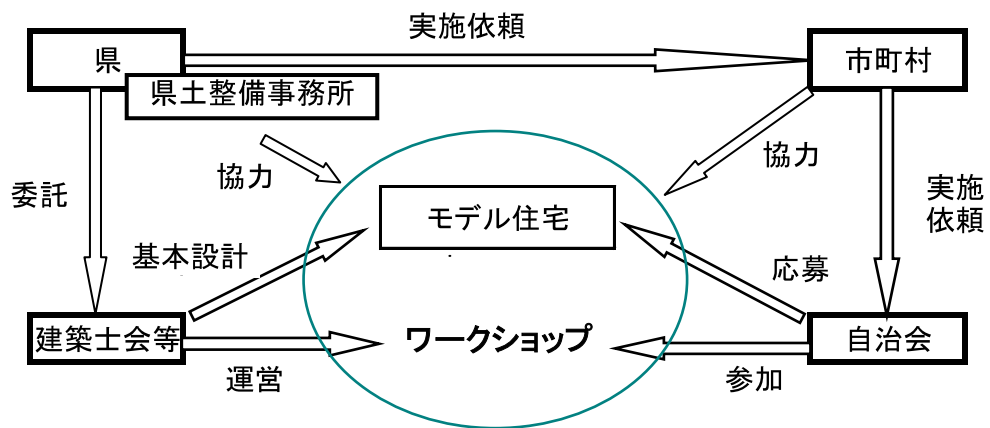
（３）広報用ビデオ等の活用

リーフレットや事例集など個別に配布するメディアのほかに、所有者の体験談・感想や工法別の工事概要を記録したビデオ、DVDを購入し、多数が参加するセミナーや講習会における学習教材として活用する。映像メディアは、県政テレビ番組等で放映することも可能であり、広く一般に周知する手段としては極めて有効である。

３－３ 多様な学習機会の提供

（１）耐震改修モデル設計による地域学習会の開催

耐震化率の低い木造戸建て住宅の耐震化を促進するため、県、市町村及び建築関係団体と連携して、モデル住宅の耐震診断・改修の基本設計を通じた地域学習会を開催し、県民の地震防災に関する意識を啓発し自主的な耐震診断・改修を促進させる。



（２）セミナー・講習会等の開催

県民の地震防災に関する意識啓発と知識普及を図るため、県は市町村及び建築関係団体と協力して、一般県民向け又は特定建築物所有者向けのセミナー、講習会等を県内各地で開催する。

また、それにあわせ耐震診断・改修に関する無料相談会を設け、個別の事例の対応方法についてきめ細かいアドバイスを行う。

（３）自治会による防災学習会の開催

自治会単位での耐震化の取り組みが促進されるよう、市町村が、建築関係団体の協力により、

自治会総会等の機会を利用して防災学習会を開催する。

防災学習会では、家具の転倒防止対策、耐震診断及び耐震改修、並びに自治会レベルでの地震防災マップの作成の必要性等について説明し意識啓発を行う。

また、このような自治会との交流を通じて、改善が進みにくい高齢者世帯において、応急的な家具転倒防止対策が建築関係団体のボランティア活動によって実施される仕組みを検討する。

（４）地方公共団体職員等による「戸別訪問」の実施

地方公共団体の職員等が直接住宅所有者に、地震による危険性、耐震改修の必要性、支援制度等を説明し、その場で質疑回答することにより、耐震診断及び改修に対する意識改革を図る。訪問にあたっては、各市町村において戸別訪問を行う区域や、効果をより高める方法をまとめたアクションプログラムを作成したうえで、県や（一社）島根県建築士会等関係機関の協力を得ながら実施する。

（５）各種行事を活用した広報の実施

建築物防災週間及び違反建築物防止週間における立入指導や広報活動、毎年１０月に実施される住宅月間における各種催しなど、既存の行事・活動を通して、積極的に地震防災対策についての啓発を行う。これらの行事・活動は、県、市町村及び建築関係団体が連携協力し、広域的かつ集中的に取り組むものであり、啓発方法を工夫することにより、一般県民等への大きな周知効果が期待される。

（６）「基準適合認定建築物マーク」の普及

建築物の所有者が所管行政庁に申請し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、「基準適合認定建築物マーク」を標示することができる。この制度の普及を図ることで、県民の関心を促し、耐震診断・耐震改修等への関心を高めていく。

4. 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する法的措置等の実施方針（基本施策3）

4-1 耐震改修促進法による法的措置

（1）耐震診断結果の報告の義務づけ

県は、大規模な地震の発生により建築物が倒壊等した場合に被災者救援・救護活動、消火活動等の災害応急対策に重大な支障を来すことがないように、法第5条第3項第1号及び第2号に基づく要安全確認計画記載建築物を指定し、対象建築物の耐震診断結果の報告を義務づけることにより、重点的な耐震化の促進を図る。

（2）耐震診断結果の報告内容の公表

県は、法第5条第3項第1号の規定に基づき、大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物（災害対策基本法に基づき指定する地域防災計画において災害時に利用することを想定している建築物をいう。）を次のとおり指定し、迅速な災害応急対策を図る。

指定年月日	対象建築物	診断結果の報告期限
平成28年3月15日	表4-1-1	平成27年12月31日
平成29年4月1日	表4-1-2	平成33年3月31日

県は、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月）」に定める緊急輸送道路のうち表4-2に掲げる道路を法第5条第3項第2号の規定に基づく道路として指定し、当該道路の通行及び円滑な避難の確保を図る。

指定年月日	路線	診断結果の報告期限
平成29年4月1日	表4-2	平成38年3月31日

（3）通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断費用の負担

法第7条柱書及び同条第2号の規定により耐震診断結果の報告が義務化された通行障害既存耐震不適格建築物の所有者から申請があったときは、法第10条第1項の規定に基づき、県は耐震診断の実施に要する費用の一部を負担する。

また、同条柱書及び同条第3号の規定により耐震診断が義務化された通行障害既存耐震不適格建築物の所有者から申請があり、法第10条第2項の規定に基づき市町村が耐震診断の実施に要する費用の一部を負担するときは、県は市町村に対する間接補助を実施する。

（4）県施行細則の制定による法体系の整備

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に定める所管行政庁への委任規定に基づき、次の規定を「島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年3月28日島根県規則第42号）」に定める。

委任省令	規定する内容
第3条、第4条	通行障害建築物となる建築物の高さの特例
第5条第4項	要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の結果の報告書に添付する書類
第28条第2項	計画の認定の申請書に添付する書類
第28条第11項	同上の申請書に添付する要しない書類
第33条第1項、第2項	建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書に添付する書類
第33条第3項	同上の申請書に添付することを要しない書類
第37条第1項第3号	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添付する書類
第37条第2項	同上の申請書に添付することを要しない書類

（５）事務処理要領に基づく適正な法令執行

法令の実効性を確保するため、法令執行に係る事務処理及び運用基準等を定めた「島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る事務処理要領（平成27年3月16日制定）」に基づき、適正な法令の執行に努める。

当該事務処理要領に規定する事項は、下表のとおりとする。

構成	規定する事項
要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物（以下「要安全確認計画記載建築物等」という。）の耐震診断結果の報告等に関する事項	・細則第3条第1号に規定する第三者判定機関 ・細則第3条第2号に規定する「建築基準法第12条第1項の規定による報告を要しない建築物にあつてはこれと同等と認められるもの」とする調査報告書様式及び調査者の資格 ・申請者が提出する報告書の部数及び提出先 ・報告書の受付等の事務処理の方法 ・所有者が期限内に報告しない場合の督促の方法、再三の督促を経て命令する旨の意思表示及び命令したときの公表の方法 ・所有者から報告を受けた場合の公表の方法並びに公表後の公表内容の更新及び削除
特定既存耐震不適格建築物に係る措置に関する事項	・特定既存耐震不適格建築物の状況を把握するための台帳様式及びその整備方法並びに記載内容に変更等が生じた場合の管理方法 ・法第15条第2項の規定による指示をするときの指示書様式 ・法第15条第2項の規定による指示にあたって報告を求めるときの報告通知書及び報告書の様式、報告書の提出部数及び提出先 ・報告書に疑義がある場合の関係書類の検査及び現地立ち入り検査の方法並びに検査結果の報告の方法 ・所有者が指示に従わなかったときの公表の方法

建築物の耐震改修の計画の認定に関する事項	・申請者が提出する認定申請書（建築確認等を要する場合は、添付書類を含む）の部数及び提出先 ・認定申請の受付、処理簿及び台帳整理並びに消防長等への意見照会等の事務処理の方法（建築確認等を要する場合は、消防長等、保健所長及び建築主事の同意等の手続きを含む） ・同意を求められた建築主事の同意手続き及び事務処理方法 ・法第17条第3項の基準に適合すると認める場合（建築確認等を要する場合は、消防長等及び建築主事の同意が得られた場合に限る。）は認定する旨の意思表示 ・申請書の内容に疑義がある場合の現地調査及び報告の方法 ・認定を行った場合の台帳整理及び認定通知書の交付の方法 ・認定を行った場合の同意した建築主事に対する通知及び通知を受けた建築主事の事務処理方法 ・認定できない場合（建築確認等を要する場合は、消防長等及び建築主事の同意が得られない場合を含む。）の通知様式及びその通知方法 ・法第17条第5項に規定する計画の認定を受けた耐震改修工事の図書の閲覧方法 ・計画の認定を受けた者が、法第18条の規定に基づき計画の変更をしようとする場合の申請書様式及び添付書類並びに変更の認定を行った場合の認定変更通知書様式及び交付方法 ・計画の認定を受けた建築物の耐震改修工事現場への表示様式及び表示方法 ・計画の認定を受けた建築物の耐震改修工事に対する報告書様式、報告時期及びその報告の方法、現場立ち入り検査及び報告の方法、並びに計画に従って改修工事を行っていることを確認した場合の認定済証様式及び交付方法 ・認定に従って耐震改修工事を行っていないと認める場合の法第20条の規定に基づく改善命令の様式及びその交付方法、命令を受けた者が改善した場合の改善報告書の様式及び提出方法、並びに建築主事の同意を受けた場合の建築主事への通知様式及び通知方法 ・改善命令に従わない場合は法第21条の規定に基づき認定を取り消す旨の意思表示 ・取り消した場合の申請者への通知様式及び通知方法、並びに同意した建築主事への通知様式及び通知方法
建築物地震に対する安全性に係る認定に関する事項	・申請者が提出する認定申請書の部数及び提出先 ・認定申請の受付等の事務処理の方法 ・法第22条第2項の基準に適合すると認める場合は認定する旨の意思表示 ・申請書の内容に疑義がある場合の現地調査及び報告の方法 ・認定を行った場合の台帳整理及び認定通知書の交付の方法

	・ 認定できない場合の通知様式及びその通知方法 ・ 法第 22 条第 2 項の基準に適合しなくなったと認める場合は認定を取り消す旨の意思表示 ・ 認定を取り消す場合の通知の様式及びその通知方法
区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定に関する事項	・ 申請者が提出する認定申請書類の部数及び提出先 ・ 認定申請の受付等の事務処理の方法 ・ 法第 25 条第 2 項の基準に適合していないと認める場合は認定することとする旨の意思表示 ・ 申請書の内容に疑義がある場合の現地調査及び報告の方法 ・ 認定を行った場合の台帳整理及び認定通知書の交付の方法 ・ 認定できない場合の通知の様式及びその通知方法

表 4-1-1 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる建築物（法第5条第3項第1号）

	所有者	災害時の用途	建築物の規模
(1)	すべて	防災拠点および避難所 (要緊急安全確認大規模建築物に限る)	要緊急安全確認大規模建築物に 該当する規模

表 4-1-2 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる建築物（法第5条第3項第1号）

	所有者	災害時の用途	建築物の規模
(1)	県	防災拠点及び避難所	すべて
(2)	市町村	防災拠点	すべて
(3)	市町村	避難所 (平常時の用途が法第14条第1号に掲げ る用途に供するものに限る)	令第6条第2号各号に規定する 用途に応じ、それぞれ当該各号に 定める規模以上

※「防災拠点」および「避難所」とは、県または市町村が災害対策基本法に基づき策定する地域防災計画において、災害時に防災拠点または避難所として利用することを想定している建築物をいう。

※「令」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令をいう。

※複数の号に該当する建築物における耐震診断の結果の報告期限は、該当する号のうち、最も期限の早いものを適用する。

参考1 表 4-1-2(1)に該当する建築物一覧表

施設名称	棟名称	所在地
松江高等看護学院	教室棟	松江市嫁島町西嫁島2-2-23

※指定時点において、耐震診断の実施により「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」とされている建築物は除外している。

参考2 表 4-1-2(2)に該当する建築物一覧表

施設名称	棟名称	所在地
浜田市役所旭支所	支所庁舎	浜田市旭町今市637
浜田市役所金城支所	支所庁舎	浜田市金城町下来原171
浜田市役所三隅支所	支所庁舎	浜田市三隅町三隅1434
浜田市役所弥栄支所	支所庁舎	浜田市弥栄町長安本郷542-1
出雲市役所平田支所	-	出雲市平田町951-1
出雲市役所湖陵支所	-	出雲市湖陵町二部1320
出雲市役所大社支所/大社消防署	-	出雲市大社町杵築南1395
出雲市役所斐川支所	-	出雲市斐川町莊原2172
出雲西消防署 多伎分署	-	出雲市多伎町久村509
美都総合支所	-	益田市美都町都茂1803-1
豪雪山村開発総合センター	-	益田市匹見イ1260
地域生活支援センター ポケットプラザ	-	益田市乙吉町イ110-1
大田市役所本庁舎	本庁舎	大田市大田町大田口1111
大田市役所仁摩支所	支所庁舎	大田市仁摩町仁万562-3
大田市立病院	病棟	大田市大田町吉永1428-3
大田市立病院	外来管理棟	大田市大田町吉永1428-3
大田市立病院	外来診療棟	大田市大田町吉永1428-3
大田市立病院	治療棟	大田市大田町吉永1428-3
大田市立病院	機能訓練棟	大田市大田町吉永1428-3
大田市立病院	MRI棟	大田市大田町吉永1428-3
大田市立病院	MRI検査棟	大田市大田町吉永1428-3
大田市立病院	リハビリテーション棟	大田市大田町吉永1428-3
大田市立病院	サービス棟	大田市大田町吉永1428-3
大田市立病院	研修施設	大田市大田町吉永1428-3
安来市役所安来庁舎	1号館	安来市安来町878-2
安来市役所安来庁舎	3号館	安来市安来町878-2
安来市役所広瀬庁舎	-	安来市広瀬町広瀬703
江津市役所本庁舎	A棟	江津市江津町1525
江津市役所本庁舎	B棟	江津市江津町1525
雲南市大東総合センター	総合センター	雲南市大東町大東1673-1
掛合総合センター	総合センター	雲南市掛合町掛合1262-1
雲南市立病院	西棟	雲南市大東町飯田96-1
雲南市立病院	管理棟	雲南市大東町飯田96-1
津和野町役場	本庁舎	鹿足郡津和野町日原54-25
津和野町役場	第2庁舎	鹿足郡津和野町日原245-1
津和野町役場	農林課棟	鹿足郡津和野町後田064-6
海士町役場	本庁舎	隠岐郡海士町大字海士1490
西ノ島町役場	本庁舎(木造部分)	隠岐郡西ノ島町浦郷534
隠岐の島町役場	本庁舎	隠岐郡隠岐の島町城北町1

※指定時点において、耐震診断の実施により「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」とされている建築物は除外している。

参考3 表 4-1-2(3)に該当する建築物一覧表

施設名称	棟名称	所在地
佐田スポーツセンター	-	出雲市佐田町反辺1948-1
斐川文化会館	-	出雲市斐川町莊原2166-1
斐川第2体育館	-	出雲市斐川町直江1231
市民学習センター	-	益田市元町11-26
大田総合体育館	競技棟	大田市大田町大田口1451
川戸地域コミュニティ交流センター	旧校舎棟	江津市桜江町川戸15-4
谷住郷地域コミュニティ交流センター	旧校舎棟	江津市桜江町谷住郷1871-1
川越地域コミュニティ交流センター	旧校舎棟	江津市桜江町川越631
大東体育文化センター	集会所部分	雲南市大東町大東1349
大東体育文化センター	体育館部分	雲南市大東町大東1349
大東公園体育館	体育館	雲南市大東町大東1094
木次体育館	体育館	雲南市木次町新市409
掛合体育館	体育館	雲南市掛合町掛合2125-3
三成中央公民館	-	仁多郡奥出雲町三成445-3
奥出雲町立町民体育館	-	仁多郡奥出雲町三成445-3
横田コミュニティセンター	-	仁多郡奥出雲町横田1037
羽須美体育館	-	邑智郡邑南町阿須那112-5
津和野町民センター	集会所部分	鹿足郡津和野町後田口66-2
津和野町民センター	体育館部分	鹿足郡津和野町後田口66-2

※指定時点において、耐震診断の実施により「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」とされている建築物は除外している。

表 4-2 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路（法第 5 条第 3 項第 2 号）

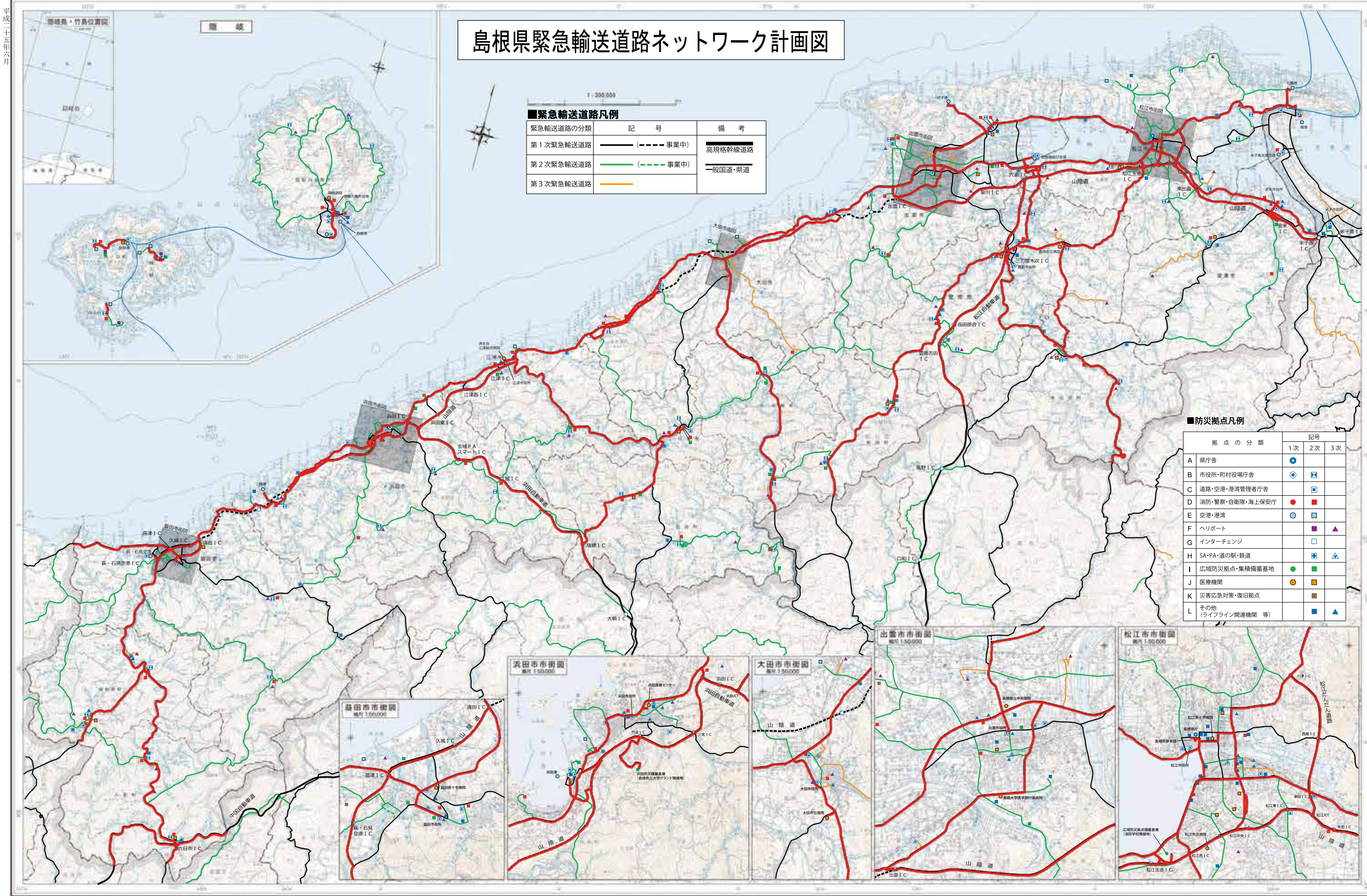
道路種別	路線名	区間
高速自動車国道	山陰道	松江玉造IC～出雲IC
高速自動車国道	中国自動車道	県内全線
高速自動車国道	浜田自動車道	県内全線
高速自動車国道	松江自動車道	宍道JCT～三刀屋木次IC
高速自動車国道	松江自動車道	三刀屋木次IC～広島県境
一般有料道路	山陰道(国道9号 江津道路)	全線
一般有料道路	山陰道(国道9号 安来道路)	全線
一般国道(指定)	国道9号	鳥取県境～国道9号 出雲バイパス交点
一般国道(指定)	国道9号	国道9号 出雲バイパス交点～県道35号(益田停車場)交点
一般国道(指定)	国道9号	国道9号 益田バイパス交点～山口県境
一般国道(指定)	国道9号 出雲バイパス	全線
一般国道(指定)	国道9号 江津バイパス	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 朝山大田道路)	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 多伎朝山道路)	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 仁摩温泉津道路)	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 浜田道路)	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 浜田三隅道路)	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 益田道路)	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 松江道路)	全線
一般国道(指定)	国道54号	国道9号交点～広島県境
一般国道(指定)	国道191号	国道9号交点～山口県境
一般国道(指定外)	国道187号	国道9号交点～山口県境
一般国道(指定外)	国道261号	国道9号江津バイパス交点～県道327号(市木井原線)交点
一般国道(指定外)	国道314号	国道54号交点～広島県境
一般国道(指定外)	国道375号	国道9号交点～広島県境
一般国道(指定外)	国道431号	県道21号(松江島根線)交点～鳥取県境
一般国道(指定外)	国道431号	県道260号(本庄福富松江線)交点～市道中ノ島環状線交点
一般国道(指定外)	国道431号	市道蓮田環状線交点～国道431号 東林木バイパス交点
一般国道(指定外)	国道431号 東林木バイパス	国道431号交点～県道278号(矢尾今市線)交点
一般国道(指定外)	国道485号	国道431号交点～七類港
一般国道(指定外)	国道485号	西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路交点～広域農道岬線交点
一般国道(指定外)	国道485号	別府港臨港道路交点～浦郷漁港臨港道路交点
一般国道(指定外)	国道485号 松江だんだん道路	川津IC～国道9号松江道路交点
主要地方道	県道5号(浜田八重可部線)	県道327号(市木井原線)交点～瑞穂IC
主要地方道	県道21号(松江島根線)	国道431号交点～国道9号松江道路交点
主要地方道	県道24号(松江木次線)	国道9号交点～国道54号交点
主要地方道	県道25号(玉湯吾妻山線)	県道24号(松江木次線)交点～国道314号交点
主要地方道	県道31号(仁摩邑南線)	県道40号(川本波多線)交点～町道新町日の出線交点
主要地方道	県道35号(益田停車場線)	国道9号交点～県道54号(益田澄川線)交点
主要地方道	県道37号(松江鹿島美保関線)	国道9号交点～県道227号(松江しんじ湖温泉停車場線)交点
主要地方道	県道40号(川本波多線)	国道261号交点～県道31号(仁摩邑南線)交点
主要地方道	県道43号(隠岐空港線)	町道西郷270号交点～隠岐空港
主要地方道	県道45号(安来木次線)	国道9号交点～県道334号(安来インター線)交点
主要地方道	県道46号(大田桜江線)	国道375号交点～大田市立病院
主要地方道	県道47号(西郷布施線)	国道485号交点～町道宮ノ前西町線
主要地方道	県道54号(益田澄川線)	県道35号(益田停車場線)交点～益田市役所
主要地方道	県道57号(宍道インター線)	全線
一般県道	県道227号(松江しんじ湖温泉停車場線)	県道37号(松江鹿島美保関線)交点～鳥根県警察本部
一般県道	県道250号(鰐淵寺線)	市道平田環状線交点～市道蓮田環状線交点
一般県道	県道250号(鰐淵寺線)	国道431号交点～河下港
一般県道	県道260号(本庄福富松江線)	県道21号(松江島根線)交点～国道431号交点
一般県道	県道263号(浜乃木湯町線)	国道9号松江道路側道交点～広域防災拠点備蓄倉庫
一般県道	県道276号(遙堤今市線)	県道278号(矢尾今市線)交点～国道184号交点
一般県道	県道277号(多伎江南出雲線)	市道今市川跡日下線～県道337号(出雲インター線)交点
一般県道	県道278号(矢尾今市線)	国道431号 東林木バイパス交点～県道276号(遙堤今市線)交点
一般県道	県道317号(海士島線)	菱浦漁港臨港道路交点～海士町役場
一般県道	県道322号(知夫島線)	来居2号臨港道路交点～知夫村役場
一般県道	県道327号(市木井原線)	全線
一般県道	県道328号(石見空港線)	県道331号(石見空港飯田線)交点～萩・石見空港
一般県道	県道331号(石見空港飯田線)	国道9号交点～県道328号(石見空港線)交点
一般県道	県道332号(三刀屋木次インター線)	三刀屋木次IC～国道54号交点
一般県道	県道334号(安来インター線)	県道9号交点～安来IC
一般県道	県道337号(出雲インター線)	出雲IC～国道9号交点
一般県道	県道339号(浜田港インター線)	浜田港IC～福井4号臨港道路交点

表 4-2 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路（法第5条第3項第2号）（つづき）

道路種別	路線名	区間
市道	市道今市川跡日下線	国道9号 出雲バイパス交点～県道277号(多伎江南出雲線)交点
市道	市道清水野原線	市道浜田456号線交点～浜田防災備蓄倉庫
市道	市道竹迫野原線	竹迫IC～市道浜田451号線交点
市道	市道中ノ島環状線	国道431号交点～市道平田環状線交点
市道	市道浜田451号線	市道竹迫野原線交点～市道浜田456号線交点
市道	市道浜田456号線	市道浜田451号線交点～市道清水野原線交点
市道	市道平田環状線	市道中ノ島環状線交点～県道250号(鰐淵寺線)交点
市道	市道蓮田環状線	県道250号(鰐淵寺線)交点～国道431号交点
市道	浜田停車場港町線	国道9号交点～浜田医療センター
町道	町道有木1号	町道宮の前西町線交点～町道中町中条線
町道	町道西郷270号	広域農道岬線交点～県道43号(隠岐空港線)交点
町道	町道新町日の出線	県道31号(仁摩邑南線)交点～町道本町学校線交点
町道	町道中町中条線	町道有木1号交点～隠岐病院
町道	町道本町学校線	町道新町日の出線交点～川本町役場
町道	町道宮ノ前西町線	県道47号(西郷布施線)交点～町道有木1号交点
町道	町道日原青原1号	国道187号交点～津和野町役場
その他	海士港臨港道路	菱浦港～菱浦漁港臨港道路交点
その他	浦郷漁港臨港道路	国道485号交点～西ノ島町役場
その他	来居港 来居2号臨港道路	県道322号(知夫島線)交点～来居港
その他	広域農道岬線	国道485号交点～町道西郷270号交点
その他	西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路	西郷港～国道485号交点
その他	菱浦漁港臨港道路	海士港臨港道路交点～県道317号(海士島線)交点
その他	福井4号臨港道路	県道339号(浜田港インター線)交点～浜田港
その他	別府港臨港道路	国道485号交点～島前事業部
その他	三隅港 臨港道路1号線	国道9号交点～県道171号(益田種三隅線)交点

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図

図4-1 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図



平成二十五年六月

図 4-2 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（続き）

松江県土整備事務所管内 平成25年6月作成

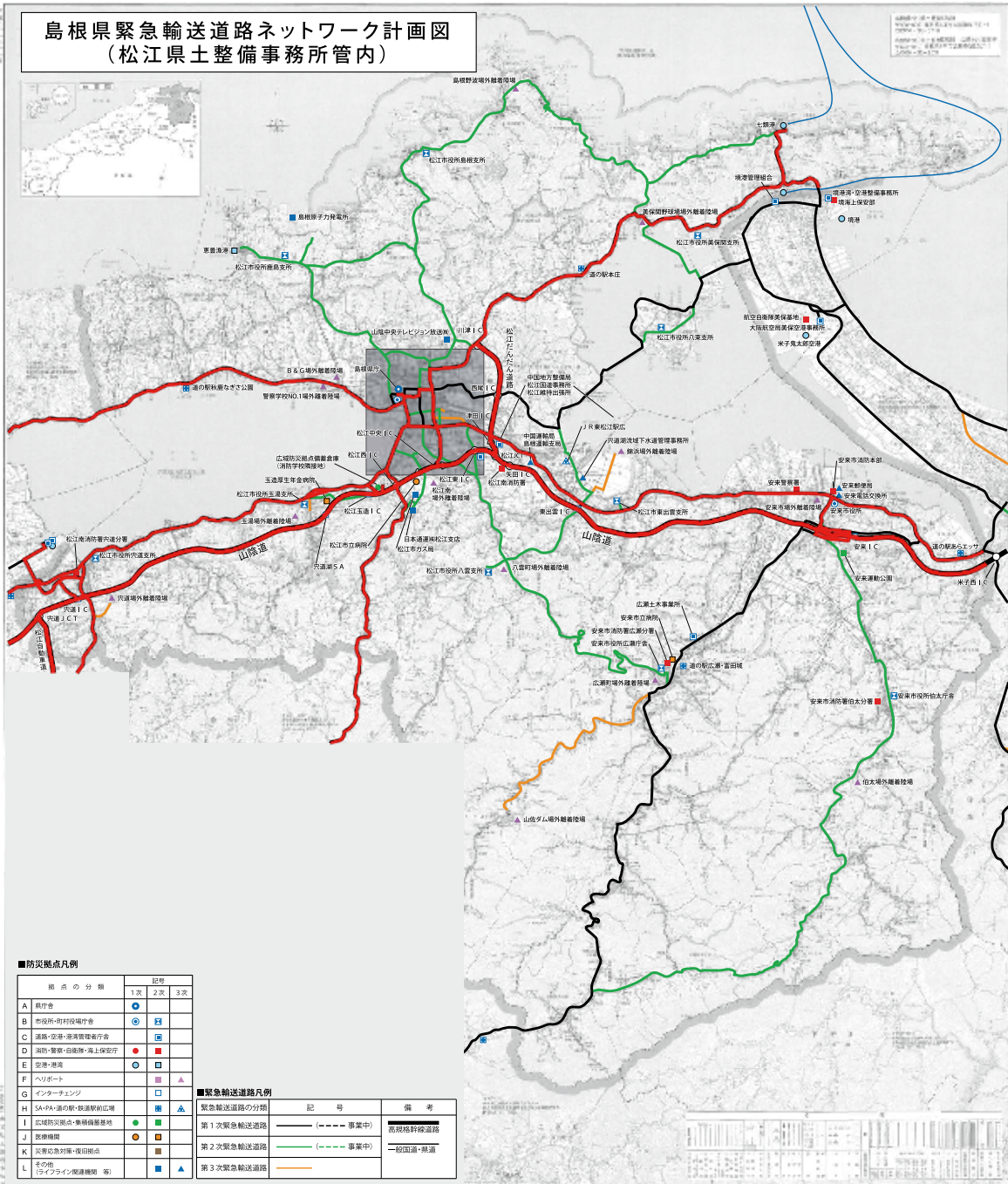
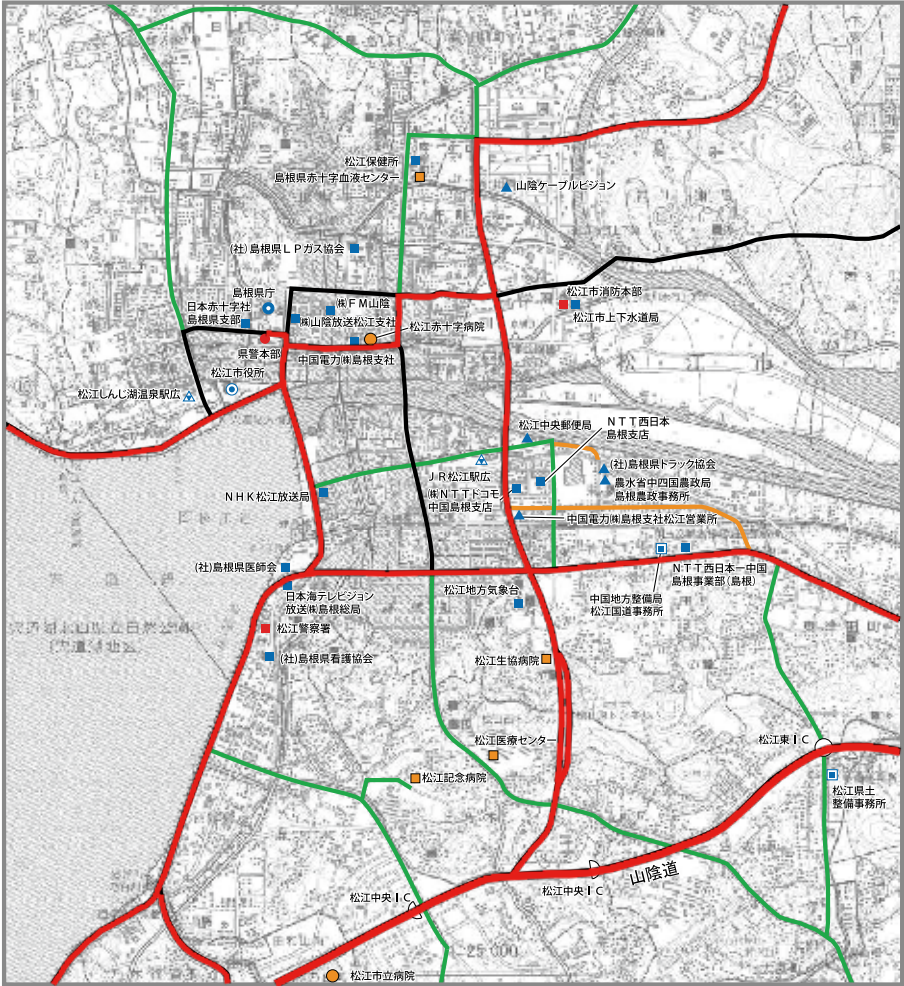


図 4-3 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（続き）

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図
(松江県土整備事務所管内松江市街部)



■緊急輸送道路凡例

緊急輸送道路の分類	記 号	備 考
第 1 次緊急輸送道路	—— (--- 事業中)	高規格幹線道路
第 2 次緊急輸送道路	—— (--- 事業中)	一般国道・県道
第 3 次緊急輸送道路	——	

■防災拠点凡例

拠 点 の 分 類	記号		
	1 次	2 次	3 次
A 県庁舎	●		
B 市役所・町村役場庁舎	◎	■	
C 道路・空港・港湾管理者庁舎		■	
D 消防・警察・自衛隊・海上保安庁	●	■	
E 空港・港湾	◎	■	
F ヘリポート		■	▲
G インターチェンジ		□	
H SA・PA・道の駅・鉄道駅前広場		■	▲
I 広域防災拠点・集積備蓄基地	●	■	
J 医療機関	◎	■	
K 災害応急対策・復旧拠点		■	
L その他 (ライフライン関連機関 等)		■	▲

松江県土整備事務所管内松江市街部 平成25年6月作成

図 4-4 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（続き）

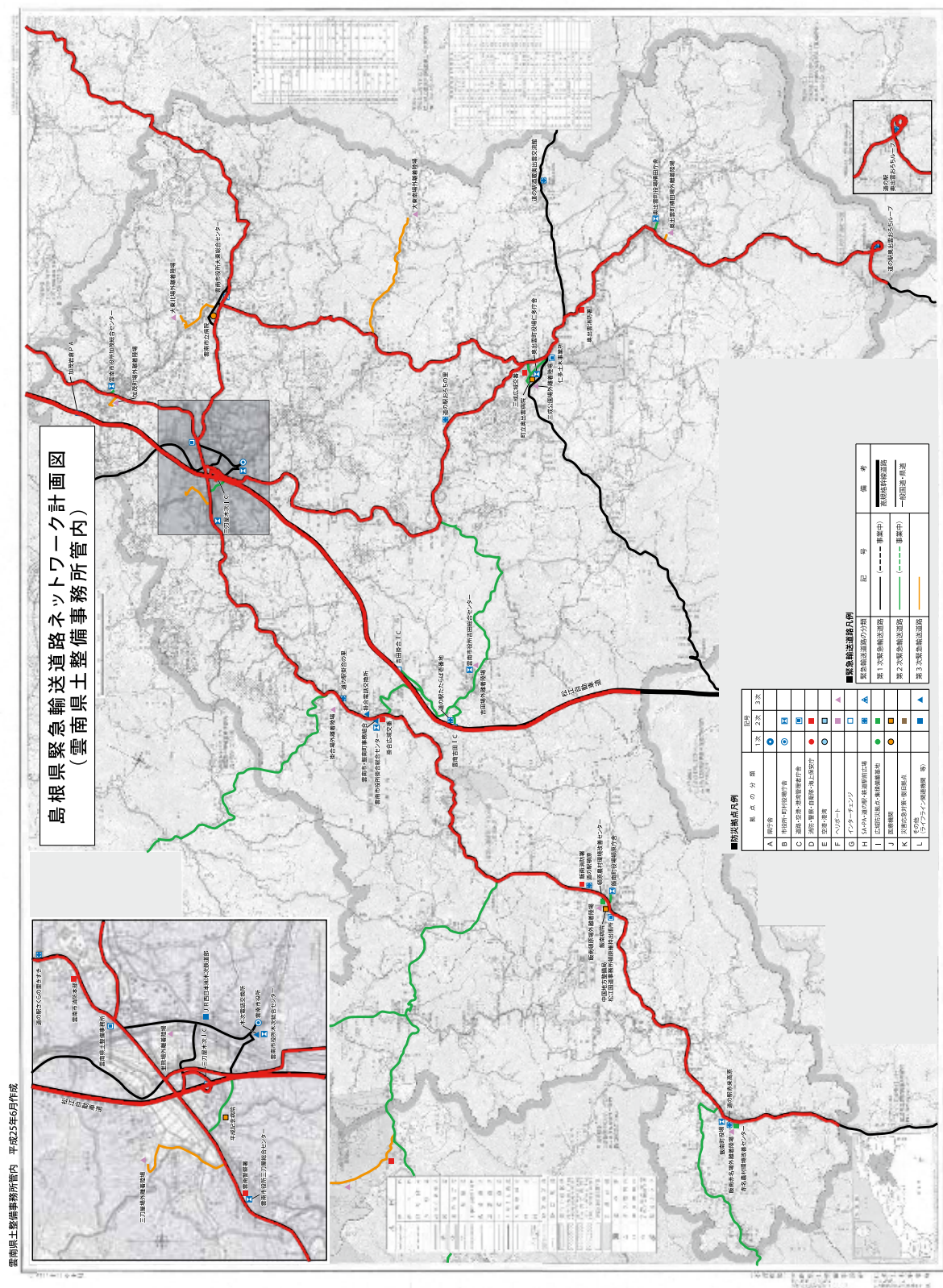


図 4-5 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（続き）

出雲県土整備事務所管内 平成25年6月作成

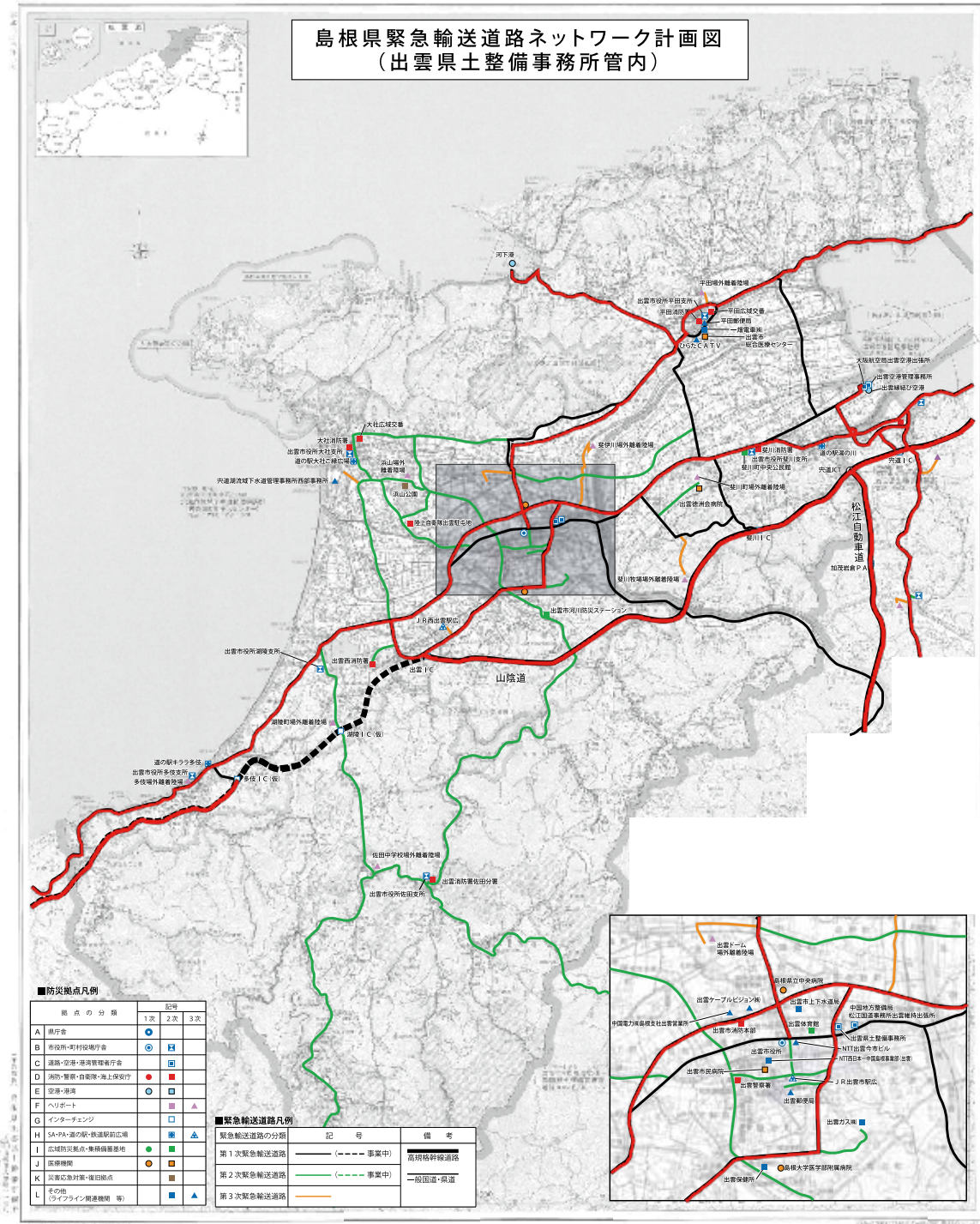


図 4-6 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（続き）

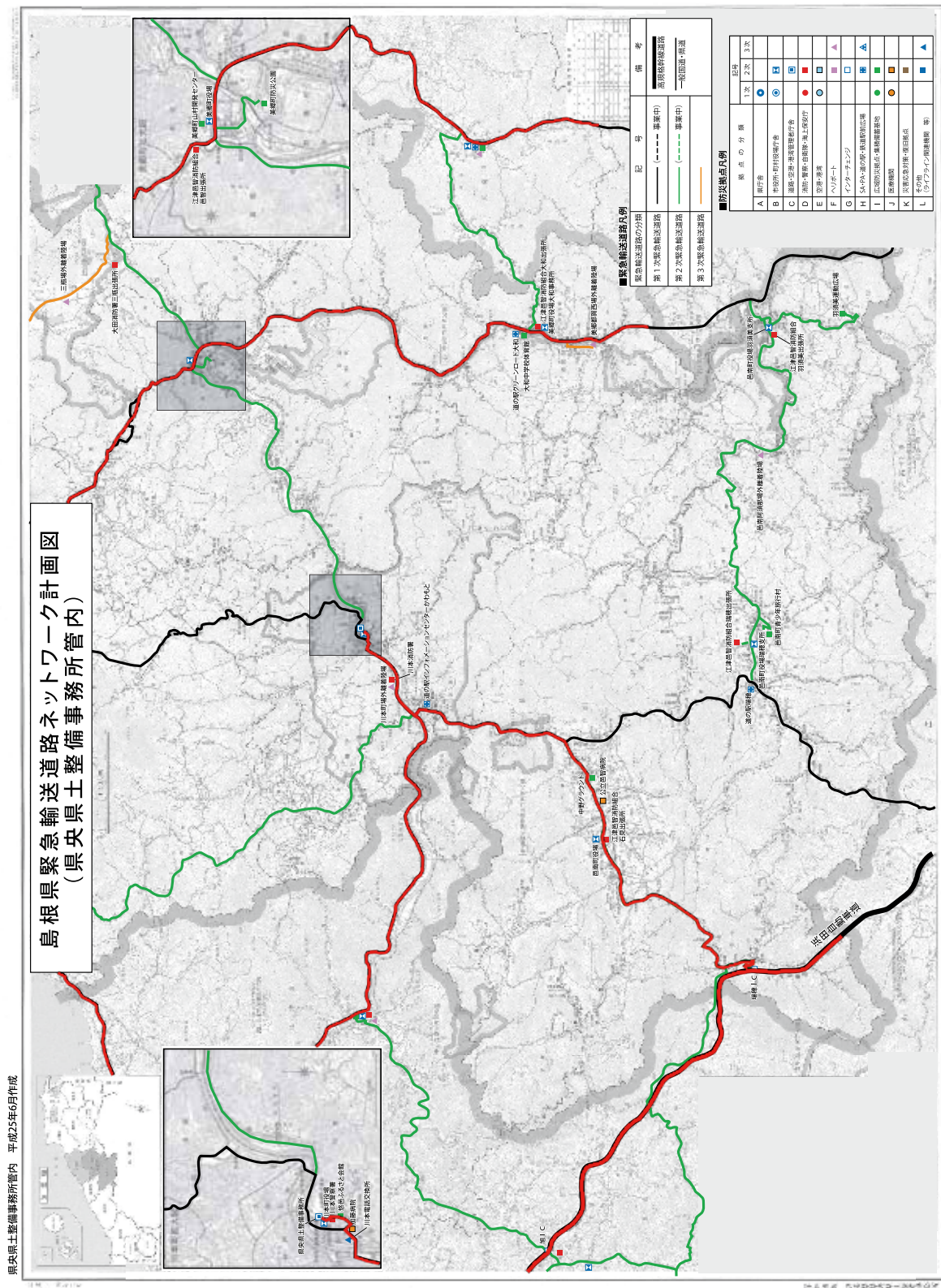


図 4-7 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（続き）

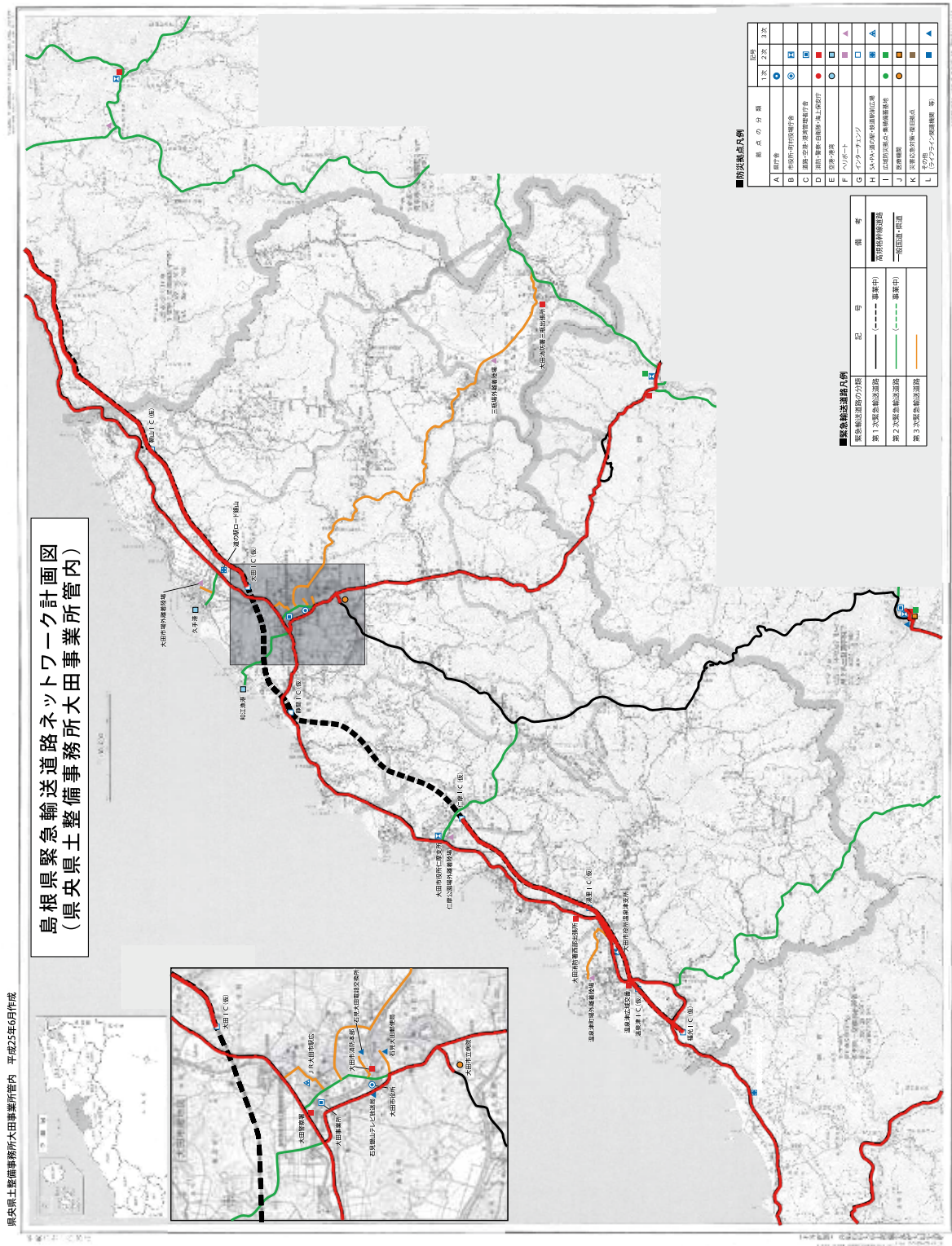


図 4-8 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（続き）

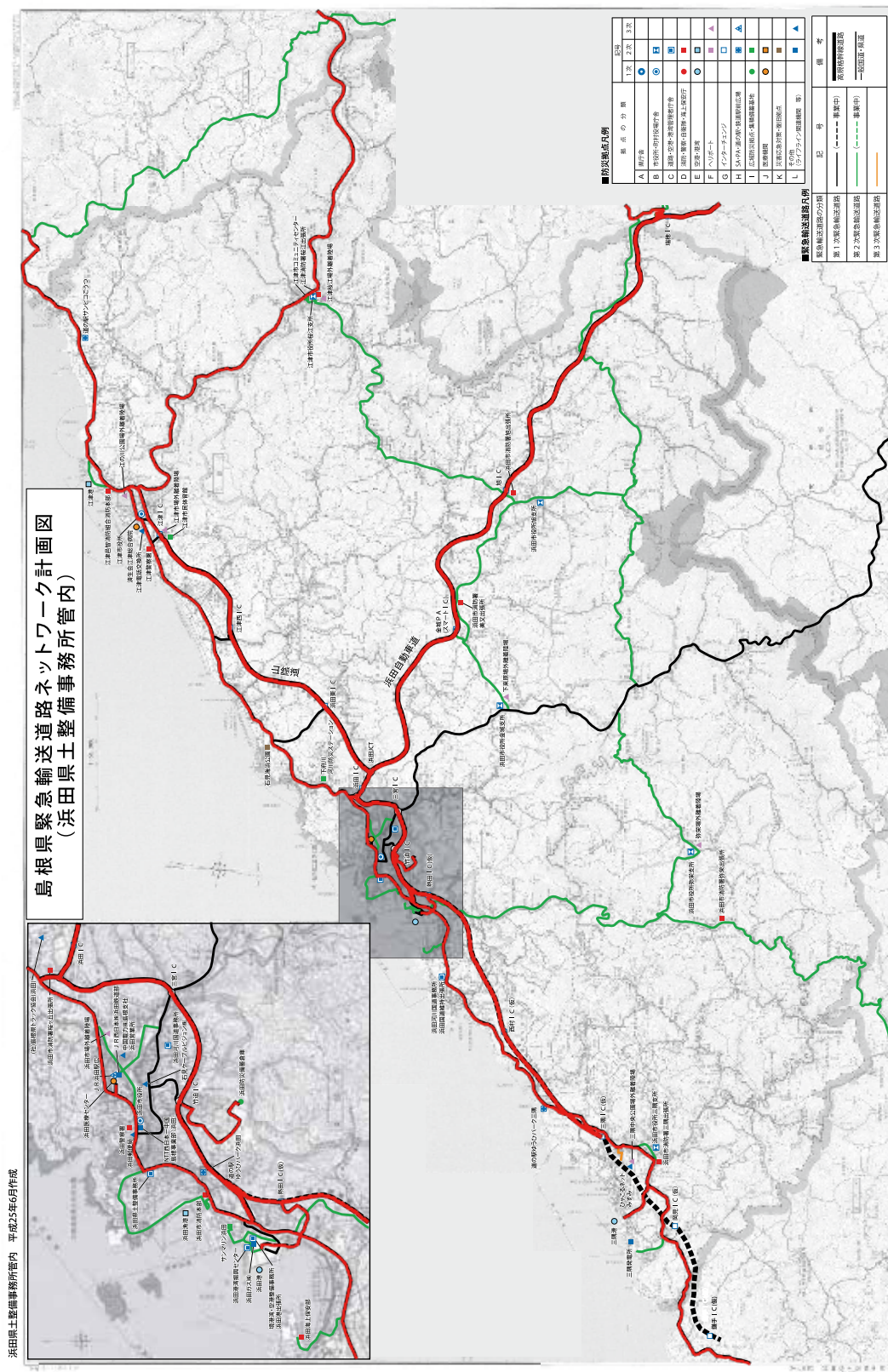


図 4-9 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（続き）

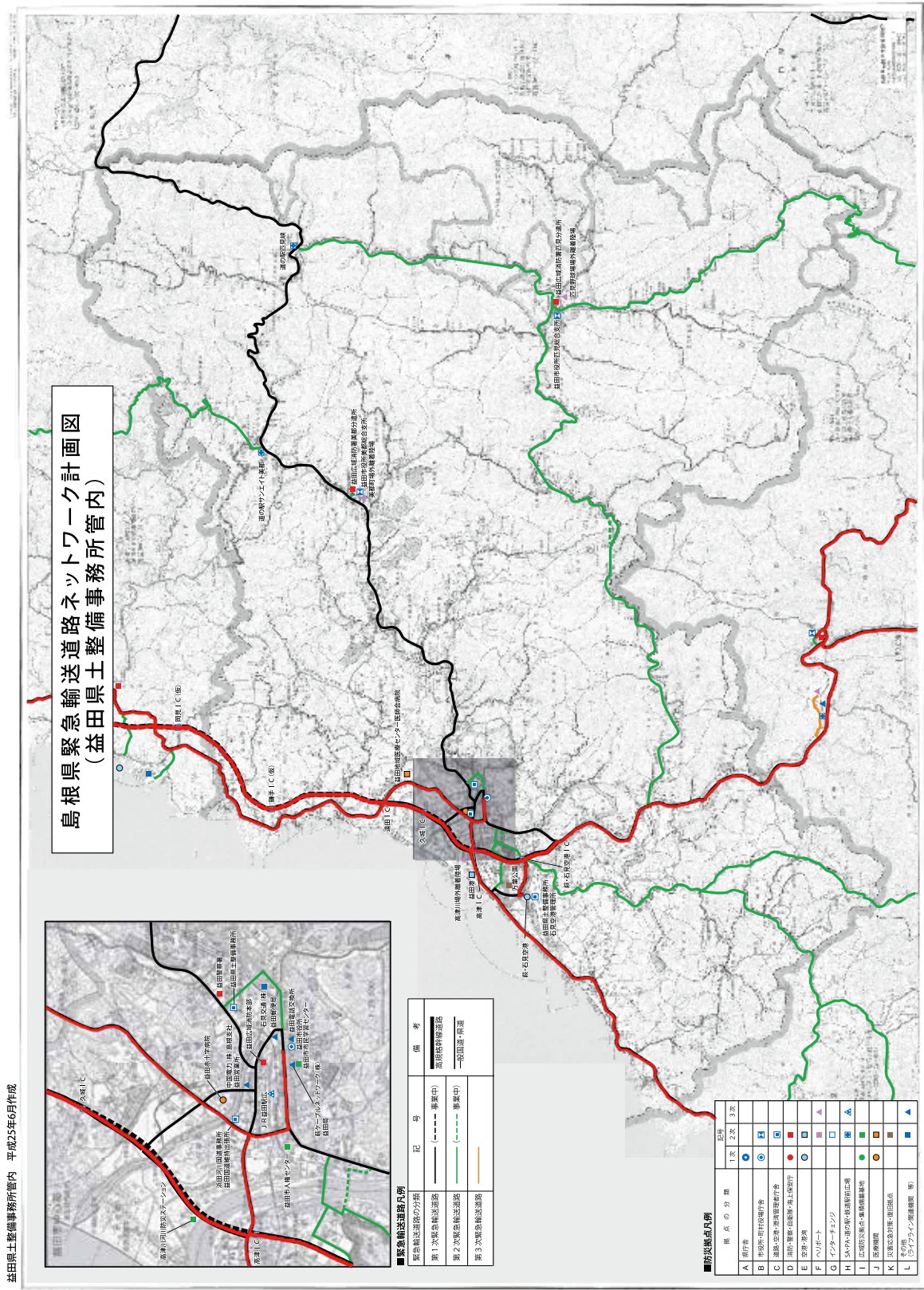


図 4-10 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（続き）

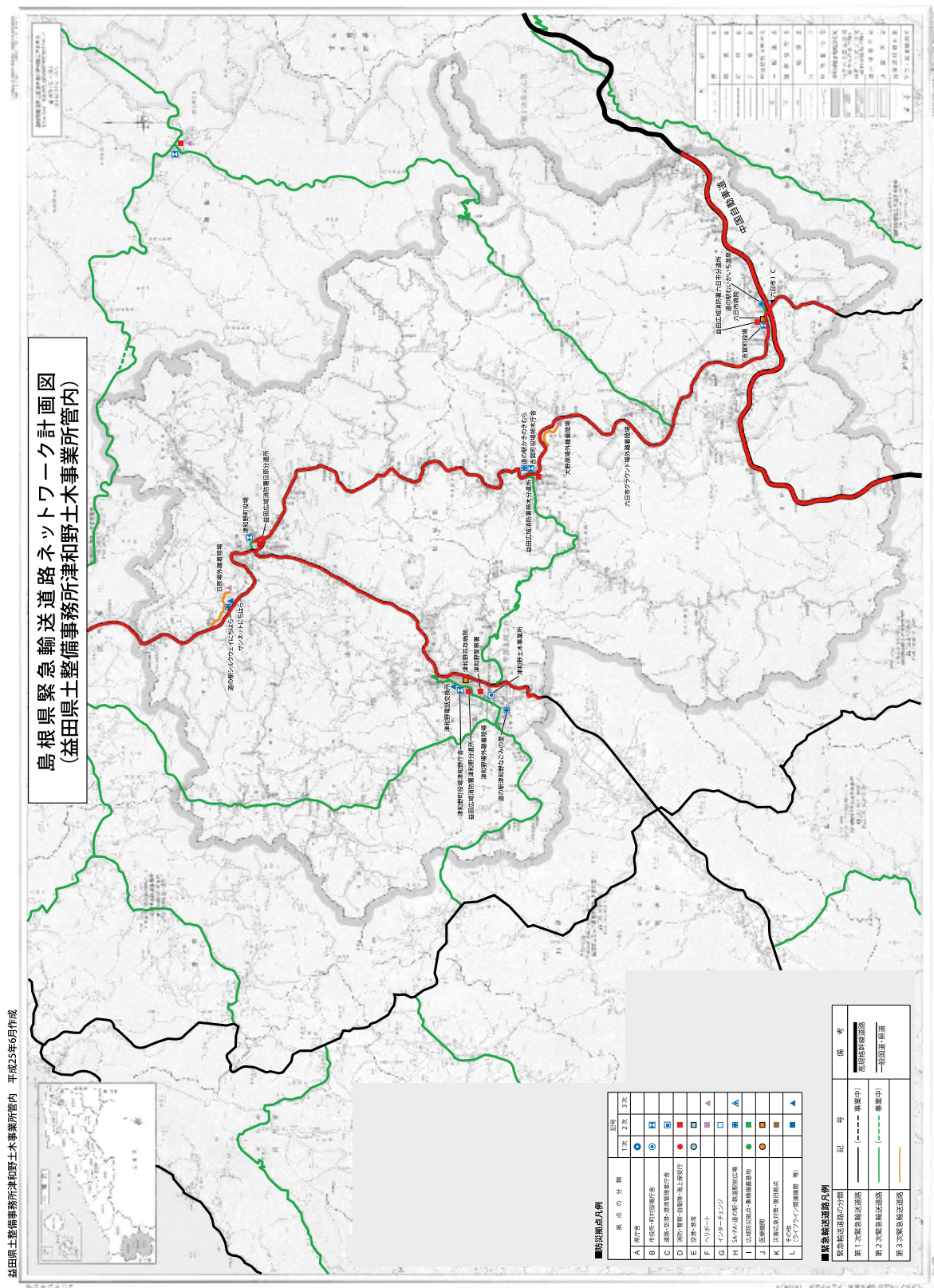
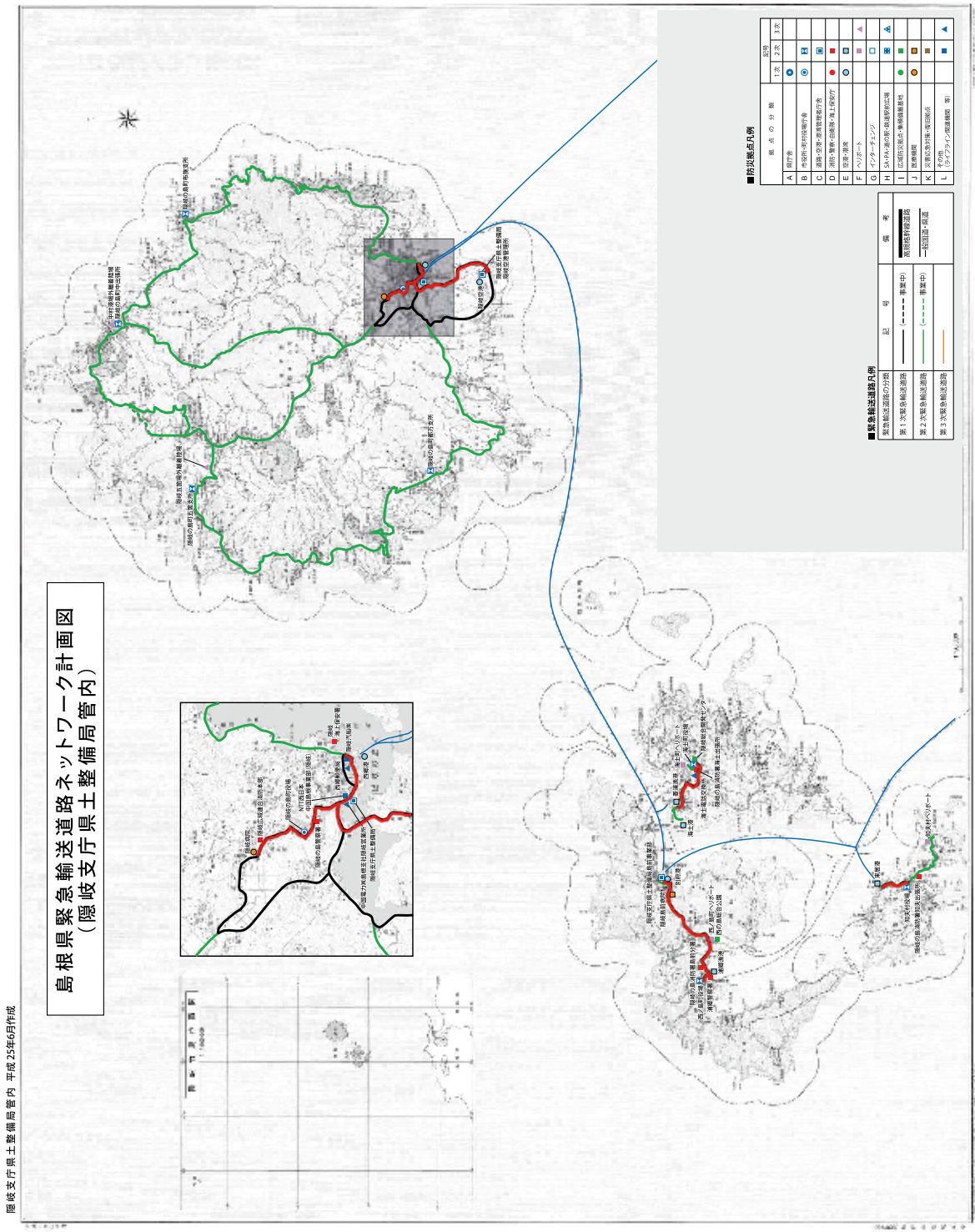


図 4-11 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（続き）



隠岐支庁県土整備局管内 平成25年6月作成

4-2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

(1) 是正勧告の実施

建築基準法に規定する特定行政庁は、耐震改修促進法第15条第3項の公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定に基づき、相当な猶予期間を付けて保安上必要な措置をとることを勧告する。

● 勧告を行う建築物

「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」別表第一の(一)に該当し、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物とする(表4-3)。

● 勧告の方法

「勧告」の方法は、具体的に実施すべき事項及び勧告に従わない場合は命令を発する旨を明示した勧告書を交付する等の方法で行う。

なお、勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わない場合には、同条第2項の規定に基づき、相当な猶予期間を付けて勧告に係る措置をとるよう「命令」する。

(2) 是正命令の実施

特定行政庁は、耐震改修促進法第15条第3項の公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第3項の規定に基づき、相当な猶予期間を付けて保安上必要な措置をとることを命令する。

● 命令を行う建築物

「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」別表第一の(一)に該当し、著しく保安上危険であると認められる建築物とする(表4-3)。

● 命令の方法

「命令」は、具体的に措置すべき事項及び命令に従わない場合は告発する旨等を明示した命令書を交付する方法で行う。

表4-3 特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針（建設省告示第2089号）別表第一

構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性	この表において、 I_s 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。 I_s ：各階の構造耐震指標 q ：各階の保有水平耐力に係る指標
(一)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	
(二)	(一) 及び (二) 以外の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	
(三)	$I_s \geq 0.6$ かつ $q \geq 1.0$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。	

5. 今後の推進体制整備等に関する方策

5-1 関係団体等による連携

(1) 市町村との連携

これまで、県は県民への建築物の耐震化の普及・啓発や、市町村と連携して県内の各地域で耐震学習会を開催するなどの取組みを行ってきた。この結果、県民の耐震に関する関心は高まってはきているが、十分ではない。

(2) 建築関係団体との連携

建築物の現状調査や耐震診断の実施、耐震補強などを円滑に実施するためには、必要な人材の育成や建築物の耐震化に係る技術や知識の獲得など、建築士や建設業等の建築関係団体が主体的な役割を果たすことが極めて重要となる。

このため、それぞれの団体の役割分担や活動内容を調整し、相互に連携協力して諸事業に取り組むことができるよう、情報提供や普及啓発を図る。